

令和 8 年 3 月 定例会 建設経済常任委員会記録

令和 8 年 3 月 3 日（火）

令和 8 年 3 月 4 日（水）

令和 8 年 3 月 6 日（金）

場所：鳥栖市議会 第 2 委員会室

目 次

令和 8 年 3 月 3 日（火）	5 頁
令和 8 年 3 月 4 日（水）	89 頁
令和 8 年 3 月 6 日（金）	161 頁

令和 8 年 3 月定例会日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	3 月 3 日（火）	審査日程の決定 上下水道局審査 議案乙第 8 号～第10号・第14号・第15号 〔説明、質疑〕 都市整備課、国道・交通政策課審査 議案乙第 4 号・第10号、議案甲第16号・第17号 〔説明、質疑〕 報告（都市整備課） 鳥栖市立地適正化計画の策定について 〔報告、質疑〕 建設課、維持管理課審査 議案乙第 4 号・第10号、議案甲第18号 〔説明、質疑〕
第 2 日	3 月 4 日（水）	農林課、農業委員会事務局審査 議案乙第 4 号・第10号、議案甲第15号 〔説明、質疑〕 報告（農業委員会事務局） 鳥栖市農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集結果 〔報告、質疑〕 商工観光課審査 議案乙第 4 号・第 7 号・第10号・第13号 〔説明、質疑〕

日 次	月 日	摘 要
第 3 日	3 月 6 日（金）	現地視察 浄水場（原古賀町） 山浦 P A スマート I C（仮称）（山浦町） 議案審査 議案乙第 4 号・第 7 号～第 10 号・第 13 号～第 15 号、 議案甲第 15 号～第 18 号 〔総括、採決〕 建設経済常任委員会行政視察の件

3 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔令和 8 年 3 月 2 日付託〕

議案乙第 4 号令和 7 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 7 号）	〔可決〕
議案乙第 7 号令和 7 年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第 1 号）	〔可決〕
議案乙第 8 号令和 7 年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第 2 号）	〔可決〕
議案乙第 9 号令和 7 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第 4 号）	〔可決〕
議案乙第 10 号令和 8 年度鳥栖市一般会計予算	〔可決〕
議案乙第 13 号令和 8 年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算	〔可決〕
議案乙第 14 号令和 8 年度鳥栖市水道事業会計予算	〔可決〕
議案乙第 15 号令和 8 年度鳥栖市下水道事業会計予算	〔可決〕
議案甲第 15 号鳥栖市火入れに関する条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第 16 号鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第 17 号鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第 18 号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例	〔可決〕

〔令和 8 年 3 月 6 日 委員会議決〕

2 報 告

鳥栖市立地適正化計画の策定について（都市整備課）

鳥栖市農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集結果（農業委員会事務局）

令和 8 年 3 月 3 日 (火)

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 野下泰弘

委員 古賀克則

委員 飛松妙子

委員 下田辰也

委員 和田晴美

委員 中山龍一

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長 鹿毛晃之

経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長 古沢修

農林課長 三橋秀成

農業委員会事務局長 庄山裕一

建設部長 沼野猛

建設部次長兼建設課長 藤川博一

建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝

建設課住宅係長 山下範史

建設課営繕係長 犬塚毅

建設課営繕係総務主査 山口和馬

建設課整備係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査 延工太郎

建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長 実本和彦

維持管理課長補佐兼流域治水対策室長補佐 山下美知

維持管理課長補佐兼管理係長 江藤誠

維持管理課維持係長兼流域治水対策室流域治水対策係長 宮田博志

都市整備課長 樋本太郎

都市整備課長補佐兼都市計画係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査 有馬豊和

都市整備課長補佐兼公園緑地係長 辻亮子

国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長 杉本修吉

国道・交通政策課スマートインターチェンジ推進室事業係長 赤尾寛

上下水道局長 平塚俊範

上下水道局管理課長 犬丸章宏

上下水道局参事兼管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局管理課長補佐兼業務係長 於保順一

上下水道局次長兼水道課長 日吉和裕

上下水道局水道課浄水場長 松雪秀雄

上下水道局水道課水道事業係長 立石佳照

上下水道局水道課浄水・水質係長 福田俊英

上下水道局下水道課長 桑形伸

上下水道局下水道課長補佐兼下水道事業係長兼流域治水対策室流域治水対策係
総務主査 古賀咲子

上下水道局参事兼下水道課長補佐兼下水道施設係長 中牟田恒

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

審査日程の決定

上下水道局審査

議案乙第8号令和7年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）

議案乙第9号令和7年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第4号）

議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第14号令和8年度鳥栖市水道事業会計予算

議案乙第15号令和8年度鳥栖市下水道事業会計予算

〔説明、質疑〕

都市整備課、国道・交通政策課審査

議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第16号鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例

議案甲第17号鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

報告（都市整備課）

鳥栖市立地適正化計画の策定について

〔報告、質疑〕

建設課、維持管理課審査

議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第18号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前11時14分開会

藤田昌隆委員長

ただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。

~~~~~

## 審査日程の決定

藤田昌隆委員長

あらかじめ正副委員長で協議しました日程案をお手元にお配りしております。

今回は、付託議案として議案甲が４本、それから補正で議案乙が４本、それから当初で議案乙が４本。かなりボリュームがあります。

そういう中で、審査日程としては、まず、議案審査の順番として、上下水道局、それから建設部、それから経済部ということで、本日は上下水道局と建設部が審査ということでございます。

そして、明日水曜日が経済部の議案審査を行って、3月5日が予備日です。

それから、3月6日に現地視察、これが午後1時10分から始まります。

卒業式が入っていますので、午後１時10分から現地視察を行って、自由討議、総括、採決という形で、この２日間で仕上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、現地視察について副委員長から説明をお願いいたします。

野下泰弘副委員長

現在、視察候補地はございませんので、委員からの希望があれば、できれば本日中に希望場所を私のほうに御報告をお願いいたします。

藤田昌隆委員長

補正とか当初に入っている案件について現場を見たいということがあれば、そういうことでよろしく願いいたします。

視察候補地については、今日中に副委員長のほうに報告ということでお願いをいたします。

以上の審査日程でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、審査日程につきましては以上のとおり決定いたしました。

それでは、付託議案審査に入りますので、準備のため暫時休憩をいたします。

午前11時16分休憩



午前11時18分再開

藤田昌隆委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、平塚局長より一言御挨拶をお受けしたいと思います。

よろしくお願いします。

平塚俊範上下水道局長

本３月定例会の建設経済常任委員会におきまして、上下水道局分の御審議いただく議案につきましては、乙議案５件でございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

ssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssss

上下水道局

議案乙第8号令和7年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）

議案乙第9号令和7年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第4号）

藤田昌隆委員長

それでは、これより上下水道局関係議案の審査を始めます。

議案乙第 8 号令和 7 年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第 2 号）及び議案乙第 9 号令和 7 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第 4 号）を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

犬丸章宏上下水道局管理課長

それでは、議案乙第8号令和7年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）の概要につきまして、補正予算説明資料により御説明をいたします。

資料の2ページをお願いいたします。

初めに、収益的収支のうち、収入に係ります補正の主なものについて申し上げます。

款1水道事業収益、項1営業収益、目3受託工事収益につきましては、河川改修工事、開発行為による受託工事に係る収入額の決算見込みに伴う減額補正でございます。

目4その他の営業収益につきましては、消火栓修繕に伴う一般会計からの負担金などの決算見込みに伴う減額補正でございます。

項2営業外収益、目1受取利息及び配当金につきましては、預金利息などの決算見込みに伴う補正でございます。

続きまして、収益的収支のうち、支出に係ります補正の主なものについて申し上げます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費につきましては、水処理で使用します薬品代などの決算見込みに伴う補正でございます。

目3受託工事費につきましては、河川改修工事、開発行為による受託工事費の決算見込みに伴う減額補正でございます。

目7資産減耗費につきましては、水道施設の更新事業などにより除却する資産の減耗費の決算見込みに伴う補正でございます。

資料3ページをお願いいたします。

続きまして、資本的収支のうち収入に係ります補正の主なものについて申し上げます。

款1資本的収入、項2工事負担金、目1工事負担金につきましては、河川改修工事、開発行為などに伴う受託工事に係る負担金の決算見込みに伴う減額補正でございます。

項3他会計負担金、目1他会計負担金につきましては、消火栓設置に係る一般会計からの負担金の決算見込みに伴う減額補正でございます。

続きまして、資本的収支のうち、支出に係ります補正の主なものについて申し上げます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目3送配水設備費につきましては、事業費の決算見込みに伴う減額補正でございます。

議案乙第8号については以上でございます。

続きまして、議案乙第9号令和7年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第4号）の概要につきまして御説明いたします。

資料は4ページをお願いいたします。

初めに、収益的収支のうち収入に係る補正の主なものについて申し上げます。

款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料につきましては、下水道使用料の

決算見込みに伴う減額補正でございます。

目 2 他会計負担金につきましては、雨水処理に要する経費として、一般会計から受け入れる負担金の決算見込みに伴う減額補正でございます。

目 4 その他の営業収益につきましては、浄化センターにおけるし尿等受入れに係ります経費相当分として一般会計より受け入れる額の決算見込みに伴う減額補正でございます。

項 2 営業外収益、目 2 国庫補助金につきましては、収益的支出に計上していた国の交付金対象事業のうち、一部の事業費を資本的支出に組み替えることに伴い、財源となる国の交付金の一部も資本的収入に組み替えるため減額するものでございます。

目 3 他会計補助金につきましては、下水道事業会計の決算見込みに伴い、一般会計から受け入れる補助金を補正するものでございます。

資料 5 ページをお願いいたします。

続きまして、資本的収支のうち、支出に係る補正の主なものについて申し上げます。

款 1 下水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 管きよ費につきましては、事業費の一部を資本的支出に組み替えたことなどに伴う減額補正でございます。

目 7 資産減耗費につきましては、下水道施設の更新事業などにより除却する資産の減耗費の決算見込みに伴う補正でございます。

項 2 営業外費用、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債利息の借入れ利率の確定などに伴う減額補正でございます。

資料 6 ページをお願いいたします。

続きまして、資本的収支のうち収入に係る補正の主なものについて申し上げます。

款 1 資本的収入、項 1 企業債、目 1 建設改良費等の財源に充てるための企業債につきましては、建設改良費の財源の調整などに伴う減額補正でございます。

項 2 国県補助金、目 1 国庫補助金につきましては、収益的収入に計上していた国からの交付金の一部を資本的収入に組み替えることに伴う補正でございます。

続きまして、資本的収支のうち、支出に係る補正の主なものについて申し上げます。

款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 施設建設費につきましては、収益的支出に計上していた事業費の一部を資本的支出に組み替えることなどに伴い補正するものでございます。

目 2 営業設備費につきましては、有形固定資産購入費の決算見込みに伴い減額補正するものでございます。

以上で、議案乙第 8 号及び議案第 9 号の説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

**藤田昌隆委員長**



藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

犬丸章宏上下水道局管理課長

それでは、議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算のうち、上下水道局関係分の主なものについて当初予算説明資料により御説明をいたします。

資料は2ページをお願いいたします。

款４衛生費、項４環境対策費、目３浄化槽設置整備事業費、節18負担金、補助及び交付金のうち、上から２段目の浄化槽設置整備事業補助金につきましては、鳥栖市公共下水道事業認可区域外における家庭用合併浄化槽の整備に係る補助金で、令和８年度は５人槽１基の整備に対する補助金の交付を見込んでおります。

その下の段の浄化槽維持管理費補助金につきましては、鳥栖市公共下水道の処理区域外に設置されている家庭用合併浄化槽の維持管理に係る補助金で、令和８年度は49件分の補助金の交付を見込んでおります。

以上で、議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算のうち、上下水道局関係分の説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

藤田昌隆委員長

これより質疑を行います。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、以上で質疑を終わります。



## 議案乙第14号令和8年度鳥栖市水道事業会計予算

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第14号令和8年度鳥栖市水道事業会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

犬丸章宏上下水道局管理課長

それでは、議案乙第14号令和8年度鳥栖市水道事業会計予算の概要について御説明をさせていただきます。

最初に令和8年度水道事業予算書に定めます事項の概要について説明を申し上げますので、こちらの予算書を御覧いただきますようお願いをいたします。

予算書の1ページから説明をさせていただきます。

予算書の1ページでございますが、第2条に業務の予定量を定めております。

給水戸数は前年度と比べ300戸増の3万3,900戸、年間総給水量は、前年度と同水準の768万立方メートル、1日平均給水量は2万1,041立方メートルをそれぞれ見込んでおります。

第3条の収益的収支につきましては、収入の合計額は16億3,320万2,000円、予算書の2ページになりますが、支出の合計額は15億4,728万2,000円を予定額としております。

第4条の資本的収支につきましては、収入の合計額は9億907万2,000円、支出の合計額は16億2,694万5,000円を予定額としております。

予算の実施計画につきましては、6ページから9ページに記載をしており、実施計画の概要につきましては後ほど当初予算説明資料にて御説明をさせていただきます。

予算書3ページの第5条につきましては、債務負担行為に関する事項でございます。

導・配水管布設工事に係るもので、工事の完了時期が令和9年度となることが見込まれるため債務負担行為を設定するものでございます。

第6条におきましては、企業債に関する事項、予算書4ページに移りますが第7条以降に一時借入金、経費の流用、棚卸資産購入限度額に関する事項をそれぞれ定めております。

10ページ、11ページをお願いいたします。

令和8年度予算に係ります予定キャッシュフロー計算書でございます。

11ページの最後の段の資金期末残高は、18億4,975万427円を見込んでいるところでございます。

12ページから18ページに水道事業会計に計上する職員給与費に関しまして、職員数及び給与費の内訳、会計年度任用職員の状況などについて記載をさせていただいております。

19ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書につきましては、先ほど御説明いたしました導・配水管工事に係るもの及びこれまでに債務負担行為の設定を行っているものをそれぞれ記載をしております。

20ページから25ページに令和8年度の予定貸借対照表を記載しております。

26ページ、27ページに令和7年度の予定損益計算書、28ページから34ページに令和7年度の予定貸借対照表を記載をさせていただいております。

続きまして、当初予算説明資料、タブレットのほうの資料でございますけれども、その資料により予算の内容につきまして、説明をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

タブレット資料の３ページをお願いいたします。

まず、収益的収支のうち、収入の主なものについて申し上げます。

款１水道事業収益、項１営業収益、目１給水収益につきましては、水道料金の見込みでございます令和７年度当初予算と同額を見込んでおります。

目２加入金につきましては、給水装置の新設等に係る加入負担金の見込額を計上しております。

目４その他の営業収益のうち、雑収益につきましては、下水道使用料の徴収事務に係ります下水道事業会計からの負担金及び消火栓維持管理に係ります一般会計からの負担金でございます。

項２営業外収益、目２長期前受金戻入につきましては、収益的支出に計上します減価償却費の考え方と同様に会計処理として施設建設の財源となる工事負担金等について繰り延べて収益化するものでございます。

資料の４ページをお願いいたします。

続きまして、収益的収支のうち、支出の主なものについて申し上げます。

初めに、収益的支出に計上しております給与費についてでございます。

款１水道事業費用、項１営業費用の目１、目２、目４、目５にそれぞれ計上しております給与費は、上下水道局職員のうち職員２０人分及び会計年度任用職員４人分の人件費でございます。

次に、各項目の事業費の概要について申し上げます。

項１営業費用、目１原水及び浄水費のうち、委託料につきましては、浄水場の運転管理業務、脱水汚泥等運搬処分業務、機械設備等の保守点検業務、水質検査業務などに係る委託料でございます。

次に、修繕費につきましては、主に浄水場の機械電気設備及び水質分析機器などの修繕費でございます。

次に、動力費につきましては、安楽寺水源地浄水場送水ポンプ場の電気料でございます。

次に、薬品費につきましては、粉末活性炭などの水処理に使用する薬品や水質検査用に使用する試薬の購入費でございます。

次に、負担金につきましては、ダム等の施設管理費負担金などでございます。

目２配水及び給水費のうち、委託料につきましては、既に敷設をしている配水管等に係る

システム構築業務、給配水管修繕に係る業務などの委託料でございます。

次に、修繕費につきましては、給配水管などの修繕費でございます。

次に、路面復旧費につきましては、配水管敷設工事後の道路舗装工事費でございます。

目4業務費のうち、印刷製本費につきましては、水道料金等の納付書の印刷などに係る経費でございます。

次に、通信運搬費につきましては、毎月の水道料金等の納付書などの郵送に係る経費でございます。

次に、委託料につきましては、検針事務、検定満期となる量水器の取替業務、水道料金システムの保守業務などの委託料でございます。

次に、手数料につきましては、水道料金等の口座振替、金融機関窓口やコンビニエンスストアでの収納に係る経費でございます。

次に、修繕費につきましては、検定満期となった量水器の取替えに係る費用などでございます。

目5総係費のうち、委託料につきましては、水道事業会計の支援に係る業務などの委託料でございます。

目6減価償却費につきましては、水源地や浄水場の建物、機械などの設備、配水管・導水管などの固定資産に係る減価償却費でございます。

目7資産減耗費につきましては、配水管敷設替及び水道施設更新に伴う固定資産の除却費でございます。

資料5ページをお願いいたします。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債償還利息などでございます。

続きまして、資本的収支のうち、収入の主なものについて申し上げます。

款1資本的収入、項1企業債につきましては、建設改良事業の財源の一部とするための企業債による借入金でございます。

項2工事負担金につきましては、開発行為、河川改修工事などに伴う受託工事に係る負担金でございます。

項3他会計負担金につきましては、消火栓設置に伴います一般会計からの負担金でございます。

項4国県補助金、目1国庫補助金につきましては、水道施設更新に伴います国からの交付金でございます。

資料の6ページをお願いいたします。

続きまして、資本的収支のうち、支出の主なものについて申し上げます。

初めに、資本的支出に計上しております給与費について申し上げます。

款 1 資本的支出、項 1 建設改良費の目 2、目 3 にそれぞれ計上しております給与費は、上下水道局職員のうち職員 4 人分の人件費でございます。

次に、各項目の事業費の概要について申し上げます。

項 1 建設改良費、目 1 原水設備費のうち工事請負費につきましては、安楽寺水源地の施設に係る外壁改修工事などの工事請負費でございます。

次に、機器購入費につきましては、安楽寺水源地で使用しているポンプなどの買替えに要する経費でございます。

目 2 浄水設備費のうち、工事請負費につきましては、浄水場の施設の新工事に係るものでございます。

次に、機器購入費につきましては、浄水場で使用している水質検査機器、ポンプなどの買替えに要する経費でございます。

目 3 送配水設備費のうち、委託料につきましては、配水管敷設などに係る設計業務の委託料でございます。

次に、工事請負費につきましては、配水管更新、導水管更新、配水池更新に係ります工事請負費でございます。

また、配水管更新、導水管更新のうち、県道新鳥栖停車場線において実施する工事の一部については、債務負担行為の設定とあわせまして、2 か年で実施することを予定しております。

次に、土地購入費は配水管更新、配水池更新により、新たに水道施設用地を確保する必要があるため、用地の購入を行うものでございます。

建設改良費の主な事業の概要につきましては、後ほど御説明をいたします。

項 2 企業債償還金につきましては、建設改良費等の財源に充てるため、企業債の元金償還に要する経費でございます。

項 3 投資その他の資産、目 1 投資有価証券につきましては、水道事業会計におけるさらなる収益を確保するため、国が発行する国債などを買い入れるための経費でございます。

#### 日吉和裕上下水道局次長兼水道課長

ここからは、私から説明をさせていただきたいと思います。

資料の 7 ページをお願いいたします。

先ほどの建設改良費の主な事業の概要としまして、令和 8 年度の水道事業関連施設更新・整備の概要について御説明をいたします。

現在、令和11年度までを計画期間とします鳥栖市水道事業ビジョンに基づきまして事業を進めております。

令和8年度は、主に3つの項目に取り組んでまいります。

1つ目は、老朽化及び耐震化を図るための配水管更新工事でございます。

配水管のうち、幹線に関わる工事箇所としまして、原古賀町の県道新鳥栖停車場線及び蔵上町の県道佐賀川久保鳥栖線などで整備を予定をいたしております。

また、そのほかの配水管の工事としまして、立石町及び幸津町などで整備を予定をいたしております。

事業費といたしましては、工事請負費4億4,480万円を計上しております。

2つ目は、平成30年度から事業着手しております導水管更新工事でございます。

この事業は、安楽寺水源地から浄水場まで原水を送る導水管、延長約5キロメートルを敷設するものでございます。

令和8年度は、原古賀町の県道新鳥栖停車場線での施工を予定しております。

事業費といたしましては、工事請負費1億9,100万円を計上しております。

3つ目は、朝日山第一配水池の老朽化に伴い、令和8年度から令和11年度にかけて施設の更新及び耐震化を図る計画でございます。

令和8年度は配水池本体の工事のときに市内へ配水に支障がないように、既設の配水管の敷設替工事を予定をいたしております。

事業費としまして、工事請負費3億3,400万円を計上しております。

それでは、3つの主な工事の予定箇所につきまして御説明いたしますので、資料の8ページをお願いいたします。

1つ目の配水管更新工事の予定箇所でございます。

赤く着色した箇所が南幹線における令和8年度の施工予定箇所です。

県道新鳥栖停車場線が安良川を横断する南郷橋の下流において導水管と同時施工で行う水管橋の下部工1基、それと上部工及びその取付部などの管敷設として延長約80メートルを予定をいたしております。

また、陸上競技場の北側の県道佐賀川久保鳥栖線において、管敷設として延長約20メートル、陸上競技場の南側のJR横断部を含めた市道において、管敷設として延長約70メートルを予定しております。

次に、資料の9ページをお願いいたします。

2つ目の導水管更新工事の予定箇所でございます。

県道新鳥栖停車場線において、先ほどの配水管幹線と同時施工で行う南郷橋下流における

水管橋の下部工 1 基と上部工及びその取付け部などの延長約80メートルを予定をいたしております。

次に、資料の10ページをお願いいたします。

3つ目の配水池の更新工事の予定箇所でございます。

薄い赤色の箇所が第1配水地で薄い黄色の箇所が第2配水池でございます。

浄水場から送水された水をこの配水池でためて、ここから市内全域へ配水をいたしております。

右下の断面図の薄い赤色の箇所が令和9年度から工事着手予定であります第1配水池の水槽の断面図でございます。

令和8年度は、赤色の線のように配水池本体の工事のときに市内配水に支障がないように既設配水管の布設替工事を延長約200メートルを予定をいたしております。

以上で、議案乙第14号令和8年度鳥栖市水道事業会計予算の説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**藤田昌隆委員長**

説明が終わりました。

私、いいですか。

4ページの委託料1億5,544万2,000円、原水及び浄水費、それから6ページの委託料1億1,900万円。

まず、4ページのこれはどこに委託するわけ。

**日吉和裕上下水道局次長兼水道課長**

原水及び浄水費の委託料につきましては、今、浄水場の運転管理を委託をいたしておりますので、その業務を委託先として、キューセツAQUAに委託をしております。

委託料は、そのほかに監視の制御装置の管理委託料、その他水質検査や脱水汚泥の処分の委託料なども含んでおります。

以上でございます。

**藤田昌隆委員長**

物すごい委託料というか、全部合わせたら十何億円になるかな、そこまではならない……、全部で何億円ぐらい。答弁をお願いします。

**日吉和裕上下水道局次長兼水道課長**

委託料の総額に……（「委託料として幾らぐらいですか」と呼ぶ者あり）

委託料の総額につきましては、約3億円程度になるかは考えております。

**藤田昌隆委員長**

それと、7 ページ。2 番の導水管更新工事。水源池から浄水場までってあるけど、水源池はどこ。

**日吉和裕上下水道局次長兼水道課長**

水源池につきましては、うちの取水口が国の河川であります宝満川が安楽寺町のところにございますので、そこを取水口として水源池として浄水場まで運ぶ導水管でございます。

**藤田昌隆委員長**

分かりました。以上です。

ほかは。

**下田辰也委員**

説明ありがとうございました。

7 ページの配水池の更新事業の朝日山、自分はよく朝日山へ行くんですが、朝日山の第 1 配水池の配管工事なんですけど、この配水池の建設年度と耐用年数とかはあるんですか。

**日吉和裕上下水道局次長兼水道課長**

第 1 配水池の建設年度は昭和42年か43年、経過年数としてはもう58年程度経過をしているような状況でございます。（「耐用年数とかあるんですか」と呼ぶ者あり）

耐用年数につきましては、土木工事については一般的に約60年程度という形で設定をされております。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

ほかには。

**中山龍一委員**

御説明ありがとうございました。

幾つかございまして、まず 1 点目なんですけれども、こちらの予算の27ページ目で当年度未処分利益剰余金が 2 億3,700万円ほどあるという件なんですけれども、市民の方からよく聞くのがこんだけ剰余金があるんやからもっと水道料金安くせいみたいないうお話をよく伺います。

中山の理解といたしましては、これからどんどん更新の時期であったり、そういったものが増えてくるのでそこに向けてしっかりためておかなければいけないものなので、単純に利益が余ってるわけではないというふうな理解はしているんですけれども、何かこれに関してもうちょっと補足というか、説明しやすい説明みたいのがあるとうれしいなと思います。

まずこれのお答えいただければと思います。

**犬丸章宏上下水道局管理課長**

利益の取扱いにつきましては、今、中山委員が言われた考え方でうちのほうもそういう認識を同じように持っておりまして、今後、施設の更新というのが非常に重要ということで、特に耐震化であるとか老朽化対策というのが全国的にも大きな課題ということになってきているところです。

先ほど説明にもあった朝日山の配水池でも多額の費用が予定されているといったところがありますので、基本的には施設更新のための財源に今後していきたいというふうに考えているのと、あと、併せまして近年の物価高騰というのがありまして、水道料金が実際に今の料金体系になっているのが平成の初めぐらいからずっと同じような料金体系をとっております。

今までは人口の伸びもありまして、水道料金収入も一定右肩上がりといえますか、そういった状況ではありましたが、最近はどうある程度人口の伸びも鈍化といえますか、水道料金の大幅な増というのが現状では期待できない状況でありますので、物価等の上昇もありまして、今後、この財政の状況としてはこれまで以上に厳しいことが想定をされるというふうな見込みを立てているところでございます。

以上です。

#### **中山龍一委員**

そうですね、これから高齢化による人口減少時代と言われておりますので、効率的な資金の使い方ということはぜひやっていただければと思います。

資料のほうの8ページ、朝日山の浄水場のほうから工事をされるというところになるかと思えます。

で、新鳥栖駅近くのほうも幾らか工事をされると思うんですけれども、令和9年度以降に関わる部分にはなるかと思うんですけれども、先ほど本会議でも質疑がありましたように新鳥栖駅の周辺の開発っていうのも総務委員会に資料が出てきたということもありますので、ぜひここをすり合わせというか効率のいい——水道を掘り起こした直後にまた工事をするみたいな、そういう何か無駄のないような形でしっかり横並びで計画をしていただければと思うんですけれども、こちらについてそういった部署を超えた連携っていうのは現状ございますか。

#### **日吉和裕上下水道局次長兼水道課長**

御指摘のとおり、先日も駅周辺整備課が関係各部署を集めた情報共有の場を設けております。

だから、今の方針はまだはっきり決まっていなんでしょうけれども、今こんな動きがあるというような情報提供の中で私どもからは、今、委員が言われたように、今こういう計画がある、今の既存の埋設物がこういうところがあるんでまた掘り返すとまた大きな費用が、

私どものほうには補償費等が発生をしてきますので、そういうところは十分に情報を伝えてお互いで情報を共有しているところでございます。

**中山龍一委員**

安心しました、ありがとうございます。

以上です。

**和田晴美委員**

2点聞かせていただきます。

9ページの工事の工事内容について分からないのもう少し詳しく聞きたいと思えますけれども、今年は赤線のラインのところを工事すると。もう本当に一般的な目線でこんなに迂回しなくちゃいけなかったのかなと。

ただ、その中には恐らく理由があったのかなと思ひまして、御質問させていただきます。

10ページの工事についてお伺いさせていただきます。

要は、第1配水池を新しくするために当面第2のほうに水を流すということで、この線を工事するってということでよろしかったんでしょうか。

この辺りをこういう形でこうするっていうところなどを含めた詳しい御説明を聞かせていただけないでしょうか。

**日吉和裕上下水道局次長兼水道課長**

配水池の利用は、第1配水池、第2配水池の2つをいわゆる同時に、一緒に利用して6,000トンと4,500トンで、朝日山で1万500トンの配水池として現在利用をいたしております。

今度、第1配水池の工事につきましては、設置場所がもうここしかございませんので、ここで一回取壊しをして、ここで同じ配水池を造る。

その間は第2配水池のみの運転になりますので、第1配水池から、今、例えば、青色の線で市内へ配水って書いていますけれども、この水が市街地のほうにも行っておりますので、この路線を確保しなくちゃいけない。

なおかつ、先ほど言いました第1配水池の工事に支障を来さないようにそれを迂回する必要がございますので、このようなコの字型のような形で埋設をして、これは当然、仮設ではなくて将来的にもこの管を使っていくような形で計画をいたしております。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

**和田晴美委員**

ありがとうございました。このあたりがよく分からなくて。

工事が終わった後もこの管を使って、第1と第2を併用して使うっていうことが、工事後



## 議案乙第15号令和8年度鳥栖市下水道事業会計予算

### 藤田昌隆委員長

それでは、続きまして議案乙第15号令和8年度鳥栖市下水道事業会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

### 犬丸章宏上下水道局管理課長

それでは、議案乙第15号令和8年度鳥栖市下水道事業会計予算の概要について御説明いたします。

最初に令和8年度下水道事業予算書に定めます事項の概要について説明をさせていただきますので、またこちらのほうの予算書を、下水道のほうが35ページからになりますので、予算書35ページを御覧いただきますようお願いをいたします。

それでは、予算書35ページの第2条でございますけれども、業務の予定量を定めております。

水洗化戸数は前年度と比べ700戸増の3万1,500戸、年間総処理水量は前年度と同水準の850万立方メートル、1日平均処理水量は2万3,288立方メートルをそれぞれ見込んでおります。

第3条の収益的収支につきましては、収入の合計額は28億1,291万円、予算書36ページの掲載でございますが、支出の合計は26億5,714万8,000円をそれぞれ予定額としております。

第4条の資本的収支につきましては、収入の合計額は15億7,409万9,000円、支出の合計額は23億8,530万9,000円をそれぞれ予定額としております。

予算の実施計画につきましては、42ページから45ページに記載をしており、実施計画の概要につきましては、後ほど当初予算説明資料にて説明をさせていただきます。

予算書37ページでございますけれども、第5条につきましては、債務負担行為に関する事項でございます。

浄化センター消化ガス発電設備維持管理業務委託につきましては、現在の委託契約の期間が令和7年度末で満了となることに伴いまして、新たに令和8年度より3か年の委託契約を締結するため債務負担行為を設定するものでございます。

予算書38ページの第6条以降におきまして、企業債、一時借入金経費の流用、一般会計からの補助金、利益剰余金の処分に関する事項をそれぞれ定めております。

46ページ、47ページでございますが、ここに令和8年度予算に係ります予定キャッシュフロー計算書を記載をしております。

47ページの最後の段のところに資金の期首残高、資金の期末残高を記載しておりまして、

資金期末残高は、5億449万6,035円を見込んでいるところでございます。

48ページから53ページは、下水道事業会計に計上しております職員給与費に関しまして職員数及び給与費の内訳などについて記載をしております。

54ページに記載をしております債務負担行為に関する調書につきましては、先ほど御説明をいたしました浄化センター消化ガス発電設備維持管理業務委託に係るもの及びこれまでに債務負担行為の設定を行っているものを記載をしております。

56ページから62ページに令和8年度の予定貸借対照表を記載をしております。

64ページ65ページに令和7年度の予定損益計算書、66ページから67ページが令和7年度の予定貸借対照表を記載をさせていただいております。

続きまして、タブレットのほうの資料でございます。

当初予算説明資料により予算の内容につきまして、御説明を申し上げます。

資料は当初予算説明資料11ページでございます。

まず、収益的収支のうち、収入の主なものについて御説明いたします。

款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料につきましては、令和7年度の状況等を踏まえ見込額を計上をしております。

目2他会計負担金につきましては、雨水処理に要する経費について一般会計から負担金として受け入れるものでございます。

目4その他の営業収益のうち雑収益につきましては、浄化センターにおけるし尿等受入れに係ります経費相当分として一般会計より受け入れるものでございます。

項2営業外収益、目2国庫補助金につきましては、国からの交付金のうち収益的支出に計上する雨水対策の検討業務、浄化センターの耐震診断業務に係る経費に対する交付金を計上しております。

目3県補助金につきましては、国が進めております下水道事業の施設管理や更新を民間事業者に長期間包括的に委託する官民連携方式、いわゆるウォーターPPPにより、下水道施設を運営することに関し本市の適用性等の検討を行うこととしており、その検討に要する経費に対する県からの交付金を計上しております。

目4他会計補助金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

目5長期前受金戻入につきましては、収益的支出に計上します減価償却費の考え方と同様に会計処理として施設建設の財源となる国庫補助金などについて、繰り延べて収益化するものでございます。

資料12ページをお願いいたします。

続きまして、収益的収支のうち支出の主なものについて申し上げます。

初めに、収益的支出に計上しております給与費について申し上げます。

款1下水道事業費用、項1営業費用、目2、目4、目5のそれぞれに計上しております給与費は上下水道局職員のうち職員11人分の人件費でございます。

次に、各項目の事業費の概要について申し上げます。

項1営業費用、目1管きょ費のうち、委託料につきましては、管渠のストックマネジメント事業に係る点検調査業務、雨水対策の検討業務、ウォーターPPPの検討業務などに係る委託料、下水道台帳システムの更新、管渠清掃業務などの下水道管路施設の維持管理に係る委託料でございます。

次に、修繕費につきましては、マンホール等の補修、管渠の修繕などに要する経費でございます。

目2処理場費のうち、委託料につきましては、浄化センター及び北部中継ポンプ場の運轉管理業務に薬品代や電気代を含めた包括的管理業務に係る委託料、汚水処理で発生します汚泥の収集運搬や消化ガス発電設備維持管理業務など浄化センターなどの維持管理業務に係る委託料、浄化センターの耐震診断業務などに係る委託料でございます。

これらの業務委託のうち、消化ガス発電設備維持管理業務につきましては、債務負担行為の設定とあわせまして、委託契約を締結することを予定しております。

次に、修繕費につきましては、浄化センターの設備、機器等の修繕に要する経費でございます。

目4業務費のうち、報償費につきましては、公共下水道受益者負担金の前納報奨金でございます。

次に、負担金につきましては、下水道使用料の徴収事務は水道事業において水道料金の収納事務と一体的に行っておりますことから、下水道使用料の徴収事務に要する経費相当分を負担するものでございます。

目6減価償却費につきましては、浄化センターの建物や機械などの設備、管渠などの固定資産に係る減価償却費でございます。

目7資産減耗費につきましては、浄化センターの改築、管渠の敷設替などに伴う固定資産の除却費でございます。

資料13ページをお願いいたします。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債償還利息、一時借入金利息でございます。

目2消費税及び地方消費税につきましては、令和8年度の納税見込額でございます。

資料14ページをお願いいたします。

続きまして、資本的収支のうち、収入の概要について御説明いたします。

款 1 資本的収入、項 1 企業債につきましては、建設改良費の財源の一部とする下水道事業債、資本費の平準化を図るための資本費平準化債による借入金でございます。

項 2 国庫補助金につきましては、浄化センター及び管渠のストックマネジメント事業並びに浄化センターの耐水化事業に係ります国からの交付金を計上しております。

資料15ページをお願いいたします。

続きまして、資本的収支のうち、支出の主なものについて申し上げます。

款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 施設建設費のうち給与費につきましては、上下水道局職員のうち職員 7 人分の人件費でございます。

次に、委託料につきましては、浄化センターのストックマネジメント事業に係る改築工事委託、浄化センターの耐水化工事委託、浄化センター及び管渠の耐震化に係る設計業務委託などに要する経費でございます。

次に、工事請負費につきましては、污水管及び污水枡の整備工事、マンホールポンプの更新工事、浄化センターの設備更新工事などに係ります工事請負費でございます。

施設建設費などの主な事業の概要につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

資料は同じくそのままで、項 2 企業債償還金、目 1 企業債償還金につきましては、下水道建設事業債及び資本費平準化債の元金償還に要する経費でございます。

#### **桑形伸上下水道局下水道課長**

次に、ここからは令和 8 年度の公共下水道整備事業の概要について御説明させていただきます。

続けて16ページをお願いいたします。

令和 8 年度は主に 3 つの事業に取り組むこととしております。

1 つ目の事業は、ストックマネジメント事業です。

この事業は、今後老朽化していくことが想定される下水道施設の管理の最適化を図る事業でございます。

令和 8 年度は浄化センター及び管渠に係る業務を予定しており、事業費といたしましては 3 億8,500万円を計上しております。

2 つ目の事業は、浄化センターの耐水化事業です。

この事業は、近年の豪雨災害を鑑み浸水想定区域にある浄化センターの耐水化を図るものです。

令和 7 年度から11年度にかけて、被災時に大きな影響がある水処理施設側から優先的に工事を進める計画としております。

令和8年度の事業費としましては、6億9,077万3,000円を計上しております。

また、債務負担行為として、令和8年度から9年度にかけて15億8,000万円を計上しております。

電気、機械設備工事を含めた総事業費は37億5,000万円を見込んでおります。

3つ目の事業です。

下水道耐震化事業になります。

この事業は、耐震性能のない下水道施設に地震対策を施すものです。

令和7年1月に策定した上下水道耐震化計画に基づき、急所施設及び重要施設に接続する管渠の地震対策を行うものです。

令和8年度の事業費としましては、7,200万円を計上しております。

続けて、業務予定箇所について御説明いたします。

17ページをお願いいたします。

1つ目のストックマネジメント事業になります。

浄化センターに係る業務としましては、赤く着色した箇所に令和7年度、8年度の2か年計画で送風機1基の改築工事を予定しております。

なお、多く着色した箇所は、非常用発電設備の改築工事を行っており、基礎工事などの工事を引き続き実施しているところになります。

次に、18ページをお願いいたします。

管渠に係るストックマネジメントの点検調査になります。

令和8年度は、赤色の着色範囲において、国の基準に合わせてカメラなどを用い、管渠及びマンホールの腐食状況や破損状況など延長約12.8キロメートルを点検、調査する予定としております。

次に、資料の19ページをお願いいたします。

2つ目の事業、浄化センターの耐水化事業になります。

図面の右側が北の方角になります。

真ん中を通っております県道中原鳥栖線、この北側、水処理施設側に高さ4.9メートルの耐水壁を設置し施設の周囲をぐるりと囲う計画としております。

令和7年度から9年度にかけて、赤色に着色した箇所、西側半分を工事する予定としております。

資料の20ページをお願いいたします。

次に、3番目、下水道耐震化事業になります。

まず、浄化センターの耐震診断です。

赤色に着色した箇所、汚泥処理棟、独立管廊、放流渠及び吐口において、耐震診断を実施する予定としております。

資料の21ページをお願いいたします。

浄化センターの耐震実施設計になります。

耐震診断に基づき、必要な対策工事を実施するため、令和8年度は赤色で着色した箇所、塩素混和池の実施設計を行う予定です。

次に、資料の22ページをお願いいたします。

管渠に係る耐震実施設計になります。

環境耐震診断に基づき、必要な対策工事をを行うための実施設計を行うものです。

令和8年度は、赤色に着色した箇所、延長約1.2キロメートルを実施する予定としております。

以上で、議案乙第15号令和8年度鳥栖市下水道事業会計予算の説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

#### **藤田昌隆委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **飛松妙子委員**

御説明ありがとうございます。

それでは、11ページの、さっき補正でも確認をさせていただいたんですが、今年度、2,000万円マイナスで、前年度の実績と同じ金額を組まれているわけですが、先ほど戸数の御説明のときに700戸増加していますっていう御説明がございました。

この700戸っていうのは、令和7年度で多分前年度より増えたっていうことだと思うのですが、それで2,000万円減っているということですので、企業の方で減ったっていう御説明が補正のときにございましたが、個人宅が増えているっていうところでも、やっぱり企業の分の収入が、使用量が減っているということの分析なのかどうか、まだちょっと分からないところだったのでこのあたりのことをしっかりと調査をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

#### **犬丸章宏上下水道局管理課長**

一般の世帯については、まだいろんな開発とかで住宅地の開発等があります。

それから、まだ下水道にこれまで接続されてなかったところが下水道のほうの接続ということで増えはしているんですけども、一般家庭と大きな企業さんが水の処理をされる量というのがどうしても大きく違ってくる場所がありますんで、一般世帯については増えているけれども、全体的に企業の動向に引っ張られるというか、そういうふうな傾向もあります





は、公園使用料の決算見込みによる補正でございます。

続いて、歳出でございます。

資料の25ページから26ページにつきましては、決算見込みに伴う減額補正でございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目2公園管理費、節12委託料につきましては、社会資本整備総合交付金を活用して行う市民公園基本設計・測量・詳細設計委託業務の設計見直し、入札残による減額補正でございます。

節14工事請負費につきましては、このうち公園整備工事費につきましては、市民文化会館改修事業における財源の見直しにより公園施設長寿化事業において、社会資本整備総合交付金を活用することとなったことから東公園の園路及び木柵の改修工事を行うこととしたものでございます。

次に、市民公園改修工事費につきましては、先ほど御説明させていただきました委託料の減額により令和7年度分の社会資本整備総合交付金に残額が生じる見込みです。

この交付金を活用し、当初の計画を前倒して市民文化会館南側の市民公園第2駐車場の西側エリアにおいて園路やエントランスとしての活用を見据え、水路の暗渠化等の工事を行うものでございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。

目4緑化推進費、節10需用費、節12委託料につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

次に、29ページをお願いします。繰越明許費について申し上げます。

款8土木費、項4都市計画費、事業名、市民公園整備事業につきましては、サガン鳥栖U-15練習場整備工事との調整に不測の日数を要したため、工事請負費を繰り越すものでございます。

款8土木費、項4都市計画費、事業名、公園施設長寿化事業につきましては、事業の優先度及び関係者との調整に不測の日数を要したため、工事請負費を繰り越すものでございます。

以上、都市整備課分の3月補正予算の御説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**杉本修吉 国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）のうち、国道・交通政策関係の主なものについて御説明をさせていただきます。

委員会資料の30ページをお願いいたします。歳入でございます。

款15使用料及び手数料、項 1 使用料、目 5 土木使用料、都市計画使用料の鳥栖駅東駐車場使用料、減額27万7,000円及び節 4 新幹線対策使用料の新鳥栖駅駐車場使用料、金額166万9,000円につきましては、市営鳥栖駅東駐車場及び新鳥栖駅周辺市営駐車場の使用料収入の決算見込みにより減額するものでございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 4 土木費国庫補助金、節 3 都市計画費国庫補助金の地域公共交通確保維持改善事業費補助金160万1,000円につきましては、予約型乗合タクシー実証運行に係る国からの補助金額が確定したことで減額するものでございます。

続きまして、資料33ページをお願いします。歳出でございます。

款 8 土木費、項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費、節18負担金、補助及び交付金の地方バス路線維持費補助金減額1,221万1,000円につきましては、路線バス維持のため、市から運行事業者への補助金額が確定したことにより減額するものでございます。

その下にございます地域公共交通会議負担金、減額143万7,000円につきましては、今年度実施しております鳥栖市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務に係る国からの補助金額が確定したために減額するものでございます。

具体的には、当該業務は、鳥栖市地域公共交通会議がコンサルタントへ業務発注を行っており、業務委託費の内訳は、国からの補助金と鳥栖市からの負担金となっております。

この国からの補助金額が予定していた額より多かったことにより、市の負担金を減額するものでございます。

以上、議案乙第 4 号令和 7 年度一般会計補正予算（第 7 号）、国道・交通政策課分の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

**藤田昌隆委員長**

今の 2 つの課について質疑をよろしくお願いいたします。

**和田晴美委員**

幾つか御質問させていただきます。

初めに、都市整備課に関する質問から始めさせていただきます。

25ページの節12の50戸連たんの分なんですけど、これは何か進行に関することで減額なのかなというふうに思っておりますが、詳しく御説明をしていただけますでしょうか。

**有馬豊和都市整備課長補佐兼都市計画係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査**

御説明します。

基本的には見込んでいた額よりも実際少なかったっていうところが一つございます。

結果としてはそうなのですが、今回、調査の対象地区が水屋町ということで浸水想定区域を含む関係で、これまでの他の区域とプラスアルファの調査ができないかということで県の開発審査会から御意見をいただきまして、標高とかそういったところに関する追加の調査で変更契約を締結しております。

納期はもともとの契約期間と同じものを想定しておりますが、ただ、それを加味してもなおもともとの金額よりも少なかったので減額補正を行っているところが御説明となります。

以上です。

#### **和田晴美委員**

御説明ありがとうございました。

思っていたのと違う説明でしたので、御説明で納得いたしました。

続きまして、国道・交通政策課に関する御質問に移らせていただきます。

30ページ節2と4ですかね、駐車場の歳入とか収入が減ったってところなんですけれども、額的に私が思っていたより大分大きかったのも、何か減額になった要素が分かりましたらその辺りも詳しく御説明お願いいたします。

#### **杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

今、御質問ありました駐車場使用料の減額についてでございますけれども、鳥栖駅東駐車場につきましては、特に大きな環境の変化というのはございませんで、年に変動がある中でこの金額なのかなという感じであるんですけれども、新鳥栖駅のほうなんですけど、実は、昨年6月に近隣に民間の駐車場が開設されました。そちらに台数が約119、新しく設けられたことから市営のほうの駐車場が約90%程度に減額されているというような状況でございます。

以上でございます。

#### **和田晴美委員**

ありがとうございます。

もしかしたらと思い、私も気になっておりましたので、このように具体的に収入にどのくらい響くかっていうところが把握できたところなんですけれども、もちろん大丈夫だと思うんですけども、そのほかの公設じゃないところが立地条件がよくお値段も違いはあるけれども、このように出て、支出についてそのほかの維持管理などで支障がないかささいなことでもいいですので、そういったところも分かりましたら併せて教えていただけますでしょうか。

#### **杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

駐車場の管理等の委託をしておりますけれども、減額はありますけれども、その管理に何

か大きな影響というような額ではないと思っております。

以上です。

**和田晴美委員**

そういった委託を組んでいるところだとかの支障がちょっと気になりましたもので質問させていただきました。

最後に33ページに移りますけれども、節18の地方バス路線維持費補助金につきまして、これも結構大きなマイナスがあるということで、これにつきましても詳しく御説明をお願いできますでしょうか。

**杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

節18の負担金の地方バス路線維持費補助金の1,200万円の減額につきましては、こちらは今、市内を運行しております路線バスの運行事業者への負担金、赤字の分の欠損の補助金ということになるんですけれども、こちらは西鉄バスさんが運行されておりますが運行に係る必要な経費のうち、国からの補助金と運賃収入を差し引いた分を市のほうから補助をしております。

そのうち、今回の減額の大きな理由といたしましては、昨年、運賃の値上げをされております。

ですので、運賃収入が増えたことによって市からの補助金が減額になったということでございます。

以上でございます。

**和田晴美委員**

いつも7,000万円いくかいかないかぐらいの数字だったと思いまして聞かせていただきました。御説明で納得いきましたので、私からの質問は以上となります。ありがとうございます。

**藤田昌隆委員長**

ほかに。

**飛松妙子委員**

1点確認をさせていただきたいんですが、27ページの市民公園基本設計の4,600万円の減額はもともととする予定だった道路整備、あそこを変更したからでしたか。

**樋本太郎都市整備課長**

お答えいたします。

昨年委員会でいろいろ御審議いただいた設計道路の見直しの部分に係るものではございません。

これは設計を精査する段階におきまして、サガン鳥栖のU-15が、今、グラウンド整備をなさっていただいてまして、そこについて県で一部測量とかをされている部分がありましたので、測量の量が減ったということが一点。

それと、先ほど御案内いただきました道路ですね、必要な動線計画、そちらにつきましても基本計画でおおむね設定していたということで、基本設計の中で大部分を占める部分ではございますけれども、その部分をしないでよくなったといったところがございましたものですから、設計金額の精査の結果、2,900万円ほど減額になってしまったと。

それと併せまして入札のほうが落札率が66%ということで、約1,700万円の減額というふうになっております。

以上でございます。

#### **飛松妙子委員**

減額の金額が大きいから、そんなに少なくは大丈夫だったのかなってちょっと心配もあったんですが、きちっと設計委託料が正規の金額でできているのであれば安心しますので、分かりました。ありがとうございます。

#### **藤田昌隆委員長**

すいませぬが、私のほうからちょっとよろしいですか。

新鳥栖駅前に2つ新しい駐車場。1つは、前の平安閣の結婚式場を建てる予定。それから、新幹線の南側に新しくどこかの業者が入ったやつがありますよね。これ以上新鳥栖駅の大事な部分に駐車場ばかりいるんですかと。必要性があつてするならいいんですけど、しかも市の売上げがダウン。

まず、平安閣の土地に関して、駐車場にします、もうホテルは建ちませんとか、そういう返答があつて駐車場にしますと申請があつて、それを誰が承認するわけ。

沼野部長、ちょっと答えて。

#### **沼野猛建設部長**

その購入経路は別としても、今既に民間の方の土地所有権になっているものをどういうふうな形で運用するかについては、特に市に協議だとかそういう裁量権がない——要は、協議して設置するとかつていうものではないので、市で指導する立場には多分ないというところで思っております。

#### **藤田昌隆委員長**

今、部長がこれは民間のやつだから民間が事業を行うんだからいろいろ言われんと、言われんのかじゃなくて、実はあそこの土地については、もうずっと新鳥栖駅の一番真ん前に——前は草ぼうぼうで荒地やったけん、ずっとおかしいと。

きちんと管理してくれれば最終的には計画どおり、結婚式場を建ててくれと何回も言ってきて、それができんやったらもう市が土地を買いなさいと、買ってくれという話までいって、何か出来よなと思ったら、挙げ句の果ては駐車場で、またかって。

ほいで南側の広い駐車場は、またそこも駐車場。

東側の地区計画とか今度あるじゃないですか、肝心の西側の新鳥栖駅の前でさえ何もできんのに裏側をできますかという話ですよ。

今、部長が言われたように確かに民間のやつではあるんだけど、あそこは市がやって、土地の値段を高めて、それではいどうぞと戻してやっているわけですよ。

そん中で、これは市の持ち物だから、個人の持ち物だからってそれだけで済みますかって。ぜひその辺を聞きたいと思って、部長どうぞ。

#### **沼野猛建設部長**

委員長がおっしゃることの趣旨も非常によく理解しております。

ただ一方で、民間企業が先行して投資をしようって思うと、何かしらその投資に見合うリターンが返ってこないと投資って難しいんだと思います。

現状の新鳥栖駅の状況では民間としては投資が難しいという判断をなさった結果、一方で固定資産税等は払っていかないといけないので、当面の運転資金確保のために駐車場経営をしているんじゃないかなというふうに思われます。これは私の臆測の部分です。

一方、民間開発の促進を誘導していくのは市の務めでもありますので、そのためには市がある程度先行して開発をリードしていく、それで投資ができる環境をつくっていくっていうことが重要じゃないかと思いますので、そういう意味において、今の駅周辺整備課で、今日の西依議員の御質問にもありましたけれども、今、区画整理等の計画を立てられております。

いずれにしても新鳥栖駅の周辺の魅力を向上させていく、それがひいては、民間開発につながっていくと思いますので、そういうような誘導していくような施策を市としてはやっていかないといけないんじゃないかなというふうに思っております。

#### **藤田昌隆委員長**

ごめんね、ここだけはどうしても納得いかんからあれなんやけど。

今、言われたように将来にきちんと希望が持てるんやったら、ホテルを建てようということやけど、民間のだから、市は今まで何の一言も発さずにいたわけ。そうじゃないでしょう。

いろんな促進をしたり、何とかお願いできませんかという動きはしているはずなんですよ。してなかったらもっと問題やけど。

そういう中で、せめて相手方の反応が、分かりました、取りあえず駐車場で対応しますけれども、将来的には当初の計画どおりホテルを建てますとかそういうのはあったんですか。



## 藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

## 樋本太郎都市整備課長

議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算のうち、都市整備課分の主なものにつきまして御説明申し上げます。

資料は、建設経済常任委員会当初予算資料に基づき、御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。資料34ページをお願いいたします。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、節2都市計画使用料につきましては、公園に係る使用料でございます。

次に、35ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目6土木費県補助金、節1都市計画費県補助金につきましては、樹木の植栽に伴う緑の景観づくり事業として受け入れるものでございます。

次に、36ページをお願いいたします。

款22市債、項1市債、目5土木債、節3都市計画債につきましては、公園整備事業に係る起債でございます。

続いて、歳出でございます。37ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節2給料から節4共済費までにつきましては、職員10名分の人件費を計上しております。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、開発行為に伴う接続道路整備補助金等でございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。

目2公園管理費、節1報酬から節8旅費までにつきましては、会計年度任用職員2名分の人件費及び中央公園整備検討懇話会委員の謝金でございます。

節10需用費につきましては、公園管理に必要な消耗品、光熱水費、修繕料等でございます。

次に、39ページをお願いいたします。

節12委託料につきましては、公園トイレ改築工事設計業務及び公園管理委託料といたしまして、公園の年間の管理、清掃、樹木伐採等に要するものでございます。

節14工事請負費につきましては、公園整備工事費として、公園遊具等の改修工事を予定しておりまして、具体的には、県の補助金を受けて行う藤木緑地の緑化整備、水屋町児童遊園の遊具改修や田代公園園路灯のLED改修工事等を行うことといたしております。

次に、40ページをお願いいたします。

目4緑化推進費、節7報償費、節12委託料につきましては、市民公園中心商店街等における花苗移植に要するものでございます。

以上、都市整備課分の当初予算の御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 杉本修吉 国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

続きまして、議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算、国道・交通政策課関係分について、主なものについて御説明させていただきます。

資料の41ページをお願いいたします。歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、節2都市計画使用料のうち、鳥栖駅周辺駐車場使用料1,345万2,000円につきましては、鳥栖駅東駐車場の使用料収入等でございます。

節4の新幹線対策使用料3,958万2,000円につきましては、新鳥栖駅周辺市営駐車場の使用料収入でございます。

42ページをお願いします。

款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金の九州新幹線減温水被害対策基金利子186万6,000円につきましては、当該基金の運用による利子でございます。

43ページをお願いします。歳出でございます。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節2給料から節4共済費につきましては、職員7名分の人件費でございます。

目7道路新設改良費、節12委託料の山浦PAスマートIC(仮称)調査検証業務委託料1,450万円につきましては、主要事項説明書にて御説明いたしますので、44ページを御覧ください。

本委託料につきましては、山浦PA周辺状況の把握を行い、当該箇所への設置の可能性及びインターチェンジへの接続道路の検討等に係る業務を委託するものでございます。

これまで、概略検討及び文化財調査等に取り組んできたところでございますけれども、令和8年度からは、令和8年度から令和9年度まで債務負担により詳細検討に取り組んでいくものでございます。

45ページをお願いします。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節10需用費のうち主なものとして、光熱水費として鳥栖市駅前広場及び鳥栖駅東駐車場等の電気料金及び鳥栖駅前広場の修繕料でございます。

節11役務費につきましては、鳥栖駅東市営駐車場の利用料金が電子マネーで支払われた際の利用料金徴収に係る委託手数料でございます。

46ページをお願いします。

節12委託料のうち主なものを御説明いたします。

清掃委託料86万3,000円につきましては、J R 田代駅、肥前麓駅、肥前旭駅の3つの駅のトイレの清掃業務を委託するものでございます。

また、鳥栖駅東駐車場管理委託料391万2,000円につきましては、鳥栖駅東市営駐車場の利用料金の集金、駐車場料金精算機の管理及び駐車場巡回等の管理委託に係る費用でございます。

その下のミニバス運行業務委託料1,119万8,000円につきましては、市内4路線のミニバス運行に係る運行事業者への委託料でございます。

その下の予約型乗合タクシー実証運行業務委託料3,905万円につきましては、昨年11月より実証運行を行っております予約型乗合タクシーにつきまして、令和9年度も継続して実証運行を行うために必要な費用でございます。

48ページの主要事項説明書をお願いします。

予約型乗合タクシー予算の内訳といたしましては、調査検証に740万円、システム使用料等に1,260万円、車両の運行といたしまして、2台分に1,905万円となっております。

49ページをお願いします。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節14工事請負費の鳥栖駅東駐車場区画線工事費100万円につきましては、鳥栖駅東市営駐車場における駐車区画線が薄くなっておりますので、新たな区画線を設置する費用を計上しております。

その下の節18負担金、補助及び交付金につきましては、説明欄の1項目めの県道路愛護協会負担金から5項目めの九州国道協会負担金は、本市が加盟している国道等に係る団体及び期成会の負担金でございます。

地方バス路線維持費補助金につきましては、西鉄バス佐賀株式会社が運行しております市内3路線及び広域線3路線の路線維持に係る補助金でございます。

50ページの主要事項説明書をお願いします。

事業名、地方バス路線維持費補助金の予算額は6,915万2,000円で、人件費、燃料費の高騰から運行経費が増加しており、前年度比で132万4,000円の増額となっております。

路線の維持を図るため路線バスの運行事業者に対しまして、路線の運行経費から国、県からの補助金及び運賃収入を差し引いた残りの運行赤字額を補助するものでございます。

予算につきましては、市内線3路線に対しまして3,931万3,000円、広域線3路線に対しま

して、2,983万9,000円、合計6,915万2,000円となっております。

51ページをお願いいたします。

款8土木費、項6新幹線対策費、目1新幹線対策費、節10需用費につきまして、主なものといたしましては、光熱費として新鳥栖駅周辺施設、減温水施設の電気料、新鳥栖駅みんなのトイレ、観光施設の上下水道料金でございます。

節12委託料につきましては、主なものといたしまして、新鳥栖駅周辺施設管理委託料として、新鳥栖駅みんなのトイレ及び自由通路の清掃委託、新鳥栖駅周辺市営駐車場の利用料金の集金、利用駐車場料金精算機の管理及び駐車場巡回清掃等の管理委託等に係る費用でございます。

52ページをお願いいたします。

節24積立金につきましては、歳入で御説明いたしました九州新幹線減温水被害対策基金での運用で得られた利子を基金に積み増しするものでございます。

53ページをお願いいたします。

債務負担行為について御説明いたします。

1項目め、山浦PAスマートIC（仮称）調査検証業務委託料につきましては、令和8年度から令和9年度までの調査検証業務に係る債務負担行為でございます。

2項目め、ミニバス（鳥栖・田代地区）運行事業委託料につきましては、令和9年度から令和13年度までのミニバス運行事業委託料に係る債務負担行為でございます。

以上、議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算、国道・交通政策課分の説明といたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**藤田昌隆委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**和田晴美委員**

幾つか質問をさせていただきます。

最初は、非常に分からないのがありまして、50ページの地方バス路線維持費補助金についてなんですけれども、下のところに路線別で表があって、補助金の金額等々が書いてあるところの上の令和7年10月1日から令和8年9月30日で、予算って4月1日からだからどんなふうに考えていいのかわからないで、ここは9月30日までの予算となるんですか。

その辺りの説明が把握できなかったので、お願いいたします。

**杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

バスの補助金についてなんですけれども、路線バスにつきましては、御質問がありました

ように10月1日から9月30日までが一つの年度の区切りとなっております。

こちらは国の補助金の期間というのが同じく10月から9月というくりになっていますので、今回令和8年度分といたしましては、令和8年9月30日までの分を令和8年度として計上をしているところでございます。

**和田晴美委員**

これの算出は令和7年の10月1日からカウントしているっていうことでよろしいんですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。

続きまして、46ページの日1、節12の予約型乗合タクシー実証運行業務委託料、併せて48ページの説明に関する質問をさせていただきたいと思います。

現在も実証をやっておりますが、令和7年度の実証についても課題があると思います。

それを踏まえた上での令和8年度の実証になるかと思いますが、令和7年度から8年度に向けての計画の違いなどを教えていただけますでしょうか。

**杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

予約型乗合タクシーの実証運行の質問ということでございますけれども、11月から実証運行を始めまして、日に日に登録の方や利用者が伸びてきている途中でございます。今でも毎日窓口にお問合せに来ていただいたりもしております。

今の継続といたしましては、令和8年度のスタートとしては、今の令和7年度と同じ内容で継続を考えております。

このような中で、今、利用者のアンケート等も行っているところではあるんですけれども、そういう中で、例えば、今、使っているエリア分けのことであったり、運行時間があるんですけれども、そのアンケート結果または利用者の声から今後また見直しの内容を——令和8年度の途中で見直しをするかどうかはまだ今は決定ではないんですけれども、そういうのを聞きながら検討していきたいとは思っています。

ただ一方で、タクシー事業者とのバランスというのにも必要になってまいりますので、そこはまた随時協議を重ねながら取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

**和田晴美委員**

ありがとうございました。

確かに11月からの運行ですので季節に応じての利用条件などの変動もあるかと思います。

確認をする上では、やはり令和8年度もしっかりと実証をしなければいけないと思いつつ、今日の本会議で行われた西依議員の当初予算に関する質疑に関しても西側の分の交通の質問

私からもう一つこれに関して伺いたいのが、これが始まって数か月後に、期待の声もありつつ、やっぱり高齢者の方についてはハードルが高い、そして、そういう方に電話でも対応できるというお話をすると、今度は委託料に関して本始動になると物すごい負担がかかるのかなと。私の思いとしては、利用が1回500円だと思うんですけども、それが100円、200円という声も上がっている中で、そういった運行をする費用についてだとか様々な面で本格始動する中では検討していかなくちゃいけないんじゃないかなと思いますので、分析もそういったところをしっかりとしてほしいということと、もう一つこういった新たなシステムを民間の方に利用していただくには、以前も少しお話しさせていただきましたけれども、今ある程度見えてきているじゃないですか、地域だとか、使う世代とか。そういう人たちをモデル的にして――他の事業でもモデル実証みたいなのがありますよね。モデルっていうのは、要は、高齢者だとか小学生などのある一定のグループにより、詳しい分析もしてほしいと思いますが、令和8年度にそういった実証を入れることができるか、検討ができるのかっていう部分をお答えいただけますか。

暫時休憩。

~~~~~

– 46 –

杉本修吉 国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

現在、チョイソコの利用の説明といたしまして、今、御質問いただきましたように包括支援センター等に出向いて御説明してきたこともございます。

以上です。

よろしいですか。

飛松妙子委員

47ページの地域公共交通確保維持改善事業で、今回780万円の減額予算を立てられていますので、まずこの経緯について教えていただけますか。

杉本修吉 国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

こちらにつきましては、地域公共交通会議の負担金といたしまして、令和7年度に先ほど補正で御説明いたしました利便増進実施計画という業務に取り組んでおりますが、それが令和8年度にはもうございませんので、今回こういった金額になっているところです。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

次に、教えていただきたいのが41ページ、42ページに鳥栖駅とかにサガン鳥栖の支援自販機の電気料や敷地料の収入が入っているんですが、サガン鳥栖だけこの名前で予算が上がっているんですが、何か意味があるのかどうか。

毎年度上がっているんですけども、今頃聞いて申し訳ないんですけど、分かりますか。

藤田昌隆委員長

暫時休憩。

午後 2 時 12 分休憩

~~~~~

午後 2 時 14 分再開

**藤田昌隆委員長**

再開します。

**飛松妙子委員**

毎年、毎年上がっている内容なんです、鳥栖駅東駐車場敷地料とか電気料の中にサガン鳥栖支援自販機という言葉になっているんですが、その理由を教えてくださいませんか。

**有馬豊和都市整備課長補佐兼都市計画係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査**

2010年頃にサガン・ドリームスと一緒に市内のいろいろな公共施設にクラブ支援の一環として、サガン鳥栖応援自販機を置けないかということで、いろいろな場所を回って設置を決めております。

その際に、施設の所管課が複数にわたりますので、報告の仕方が恐らくその時に決まって今に至っているっていうふうなところが現状かというふうに思われます。

以上です。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

ほかには。

**下田辰也委員**

そうしたら、44ページの国道・交通政策課の山浦スマートインターの件で、令和7年度は文化財調査が終わった段階で次のステップということで、業務内容として、アクセス道路の詳細検討、スマートインターの必要性和整備効果の検討ということですが、これは建設部ですが、新鳥栖駅開発は政策部ということで、それを含めたところで広域交通の拠点としてのまちづくりのビジョンを部を超えて情報を共有されて、そういうふうなビジョンとかが何かあるのかなと思ってお聞きしたいんですけど。

**杉本修吉国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

山浦スマートインターについては、また来年度以降も継続して検討を進めてまいるところでございます。

これまでも議会の勉強会でも御説明させていただいたとおり、パーキングエリアと新鳥栖駅、高速道路という広域の交通手段と新幹線という新鳥栖駅をつなぐということで、もちろん担当の部署とは連携をして、現在の進捗等をお互い共有をしております。

今後につきましても、整備効果の検証といたしまして、今もう行っているんですけども

さらにその整備効果の検証にも取り組み、また新幹線のほうの進捗等においてもこちらのインターのほうも、また、インターのことを新幹線のほうにもお互いが高め合えるような計画となるように共有を図りながら取り組んでいるところでございます。

#### **下田辰也委員**

ありがとうございました。

先ほど藤田委員長も言われたように、新鳥栖駅の東側の開発だけでなく西側も民間の私有地ということになっておりますけれども、東側だけ開発しても西側がああいうふうな今の状況なら、まだまだ難しいかなと思って、よかったら西側も含めたところで政策部と話し合いながらまちづくりのビジョンをつくっていただければと思っております。

以上です。

#### **藤田昌隆委員長**

古賀議員は何かありますか。

#### **古賀克則委員**

39ページの公園関係で撤去ってあるんですけど、何らかの条件があって撤去されるのか、撤去された後にまたこういうふうにつける予定があるのか。

特に公園って今はもうほとんど遊具とかないんです。子供たちが遊ぶ道具とかもほとんどない状態で、何を撤去されるのかなって、どういう理由で撤去されるのか、撤去された後にこういうのをつけますよっちゅう計画があるのかそこだけ教えてもらっていいですか。

#### **樋本太郎都市整備課長**

お答えいたします。本鳥栖町住宅公園遊具撤去工事の件かと思います。

こちらにつきましては、公園施設の点検を年に一度行っておりまして、危険度にA、B、C、Dのランクがありまして、Dのほうが危険ということなんです、危険だということになっています。

ブランコとシーソーとジャングルジムを設置しているんですけど、それが危険な状況だということが分かりましたものですから、取り急ぎ撤去させていただくと。

設置につきましては、まだちょっと不確定なところではございますけれども、他の委員会の件で恐縮でございますが、今、こども育成課さんのほうで子ども計画というものの策定のお諮りをさせていただいているところかと思いますが、そういった策定のほうが整いましたら、国のほうで活用できるメニューとかがございますものですから、そういったもので設置の方向を考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

#### **古賀克則委員**

すいません、もう二つ、西田町と今泉町の遊具撤去の分も理由を聞かせてもらっていいですか。

**樋本太郎都市整備課長**

西田町の公園につきましては、滑り台が今設置されているところでございます。

こちらにつきましても、危険度がDということで、議決をいただいた暁には撤去させていただければと考えておるところでございます。

こちらも同様、今後のこども計画の策定の状況等を見据えて、国の交付金等を活用しながら遊具の設置を検討したいと現時点では考えているところでございます。

それから、今泉町の荒人開発公園の遊具につきましては、地元から要望があっております。こちらはちょっと古くなっているので撤去してほしいということを言われています。

地元の区長様によりますと、撤去するだけでいいと、遊具の設置を希望されないという御要望を承っておりますので撤去だけさせていただくものでございます。

以上でございます。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

**古賀克則委員**

はい。

**中山龍一委員**

関連してなんですけれども、この公園整備について、市民の方からあれが欲しいこれはどうなのかという話をいろいろ伺いますので、全体を見て優先度を決めてっていう中の一つで、点検をしながらっていうふうには分かっているんですが、全体的な計画みたいなものはつくられておりますでしょうか。

**樋本太郎都市整備課長**

お答えさせていただきます。

都市公園が市内に26か所ございますけれども、そちらにつきましては、公園施設長寿命化計画というものを策定させていただきまして、それに基づき、年次的に更新をさせていただいているところでございます。

それから残るのが、区分で言いますと児童遊園とか開発公園ですね、開発をしたときにできる公園、そういったものがそれぞれ合わせますと百数十公園ございますが、そういったものにつきましては、特段計画は立てておりません。

遊具のほうについては、点検を行っているという状況でございます。

更新の計画ですけれども、そういった点検に合わせたものと、あと地元からの御要望に基

づいて、その遊具の状況を見ながら判断していつているというところでございます。

以上でございます。

**中山龍一委員**

ありがとうございます。

これから我々が市民の方からそういうお声をいただいたときってというのは、都市公園に当たるのか、児童遊園に当たるのか、公園の種別に応じて都市公園に当たるものだと計画を見て、それ以外のものに関しては要望という形でまたお話をさせていただく、そういった形で考えておけばよいということでしょうか。

**樋本太郎都市整備課長**

お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、都市公園につきましては、基本的には長寿命化計画に基づいて、遊具でございますと相当の部分の遊具について地元とお話ししながら遊具を選定していくという形になります。

既存の公園につきましては、それも同様でして、撤去とか更新をするときに地元のほうにお話しをして検討するということであります。

新規の設置ってということになりますと、現状はちょっと難しいのかなというふうに考えているところです。

以上でございます。

**藤田昌隆委員長**

中山議員、今、言ったのは地元からってということだから、区長さんを通じてとか、そういう要望書を出すとかそういう形でしないと。

基本的な流れ的には、議員がじゃなくて、そういう形です。

**中山龍一委員**

ですので、その地元を通じてというところで、またお話をさせていただければと思います。

どうもありがとうございます。

**藤田昌隆委員長**

じゃあ、私から一つ。

地区計画でつくった場合に公園を当然つくったりするんやけど、それに関しては、計画を提出した先の企業がするとか、それはどっちがする、市がするわけ。

**樋本太郎都市整備課長**

地区計画に限らず、先ほどの開発公園もそうなんですけれども、基本的には公共施設として民間事業者様のほうでつくっていただいて、それを市のほうが帰属するという形になって

います。（「市に寄附をしてもらう？」と呼ぶ者あり）

はい、市に寄附といいますか、帰属といいますか、所有権を所管課が所管すると。

管理につきましては、そのときに地元と協定とかを結ばせていただいて、基本的な維持管理については地元のほうで行っていただくと。大きな伐採とかそういったものについては、市のほうで行うというふうな運用となっております。

#### **藤田昌隆委員長**

その場合、例えば、公園の敷地は確保した、その上に乗っかる遊具とかそういうものは業者のほうで用意してそれを丸ごと市に寄附するという形ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）  
ありがとうございます。

ほかに。

#### **飛松妙子委員**

同じところなんですけど、藤木緑地スポット緑化整備工事の内容を教えてください。

#### **樋本太郎都市整備課長**

こちらにつきましては、藤木町にございます商工団地にある緩衝緑地公園でございます。

こちらは県の補助を受けて行うものでございますが、強剪定を……、ちょっとすいません。

#### **辻亮子都市整備課長補佐兼公園緑地係長**

強剪定を藤木緑地のほうに24本予定をしております。

これが地元の区長さんから要望があり、藤木緑地の中で樹木が繁茂し過ぎているところの強剪定を行うのと、あとスポット緑化につきましては、——すいません、今、私が申し上げたのが委託料の保全整備事業と工事のスポット緑化整備事業っていうのが同じ補助金を活用して実施している事業になりまして、今、申し上げた強剪定が委託料になって、スポット緑化につきましては、工事で支障木の伐採と、あと新しく樹木を植栽する事業になっています。

こちらのスポット緑化につきましては、支障木として民地のほうの工事の建物とかに支障がしていたりとかするものについて10本伐採を予定してまして、その代わりに新しくヤマザクラとジンダイアケボノ——桜ですね、これを各5本ずつ植栽予定をしております。

#### **飛松妙子委員**

ありがとうございます。

先日私も藤木の緑化のところへ行かせてもらったときに、何かもったいないなと思って——駐車場も誰も止まっていない、でも、散歩コースにはいい場所なんだろうなと思っていたんですけど、桜を植えてくださるということであれば、また今後、人も増えていけばいいなと思いました。そういった中で、公園整備とか遊具整備とかもしていただいているんですが、以前も言いましたけど、公園整備をしたときはきれいなんですけど、やっぱりその維

持管理ですよ。その部分でボランティアの方々の活用っていうのは、今後とても重要になってくると思います。

以前も言いましたが、ぜひ補助金関係の企業とのタイアップで花植えのボランティアへの花の補助金とかそういうのをつくっていただいて、せっかくきれいにさせていただくので、きれいな鳥栖市を、緑化あふれる鳥栖市に、花の日もありますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

以上です。

#### **和田晴美委員**

先ほどの質問に私からも一つ聞きたいのが、県の補助が2分の1とありますが、なぜこの事業に関しては補助が出るのか、それについて御説明お願いできますでしょうか。

#### **辻亮子都市整備課長補佐兼公園緑地係長**

もともと緑の景観づくり事業補助金っていう補助金なんですけれども、緑化の推進を図るっていうのが主な目的になっているので、それが主な目的かなと。

ここ近年では国スポ・全障スポで全国から県内にいろんな方がみえられるということで、枯損木とか支障木になっているものを伐採して新しく植栽をしてとか、更新をするとか、そういう事業になっていて、集中的にこうやってこの事業を行ったりとかもさせていただいております。

#### **和田晴美委員**

ありがとうございます。

たしか去年は、朝日山の桜をそんなのでやったんですか。

#### **樋本太郎都市整備課長**

議員おっしゃっているとおりですが、ただ、これは県の補助金なんですけれども、自治体と民間団体にも寄附されます。朝日山の芝広場の部分は、県の造園業会様で行われたものでございます。

#### **和田晴美委員**

私の身近で問合せなどが多かったので聞かせていただきました。非常に参考になりました。ありがとうございます。

#### **野下泰弘委員**

39ページの東町公園ほか2公園のトイレ改築工事っていうところで、まず、東町以外の2公園というところはどこになるのでしょうか。

#### **樋本太郎都市整備課長**

お答えいたします。

姫方公園と、あと田代新町公園になります。田代新町公園は田代の八坂神社の北側にある公園でございます。姫方公園につきましては、流通団地近くという言い方をするとあれですけども、姫方町の公園でございます。

**野下泰弘委員**

その3公園に関して、既存でトイレってありますか。

**樋本太郎都市整備課長**

男女共用のお一人だけが利用できる小さなトイレが各公園にございます。

**野下泰弘委員**

そうすると、今後どういったトイレを作られるのか、例えば男女別で多目的までであるとか、そこら辺を少し教えていただいてもよろしいですか。

**樋本太郎都市整備課長**

こちらの公園について、現時点で我々が想定しているのは多目的トイレで、お一人用の分を1か所設置することを考えております。

**野下泰弘委員**

多目的の一つだけっていうのは、既存の公園であるものなののでしょうか。

市民が求める公園とは男女別で多目的で誰もが使える——1個だけのトイレって、名目上は多目的ですけど、分けてほしいという女性の方も非常に多いと思う中で、その市民の意見と現状っていうのはどんな感じなのかと。

**樋本太郎都市整備課長**

整備を今後していくに当たっては当然地元とお話をしていくことになりますが、先ほど中山委員からも御質問があったところと同じようになるんですけども、こちらも都市公園になっております。

既存がお一人用のトイレということと、その設置に至ったのも市民公園とか中央公園に比べると、当時そこまで利用頻度がないとか、そういったところを鑑みてお一人用ということで設置されたかと思います。

いずれにいたしましても、設置する際には地元とかと協議をして検討していくことになるかと思っております。

現時点の設計業務の段階では、多目的トイレという形で考えております。

**野下泰弘委員**

設計業務というところなんですけれども、できるだけ地元の意見を聞いていただいて、多目的は欲しいんですけれども、男女別っていうところが要望が多いところなのでしっかりと分けていただければと思います。

特に東町公園というのは、飲み屋街でもあるので、やはり夜の利用というところを地元の方は非常に懸念されると思うんで、そこもぜひ地元との協議の中で進めていただければと思います。

もう一点が、46ページの駅トイレの清掃業務委託料というところで、これは無人駅になってもう3年ぐらいたつと思うんですけど、市としてこのお金をずっと払っていくのか、このままにしておくのかっていうのがすごく疑問でして、私自身はＪＲさんが鳥栖市内の駅を無人化したっていうことには疑問ではないし、異議も何も言うこともないんですけど、行政としてこの状態を現状のままにしておくっていうのは非常によくないというのは思っております。

今後10年、もしこの清掃業務を委託したとしたら900万円くらいかかるわけで、他の行政では何かしら無人駅の活用ということで民間を誘致したりしているわけなんですけど、鳥栖市として今後何か行いうってというのは検討されていないのでしょうか。

#### **杉本修吉 国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長**

駅トイレの清掃の御質問なんですけれども、現時点においてはＪＲ九州のトイレを市のほうで清掃をしているところです。

無人駅の活用というような御意見もありましたが、ＪＲ九州でもそういった無人駅舎の活用ということにも別の部署では力を入れていらっしゃる場所もありますので、今後この3つの駅に可能性があるのかということも含めて、課題であるということは承知しております。

いずれにいたしましても、トイレについてはこのまま清掃を続けていくことにはなろうとは思っています。

以上でございます。

#### **野下泰弘 委員**

今、肥前麓駅は鳥栖商業生が清掃していただいている、非常にいいことだとは思いますが、そもそもＪＲのトイレを無理やり開けてもらったっていう経緯もあるんですけど、そこをなぜ鳥栖市がお金を払って清掃しないといけないのかっていうのもやっぱりあると思うんです。

なので、田代駅とかも立地はすごくいいところですので、もちろん買上げ等もしないといけないんですけど、民間に貸し出しできれば非常に魅力的な場所にもなる可能性を秘めていると思いますので、このまま行政がＪＲのトイレを清掃するよりは民間活用を検討して、今後この清掃費用がなくなるように頑張っていただければと思います。

すいません、意見でした。

藤田昌隆委員長

以上で、質疑を終わります。



## 議案甲第16号鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例

## 議案甲第17号鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

続きまして、議案甲第16号鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例及び議案甲第17号鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

樋本太郎都市整備課長

それでは、議案甲第16号鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

甲議案参考資料２ページをお願いいたします。

条例改正の理由といたしましては、本市の全庁的なアナログ規制の見直し等に伴い、都市公園条例を改正するものでございます。

2 番目の条例改正の内容につきましては、公示の方法等についてウェブサイトへの掲載を追加するもの、また、誤謬等を改正するものでございます。

施行日は令和8年4月1日でございます。

説明は以上となります。

杉本修吉 国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長

続きまして、議案甲第17号鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

甲議案参考資料 2 ページをお願いいたします。

鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例の概要となっております。

条例改正の理由につきましては、本市の全庁的なアナログ規制の見直しによるものでございます。

条例改正の内容につきましては、公示の方法について、ウェブサイトへの掲載を追加する  
ものでございます。

施行日は令和8年4月1日です。

藤田昌隆委員長

ありませんね。

飛松妙子委員

議案の第16号を見ているんですが、(5)のところ、「花火及びキャンプファイヤー等火器を使用すること」のキャンプファイヤーのところの改正前、改正後にアンダー線が引いてあるんですが、ここは同じですね。

樋本太郎都市整備課長

ちょっと分かりづらいかと思いますが、改正前は、「キャンプファイヤー」というふうな文字になっています。

これがなぜこういうふうになっているかっていうと、法令っていうのが戦前の法規に準じていまして、そのときは、「やゆよ」とか小さい「つ」っていうのは大文字でしかあらわしてないという歴史的な経緯を引きずっています。

その流れだろうと思われまして、この際一般的な表記である「キャンプファイヤー」に改めさせていただくというものでございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。（「何が変わったかを知りたかっただけです」と呼ぶ者あり）

そうしたら、以上で議案に対する質疑を終わります。



報告（都市整備課）

鳥栖市立地適正化計画の策定について

藤田昌隆委員長

次に、都市整備課より議案外の報告の申入れがっておりますので、お受けしたいと思い

ます。

それでは、執行部の報告を求めます。

#### **樋本太郎都市整備課長**

それでは、都市整備課から議案外として1件御報告させていただきます。

資料につきましては、建設経済常任委員会議案外報告資料をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。鳥栖市立地適正化計画の策定についてでございます。

立地適正化計画の策定につきましては、これまで4回の都市計画審議会、それから10月の市議会説明会、11月のパブリック・コメントなどを経て策定をさせていただくものでございます。

それでは、まず1番目の概要について御説明させていただきます。

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づく計画でございます。

目的といたしましては、日本全国で人口減少や高齢化が進む中においても、快適な生活環境の実現と持続可能な都市経営を可能とするコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを実現するための計画でございます。

コンパクト・プラス・ネットワークとは、医療施設や商業施設、住居などの生活に必要な施設がコンパクトにまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通というネットワークによってこうした施設にアクセスできる都市構造のことでございます。

立地適正化計画の施行に伴い、一定規模以上の開発行為等を行う場合は、事前に市への届出が必要となってまいります。

2番目の計画期間につきましてでございます。

令和7年度から27年度としておりまして、おおむね5年ごとに効果検証を行いまして、必要に応じて見直しを行うこととしております。

3番目に立地適正化計画に位置づける内容につきまして御説明します。

居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定、誘導施設の指定、それから居住や都市機能の誘導に関する施策、防災方針に基づく取組などを位置づけることとしております。

4番目に施行日でございます。

令和8年3月31日を予定いたしております。

最後に、3ページ目の5番に都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定についてでございますが、こちらでお示ししておりますとおり、市街化区域のうち、生活利便性が高いエリアを含みつつ、居住を誘導する場所として適切でないエリアを除外した範囲を居住誘導区域に設定しております。

都市の拠点となるべきエリアとして、J Rの駅等を中心に都市機能誘導区域を設定してお

ります。

説明は以上でございますが、内容の詳細につきましては、別途お送りしております計画本編で御確認いただきますようお願いいたします。

以上で、御報告を終わります。

#### **藤田昌隆委員長**

何か確認したいことや御意見等がございましたらお願いいたします。

#### **古賀克則委員**

この参考の地図のところで、数字の5番って書いてあるちょっと下のほうにいびつな線の引き方をしてある部分があるんで、何か理由があるのかなと思って。

ぎざぎざと道路の手前にちょっとこう線を引いてあるんですよね、いびつなところが。

で、その白いところに家は建っているんですけど、線の引き方が何かえらいここだけいびつやけん、理由が分かりますか。

#### **有馬豊和都市整備課長補佐兼都市計画係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査**

御説明申し上げます。

この5番の参考の図面に関する見方なんですけれども、この赤線は市街化区域を囲む線というふうになっております。

その中でも色が抜けている白いところとかは、例えば、土砂災害——イエローゾーンですとか、あとは工業専用のゾーン——産業用地として企業が張りついている地域、そういったところは基本的に白抜きというふうになっております。

ちょっと小さくて見にくい部分もあるかと思うんですが、河川に沿ったぎざぎざとかは河岸浸食のおそれがあるエリア——ハザードマップに基づいて。

なので、その部分は居住誘導区域から除きなさいというふうになっておりますので、どうしてもそのマップの形状がこういうぎざぎざっていう形になっておりますので、それがそのまま反映されているというふうなことになるっております。

以上でございます。

#### **野下泰弘委員**

すいません、ちょっと確認で。地区計画の取扱いはどうなるんですか。何も色が無いんですけど、地区計画の中でも居住とか産業、工業とかあるじゃないですか。そこってというのは全く反映されないんですか。

#### **有馬豊和都市整備課長補佐兼都市計画係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査**

野下議員がおっしゃられてあるのは、市街化調整区域における地区計画のお話と立地適正化計画の関係ということでございますよね。

基本的に市街化調整区域における地区計画は、例えば既存の市街化区域に隣接、近接している、なので、ある程度一定の今の市街化区域との連続性というのを求めています。

将来的に市街化に編入するっていう前提を一定念頭に置いており、したがって、居住誘導区域に将来的に含まれるという考え方になります。

**野下泰弘委員**

そうすると、現状ではまだ含まれていないから色がついてないっていう認識でよかったですか。

**有馬豊和都市整備課長補佐兼都市計画係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査**

おっしゃるとおりでございます。

**和田晴美委員**

そうしたら、今後含まれるっていうところの場所の認識をしたいと思って伺いたいんですが、例えば、②の新鳥栖駅の上とか入っていないで囲むようにしてあるここは多分、それらしき団地っぽいところもちょこちこある部分だと思うんですけど、こういうところとか、①の鳥栖駅の東側、団地とかがあると思うんですけども、そういうのが今後なりうる場所っていうことなんですか。

**有馬豊和都市整備課長補佐兼都市計画係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査**

基本的に今、地区計画の運用基準は3類型ございまして、新鳥栖駅からおおむね1キロメートル圏内と、あと、各小中学校から500メートル、あとは、インターチェンジから1キロメートルっていうところで、それらに含まれる市街化調整区域においては、今後地区計画の申出があり開発が進めば市街化編入されこの色がつくという可能性はございます。

一方で、2番目に和田委員がおっしゃられた①の横の白いところは商工団地とかそういったところになっておりますので、居住誘導区域、あるいは都市機能誘導区域からもともと除いているというふうな違いがございます。

以上でございます。

**藤田昌隆委員長**

ほかに。

**飛松妙子委員**

施行日を令和8年3月31日にされた理由を教えてくださいませんか。

**有馬豊和都市整備課長補佐兼都市計画係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査**

国によりますと、立地適正化計画は、公表日イコール施行日ということで承っております。

もともと、立地適正化計画を策定することにより活用可能となる国庫補助事業がございましたので、これが令和7年度の活用の可能性もございましたことから、大体オーソドックス

なパターンでは4月1日なんですが、こういった3月31日という形でさせていただいております。

以上でございます。

**藤田昌隆委員長**

ほかに。

**中山龍一委員**

立地適正化計画に位置づける内容として、居住や都市機能の誘導に関する施策というものがあるかと思うんですけど、これは盛り込まれるものが3月31日までにいけるということでよろしいでしょうか。

**有馬豊和都市整備課長補佐兼都市計画係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査**

参考資料としてもう一個別添でお付けをしていたかと思いますが、立地適正化計画の本編の107ページ辺りに施策ということで位置づけをしておりますので、そこに細かく記載をしておりますので、そちらで御確認いただければと思います。

**中山龍一委員**

ありがとうございます。失礼しました。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。今タブレットに資料を送ってもらったんで、それを見てください。

結局コンパクトシティーと一緒に、今回は、肥前旭駅、新鳥栖駅、鳥栖駅、それから田代駅もあるのかな、一応。弥生が丘駅は入らんか。この4つにコンパクトシティーの機能を持たせようということだから、本当は、基軸となる駅の機能をアップさせたりきちんとしたにぎわいを持つような、駅を中心にしてという形なんですよ、将来的には。だから、今言った駅を中心には後は非常に発達していくと。

いろんな公共施設もそうだし、例えばパチンコ屋が来たり、今までなかった喫茶店が来たり、映画館が来たり、そういう機能も持たせようということですから、そういうまちづくりを今後していこうということでいいですか。

〔発言する者なし〕

以上で、質問を終わります。

それでは、建設課及び維持管理課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため、暫時休憩をいたします。

**午後2時55分休憩**



続きまして、節の4住宅債です。

1,720万円の減額につきましては、公営住宅改善事業の起債でございますが、交付金が増額となり、不要となったため減額をお願いしております。

続きまして、歳出でございます。主なものを御説明いたします。

上から3段目、節の12委託料です。

排水機等の操作委託料につきましては、65万2,000円の減額をお願いしております。

続きまして、負担金につきましては、筑後川並支派川改修工事期成同盟会の負担金を減らしております。

#### **藤田昌隆委員長**

藤川次長、すいません、ページ数を言ってくれんかな。

#### **藤川博一建設部次長兼建設課長**

9ページをお願いいたします。

こちらの97万2,000円の減額につきましては、測量またはここに書いております交通量調査と飛び込みで入ってくる業務に対応する委託料をお願いしておりますが、今年につきましては、不用額が97万2,000円ということで減額をお願いしております。

10ページをお願いいたします。こちらは道路橋梁費でございます。目で言いますと道路新設改良費です。

主なものを申し上げます。節の14工事請負費につきましては、天神松・河内線道路改良事業につきまして、工事費50万円の減額をお願いしております。

続きまして、節の16公有財産購入費でございます。こちらは、天神松・河内線の道路改良事業、それと古野町交差点の改良事業の道路購入用地購入費をお願いしておりましたが、古野町のほうが65万7,000円、天神松・河内線が5万5,000円の不用額が出たため減額をお願いしております。

11ページをお願いいたします。節の12委託料です。こちらは建設課で管理しております市有地の草刈りの委託料につきまして、1万8,000円の減額をお願いしております。

続きまして、住宅費でございます。目の1住宅管理費でございます。

主なものを申し上げます。

節の11役務費、こちらは16万円の減額をお願いしておりますが、こちらは市営住宅の賠償保険、火災共済等の不用額の減額をお願いしております。

続きまして、目2住宅改善費、節の7報償費です。3,000円の減額につきましては、空き家対策――外部委員会の謝金の減額をお願いしております。

続きまして、節の11役務費です。

3万1,000円の減額につきましては、空き家対策のためのアンケートとかの手紙代とかそういうものの減額をお願いしております。

続きまして、節の12委託料です。こちらは工事監理委託料が39万7,000円、あと、木造住宅耐震診断委託料の30万円の不用となった金額を減額いたしております。

次、12ページ、13ページをお願いいたします。

同じく住宅費です。節の14工事請負費でございます。こちらは1,556万1,000円の減額でございます。内訳は書いてありますとおり、元町アパート屋根防水改修工事、浅井アパートの12棟の外壁改修工事、それと、浅井アパートの外灯LED改修工事の減額をお願いしております。それぞれ入札による減額でございます。

続きまして、節の18負担金、補助及び交付金386万9,000円の減額です。こちらは、空家等活用補助金内訳は、地域活性型の補助金が160万円、あと子育て世代型の補助金80万円が今年申込みがなかったので減額をしております。

また、不良住宅空家等除却補助金につきましては、大体5件分の危険空き家の解体を見込んで計上しておりましたが、本年1件だけであったということで減額をお願いしております。

14ページでございます。繰越明許費の御説明をいたします。

まず、道路整備交付金事業でございます。繰越額1億5,079万5,000円です。こちらは田代大官町・萱方線道路改良事業が4,701万9,000円の減額です。こちらは、電柱、電柱というか電話柱ですね、そちらの移設がちょっと遅れたということで、繰り越すものでございます。本年6月下旬には工事完了したいというふうに考えております。

もう一つが、国土交通省・今町線道路改良事業でございます。こちらは1億377万6,000円でございます。こちらは境界確定などの地権者さんとか隣接者との協議にちょっと時間を要してしまいました。そのため、用地がどこまでかかるかということで建物等の物件調査を繰り越すものでございます。

また、この物件調査の遅延に伴いまして、用地交渉、用地取得も行われておりませんので、そちらも繰り越すものでございます。

続きまして、下段になります道路改良事業1,370万円でございます。こちらは、田代大官町・萱方線等道路改良工事の2工区の方でございます。こちらは、設計業務を現在行っております。地元調整、また、関係機関、国土交通省、警察等でございますが、こちらとまだ協議中でございます。この委託料を繰り越すものでございます。こちらの業務については、本年6月下旬の完了を見込んでおるところでございます。

以上、建設課の御説明でございます。

**実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

それでは、維持管理課分の御説明をさせていただきます。

同じ資料15ページでございます。

まず、歳入の主なものとして、款15使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、節1土木管理使用料466万4,000円につきましては、市道占用料及び公有水面使用料の決算見込額でございます。

次に、款18財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入195万9,000円につきましては、里道や水路などの法定外公共物払下げ3件に伴う土地売買収入でございます。

資料16ページお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入31万円につきましては、路上事故損害賠償7件に係る保険金等でございます。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げます。

歳出については、資料の17ページから20ページにございますが、全て決算見込みに伴う補正でございます。

このうち資料の17ページにつきましては、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節10需用費40万円につきましては、不足します電気代について計上をするものでございます。

簡単でございますが、3月補正の説明といたします。

続きまして、繰越明許について御説明をいたします。

21ページをお願いいたします。

まず、道路側溝等整備経費1,623万6,000円につきましては、施工方法や通行規制について沿線の関係企業との協議・調整に不測の日数を要したため、工事請負費を令和8年6月末まで繰り越すことといたしております。

次に、河川浚渫改良事業1億4,954万6,000円につきましては、2つ記載ございますその下の記載のほうからでございます。

しゅんせつ等工事につきましては、大野川工事について、生活道路や通学路の確保、通行規制、施工方法などについて周辺住民との協議・調整に不測の日数を要したため、工事請負費を令和8年7月末まで繰り越すことといたしております。

その上の記載になりますけれども、調査委託料につきましては、大野川工事に伴う家屋事後調査であり、大野川工事の進捗に伴い業務を令和8年9月末まで繰り越すことといたしております。

以上、説明を終わります。

**藤田昌隆委員長**

建設課及び維持管理課の補正の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

**和田晴美委員**

幾つか質問させていただきます。

12ページの節11役務費の保険料等ということで、住宅管理についての保険料ということなんですが、これはもう予算を決めたら変動するものじゃないと思っていたんですけども、これについて保険料が16万円浮いたっていう部分をもう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

**山下範史建設課住宅係長**

保険料等ということで書かせていただいています。保険料のほかに通信運搬費と手数料が入っております。

**和田晴美委員**

そうしましたら、保険料等と記載はあるものの保険料が大幅に変わったというよりも、通信費とか手数料等の金額が主であるということなんでしょうか。

**山下範史建設課住宅係長**

保険料等とありますけれども、通信運搬費が主なものになります。

**和田晴美委員**

ありがとうございました。

そうしましたら、次の13ページについて質問させていただきます。

節14の工事請負費に関する改修工事費なんですけれども、ここも大きな減額となっておりますが、理由といたしましては入札のためということでしたけれども、それにしても非常に大きいと思ひまして、それぞれ予定価格と入札金額がどういうふうな結果で変わったのか、まず教えていただけますでしょうか。

**実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

予定価格はあれなんですけど、これは全部最低価格で落札になっています。原因としては何とも言えませんけれども、最近やっぱり資材費とかの高騰があつて、予算組むときに見積りをもらうときにちょっと高めに出ていたのかなと。

別に業者さんに不満があるわけではないんで、そういうことが要因なのかなと私なりに解釈しております。

**和田晴美委員**

ありがとうございます。

私的には、質が落ちてないかとか、その結果工事は無事に終わったのかなという、そうい

った面であまりにも金額の差があり過ぎたのでお尋ねさせていただきましたが、そういうことではなく、事前に参考見積りなどで近年の物価変動を危惧したところで設定されていたところで、アパートの防水がちゃんとできてないとかそういうところは心配ないということですね。

これにもう一つだけ聞かせていただきたいのが、以前の委員会で色についての議論が——この色いいとか、そういうのがあっていただかと思えますけれども、その後、この浅井アパート12棟の外壁改修が、今後やるって言っていたこの工事なのかなと思ひまして、その後の工事完了の御様子をお聞かせいただけますでしょうか。

**藤川博一建設部次長兼建設課長**

色についていろいろ御意見賜っていたのは存じておりますが、特に住民さんから見苦しくなったとかいう苦情もございません。

一応、イメージカラーとしては、鳥栖の鳥、メジロに似た色ということでやらせていただいております、御意見いただいていた方からも苦情等はありませんので、今の状況で進めさせていただきたいと思っております。

**和田晴美委員**

ありがとうございました。

色については、私もいろいろな思いがございましたので、そのように住民の方に御確認をしていただいて、その上で工事を進めていただいたということで、その分は承知いたしました。

最後の質問となりますけれども、15ページに移ります。

節1の市有地売払収入、法定外公共物払下げ、これがどこの場所の分なのか、どのぐらいの規模のもので195万9,000円になっているか教えていただくことは可能ですか。

お答えをお願いいたします。

**実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

土地売払収入のこの3件につきまして、まず1件目は本鳥栖町でございまして、面積については30.86平米、2件目は全て東町水路の払下げですけど、平米でいくと6.54平米、それと、3件目が鎗田町、平米が59.42平米となっております。

**和田晴美委員**

ありがとうございました。水路関係で……、そういうことですね。

私からは以上です。

**野下泰弘委員**

先ほどの和田議員の質問の同じところで13ページなんですけど、市営住宅改修工事費とい

うところで、最低落札価格で入ったっていうところで見積りがちょっと高く設定されていたという答弁だったんですけど、そうすると、これはもう当初予算になってしまうんですが、そこにどういうふうに反映されているのか、浅井アパートとかまた今年も塗替えがあるんですけど、もっと予算自体を下げても落札自体も下げることによって可能と思うんです。

そこら辺どういうふうになっているのかなって。

**藤川博一建設部次長兼建設課長**

実際のところ、建設物価であるとか、人件費の単価が年度またいで改定になりますんで、ここ数年の上がり方とかそういったのを見込んで、今から説明する当初予算も組ませていただいております。

**藤田昌隆委員長**

後で、当初の時にお願いします。

**野下泰弘委員**

後ほどまた聞かせていただきます。

**藤田昌隆委員長**

ほかに。

**飛松妙子委員**

同じページの下の補助金の件なんですけど、今回、空家等活用補助金の申込みがなかったということでございました。

どのような広報をされたのか、また問合せがあったのかお尋ねしたいと思います。

**藤川博一建設部次長兼建設課長**

これについては、市のホームページであるとか、ビラというかパンフレットですね、そういったものに掲載して、まず、市民の方にお配りをしております。

地域活性型の補助金は、自治会とか、区長さんとかが何かの施設に使いたいっていうところを対象としておりますが、この案件ではなかなか出づらいのかなと。

もう一個の子育て世帯型の補助金につきましては、今、鳥栖市外に在住の子育て世代の方が鳥栖市に引っ越してくる前提で鳥栖の空き家を買われてそれを改修すると、そういったときの補助金です。

これも空家対策委員会とか鳥栖市の協議の中でも指摘を受けて、市内でどんだけアピールしても何にもならないということで、総合政策課が博多とかで鳥栖市への移住の宣伝活動をしていますんで、今度の活動に我々もつき合わせてくださいということをお願いしています。

あと、関連して市民協働課が、今、相談窓口を市民だけを対象にしてありますが、鳥栖市に空き家をお持ちの方は必ずしも鳥栖市に在住の方じゃないということで、空き家の相続で

あるとか、そういった子育て世代に関する引っ越しとかのあっせんについては、市外の方の相談も受けようということで、市民協働課にお願いして、要綱を変えていただいて市外の方も相談できるようにしたところでございます。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

やっぱり、建設部だけでするのはかなり無理があるんだろなっていうのは思いました。

私もよくお話聞くんですけど、鳥栖に引っ越ししたくても家がないとか土地がないとかいうお話も伺ってますし、最近では、鳥栖の土地の価格が高過ぎてもうとてもじゃないけど建てるのが大変っていうお声もお聞きしていますので、そういった意味ではこの空き家の活用というのは十分需要があると思っておりますので、いろんな部署と連携した上で取組を進めていただきたいというのと、もう一つは、ホームページに空き家の活用に関しての大々的なアピールが検索するときにはぱっと出てくるような何かそういうことも考えていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう1件だけ。15ページの市道占用料が470万円ほどプラスになっているっていうことなんですけど、ここの御説明をいただいていいですか。

**実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

この466万4,000円につきましては、市道占用料と公有水面の使用料ということで、内容としては、例えば市道に電柱を建てさせたりしているその料金を徴収しておりまして、その年の間の収入について、市道占用料については474万8,000円……（「プラスになったということですよ」と呼ぶ者あり）そうですね。

**江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長**

474万8,000円の増額の理由といたしましては、当初予算は前年度の実績額をベースに歳入を計上しておりますが、当然、令和7年度において新たに市道占有が必要な電柱建設であったり、埋設物であったりそういったものがございまして、その部分が増額という形で考えております。

以上です。

**飛松妙子委員**

ということは、今年度は460万円ほどプラスになったということですね。分かりました、ありがとうございます。

**藤田昌隆委員長**

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で質疑を終わります。



## 議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

藤川博一建設部次長兼建設課長

建設課の説明からまいります。

2 ページをお願いいたします。まず、土木使用料です。

節の1 土木管理使用料につきましては、建設課で管理しております敷地を駐車場として貸出しておる分の歳入の見込みが59万1,000円です。

続きまして、節の3住宅使用料7,131万円につきましては、市営住宅の家賃の分です。

内訳は、現年分といたしまして、約7,000万円、過年度の未収納の分の集金分を130万円ほど見込んで計上いたしております。

続きまして、3ページでございます。

節の1道路橋梁費国庫補助金です。1億7,073万1,000円につきましては、社会資本整備総合交付金でございます。

田代大官町・萱方線の1工区、2工区の事業費、それと国土交通省・今町線の事業費、あと維持管理分といたしまして、道路舗装事業分の計上をお願いしております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

こちら土木費国庫補助金ですが、節の3住宅費国庫補助金です。4,946万4,000円です。

こちらは、防災・安全交付金を含む社会資本整備総合交付金でございます。

既存公営住宅改善事業といたしまして、浅井アパートの13棟・14棟の配水管の管理業務、それと改修設計業務、それと13棟の配水管改修工事、それと、南部団地のＬＥＤ化工事、南部団地の15棟のガス管及び給湯設備の改修工事の事業費を上げております。

あと、住宅・建築物安全ストック形成事業といたしまして、浅井アパートの13棟外壁の改修管理業務、14棟も同じ外壁の改修設計業務、それと浅井アパート13棟の外壁の改修工事、それと、木造住宅耐震診断派遣といたしまして、60万円、木造住宅の耐震改修の補助といたしまして115万円を計上しております。

続きまして、5 ページです。

空家再生等推進事業ということで、空き家対策の事業費で不良住宅空家等除却費補助、これは解体費の補助です。1 件50万円を5 件分見込んで計上しております。

先ほど話題になりました、地域活性化型の空家活用補助、それと子育て世帯型の空家等活用補助金の補助金分を80万円と40万円を計上しております。

続きまして、6 ページをお願いいたします。こちらは県補助金になります。節の2 住宅費県補助金です。

こちらの耐震診断事業費の補助金といたしまして30万円、あと耐震改修事業費補助金といたしまして28万7,000円の計上をお願いしております。

その下段になります。県支出金の分です。住宅費委託金でございます187万5,000円。

こちらは浅井アパートと南部団地が県営住宅と市営住宅の共同の住宅になっております。県のほうから件数案分でこういった給水施設の清掃と保守点検と通常管理の県負担分を頂いております。

続きまして、7 ページです。預金利子については、市営住宅敷金の利息です。

続きまして、項の4 受託事業収入、節4 土木費受託収入です。783万円につきましては、国から償還を受けております分の排水機場、それと県の排水機場のそれぞれの受託料を計上しております。

続きまして、8 ページをお願いいたします。節の4 雑入でございます。

こちらは、公共事業積算システムの負担金、これは上下水道局からの負担金の69万6,000円、それと住宅防火施設整備補助金につきましては、消火器を取り替えるときに頂ける補助金20万5,000円を計上しております。

続きまして、9 ページをお願いいたします。市債でございます。節の1 道路橋梁債でございます。

こちらは説明欄に書いておりますそれぞれの事業分のですね、国庫補助金の裏負担分の市債を1 億2,860万円計上をいたしております。

続きまして、10ページでございます。

主なものを申し上げます。土木総務費です。節の2 給料から節の4 までは、建設課の部長以下7 名分の人件費です。あと、旅費につきましては、議会随伴、会議、研修等の旅費を計上しております。

節の10 需用費でございます。この中で主なものといたしまして、中段ぐらいに光熱水費があります。

前川排水機場につきましては、市からの要望施設ということで市のほうで軽油とか電気代

とかそういった光熱費を負担しております。それが90万円でございます。

続きまして、節の11役務費です。こちらも通信運搬費につきましては、前川排水機場は市のほうで負担しております。

あと一番下の保険料です。水閘門操作人等傷害保険料をお願いしております。こちらは、地元の18名様分の操作人さんの保険料を計上しております。

続きまして、11ページでございます。土木管理費です。土木総務費の節の12委託料でございます。

ここから歳出になります。

先ほどから申し上げております河川の排水機場等操作委託料、こちらは783万1,000円、国所管施設が9、県の所管施設が3施設分を計上しております。

節の13使用料及び賃借料の主なものといたしましては、公共事業積算システムの借上料177万5,000円を計上しております。

続きまして、節の18負担金、補助及び交付金でございます。

こちらは説明欄に書いております期成会の負担金の計上をお願いしております。

続きまして、項の2道路橋梁費です。

節の12委託料につきまして、測量調査等委託料といたしまして、400万円の計上をお願いしております。

続きまして、12ページです。

まず、節の8旅費につきましては、用地交渉等に必要なと思われる旅費の計上をお願いしております。

節の10需用費につきましては、契約書等の印紙代等を計上をお願いしております。

あと、節12からは主要事項説明書で御説明をいたします。

まず13ページの説明書をお願いいたします。

こちらは、田代大官町・萱方線等道路改良事業の分でございます。

本年度は全部で3,960万円の予算をお願いしております。

内訳といたしましては、地図の中に書いております、まず、90メートルの改良工事、こちらが3,600万円を見込んでおります。

それから、交差点付近に附属物設置工事ということで書いております。

こちらはバス停の改修であるとか、ガードパイプ、あと沿線の補償工事、駐車場等の工事について、360万円の計上をお願いしておるものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

こちらは、田代大官町・萱方線等道路改良事業の第2工区の分でございます。

本年度は8,720万円の計上をお願いしております。

これは色で塗っている部分の測量であるとか設計の事業費になります。

内訳といたしましては、道路の詳細設計が1,888万円、橋梁の詳細の設計が3,272万円、橋を架け替えるかも分からないということで、迂回路等の測量を336万円、地質調査が1,384万円と用地測量といたしまして1,840万円の計上をお願いしております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

こちらは、国土交通省・今町線等道路改良事業でございます。

本年度全部で1億5,412万1,000円の計上をお願いしております。

内訳といたしましては、下の地図に書いておりますけれども、まず左のほうから、物件等調査3件、これが800万円を見込んでおります。

続きまして、真ん中にございます。

まず、物件等移転補償、上のほうが2件、下のほうで3件とあります。こちらが、この移転補償で1億463万4,000円の補償費を見込んでおります。それと、下の四角の中の左、用地取得2件、こちらの2件分で4,095万円の支出を見込んで計上をお願いしております。

続きまして、16ページに入ります。

項の4都市計画費でございます。

節の18負担金、補助及び交付金につきましては、全国街路事業促進協議会の負担金1万円をお願いしております。

続きまして、節の12委託料です。

こちらは、建設課で管理しておる市有地の草刈りの委託料でございます。297万円の計上をお願いしております。

続きまして、17ページをお願いいたします。

今度は住宅費になります。住宅管理費、節の1報酬でございます。こちらにつきましては、市営住宅の管理人さんの報酬をお願いしております。23名様分を44万2,000円計上しております。

あと、節の2給料から節の4共済費までは、建設課の16人分の人件費をお願いしております。

続きまして、節の8旅費13万9,000円ですけれども、こちらは国土交通大学校で2週間研修を受けさせていただきたいと考えて計上をお願いしております。

続きまして、節の10の需用費です。主なものを申し上げます。

まず1番上の消耗品費ですが、消火器41本の取替え分、あと鍵とか換気扇とか便所の蓋のような簡易な修繕の部品代が69万4,000円です。

あと下から２段目になりますけれども、修繕料です。

これは緊急修繕、それと次の方に入っていただくための空き家を多少手直しする分、これ25戸分をめどとして全部で1,200万円の計上をお願いしております。

続きまして、節の11役務費でございます。

これはまず、通信運搬費でございますけれども、家賃の督促などのはがき代等の計上をお願いしております。

手数料、保険料につきましては、それぞれ法定の手数料、それと市営住宅賠償責任保険と建物火災共済の計上をお願いしております。

続きまして、18ページのほうをお願いいたします。住宅費です。住宅管理費の節の12委託料です。

施設の管理委託料といたしまして、給水の施設の清掃であるとか、保守点検そういったものをまず504万5,000円、それと、浅井アパートと南部団地の集会所の改修を予定しております。こちらの改修設計業務をそれぞれ160万円、120万円の計上をお願いしております。

続きまして、節の13使用料及び賃借料でございます。

こちらはシステム使用料といたしまして、積算システムのライセンス料とかデータの使用料を98万9,000円計上しております。

続きまして、節の18負担金、補助及び交付金4万円。

こちらは、NOMA行政管理講座とあって、住宅管理の滞納であるとか不当行為などに関する相談を受けていただく講座です。

こちらの負担金といたしまして、4万円計上をお願いしております。

あと、節の21補償、補填及び賠償金30万円です。

こちらはめったにないんですけれども、市営住宅で家をかかわってくださいというときがたまにあります。そのときの引っ越し代として30万円の計上をお願いしております。

続きまして、19ページでございます。

住宅改善費、節の7報償費12万2,000円、こちらは空家等対策協議会の外部委員さん7名様分の3回分の謝金を計上しております。

役務費については、空き家等のアンケートとかの調査を年に3回ほどやっております。約350件ぐらいをめどに予算の計上をお願いしております。

続きまして、節の12委託料です。

こちらは、浅井アパート14棟の外壁等改修工事の設計業務と同じく13棟の外壁等改修工事の監理業務のほうを計上をお願いしております。

それと、木造住宅耐震診断委託料として10件分120万円の計上をお願いしております。

続きまして、節の14工事請負費です。

こちらは市営住宅の改修工事費を浅井アパート13棟の外壁改修工事、南部団地15棟のガス管、給湯設備改修工事、南部団地のＬＥＤ、あと本鳥栖アパートの街灯ＬＥＤの改修工事を計上をお願いしております。

続きまして、節の18負担金、補助及び交付金につきましては、木造住宅耐震改修補助金1件115万円を見込んで計上をお願いしております。

あと、空き家等対策に係る補助金といたしまして、不良住宅空家等除却費補助金を限度額50万円の5件分、それと、地域活性化型と子育て世帯型の空家等活用補助事業といたしまして、合計で240万円の計上をお願いしております。

以上、建設課の当初予算の御説明でございます。

#### **実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長**

それでは、維持管理課分の主なものについて御説明をします。

同じ資料の20ページをお願いいたします。

歳入の主なものについてでございます。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、節1土木管理使用料3,396万5,000円につきましては、市道占用料及び公有水面使用料の令和8年度の収入見込みでございます。

資料21ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金8,569万円につきましては、橋梁長寿命化事業に係る国の補助金でございます。

資料22ページをお願いいたします。

款22市債、項1市債、目4土木債、節1道路橋梁債1億1,740万円につきましては、橋梁長寿命化事業や舗装長寿命化事業に係るものでございます。

節2河川債4,900万円につきましては、河川改修等の緊急自然災害防止対策事業などの起債事業に係るものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

資料23ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節10需用費1,444万3,000円につきましては、道路照明等の電気料及びトイレ施設等の上下水道使用料など光熱水費が主なものでございます。

資料24ページをお願いいたします。

項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費のうち節2給料から節4共済費につきましては、維持管理課職員17人分の人件費を計上しております。

節12委託料850万円につきましては、道路台帳修正委託料等を計上しております。

資料25ページをお願いいたします。

目 2 道路維持費の主なものでございますが、節 1 報酬、節 3 職員手当等につきましては、道路パトロール、草刈り等の作業要員として会計年度任用職員 3 人分の人件費を計上しております。

節10需用費1,253万8,000円のうち修繕料につきましては、市道、側溝等道路構造物の破損等に対応するための修繕料でございます。

資料26ページをお願いいたします。

節12委託料 1 億6,025万1,000円の主なものといたしましては、市道のり面等の草刈りや、市道緑地帯、街路樹などの草刈り委託料、緑地帯管理委託料、また、市道のパトロール及び簡易補修を行う舗装路面補修委託料などを計上しております。

節14工事請負費 1 億 8 万円につきましては、道路側溝の新設や敷設替等に係る経費を計上しております。

資料27ページをお願いいたします。

目 3 道路舗装費、節12委託料800万円につきましては、道路舗装工事で実施予定のうち詳細設計に必要な費用を計上いたしております。

節14工事請負費 1 億6,700万円につきましては、単独費としましての道路舗装工事市内一円及び舗装長寿命化事業並びに補助事業の舗装工事費を計上いたしております。このうち、補助事業につきましては、次のページの主要事項説明書を御覧いただきたいと思います。

まず、右下の図になりますけれども、鳥栖・基山線につきましては、点線でお示しをしておりますとおり、弥生が丘西交差点から南の事業区間に続く50メートルの区間、次に、左下の平田・養父線につきましては、麓刑務所付近から東へ63メートルの区間、右上の商工団地1号線につきましては、藤木グラウンド前付近交差点から東へ約125メートルの舗装打替えを実施する予定といたしております。

すいません、資料27ページにお戻りください。

目 4 橋梁維持費、節12委託料9,280万円及び節14工事請負費6,600万円につきましては、橋梁長寿命化事業に係る経費を計上しております。

2 ページ進みまして29ページをお願いいたします。主要事項説明書でございます。

橋梁長寿命化事業につきましては、対策が必要な判定 2、判定 3 の153橋のうち社会的影響度が低い橋梁を除く70橋について、優先度を踏まえ、修繕、設計及び定期点検を行っていくものでございます。

令和 8 年度につきましては、改修工事を図中にお示ししております 4 橋、修繕設計を 1 橋、

橋梁の点検を65橋予定しております。

続きまして、資料30ページをお願いいたします。

目5交通安全対策事業費、節7報償費875万6,000円につきましては、交通安全指導員謝金として64名分の経費を計上いたしております。

節10需用費167万7,000円の主なものといたしましては、交通安全指導員の被服費、啓発用のグッズ等の経費を計上しております。

節12委託料299万9,000円の主なものといたしましては、駅前駐輪の整理及び指導の委託料、鳥栖駅、麓駅、弥生が丘駅前の駐輪場の整理等に要する経費を計上いたしております。

節13使用料及び賃借料2,042万4,000円の主なものといたしましては、LED道路照明灯のリースに要する経費を計上しております。

節14工事請負費3,200万円につきましては、防護柵や区画線等の交通安全施設工事に係る経費を計上しております。

資料31ページをお願いいたします。

項3河川費、目1河川改良費、節12委託料800万円につきましては、準用河川の草刈り委託料等を計上しております。

節14工事請負費4,700万円につきましては、河川や水路等のしゅんせつ、改修に要する経費を計上しております。

32ページの主要事項説明書をお願いいたします。

2事業内容の主なものといたしましては、近年多発する大雨被害の軽減を図るため、1段目の旭地区を流れる準用河川江島川、地図のほうでは左下のほうに示しておりますが、江島川のしゅんせつ等に係る経費、次に、排水路のしゅんせつ整備工事に係る経費を計上いたしております。

資料33ページをお願いいたします。

最後に、款11災害復旧費、項2土木施設災害復旧費、目1土木施設災害復旧費、節12委託料及び節14工事請負費につきましては、災害時の応急対応等を迅速に行うため被災箇所の調査設計等に係る委託料や復旧工事の費用を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

**藤田昌隆委員長**

どうもありがとうございました。

それでは今から質疑に入ります。

**野下泰弘委員**

質問させていただきます。

先ほど質問させていただきました浅井アパートの件なんですけど、まず確認で、減額があったってところ、最低落札価格というところで、今、入札調書を見ているんですけど、誤りじゃないかなって。もし誤りであれば訂正をお願いしたいと思います。

#### **藤川博一建設部次長兼建設課長**

最低価格だったのは元町アパートの屋根防水改修工事だけです。

ちなみに、令和7年度の予算のことなんですけれども、まず、元町アパートの屋根防水改修工事につきましては3,100万円の予算の計上をお願いしておりました。

設計金額は当然、公共単価とかそういったのを用いてやった分が予定価格が2,635万6,000円でした。

こちらが最低価格で落としていただいたということで、1,892万円での契約となっております。

あと、浅井アパートの12棟の分につきましても3,200万円の予算を去年お願いしております。最終的に公共単価で積算をして設計した金額は2,668万6,000円で、その契約金額につきましては、2,628万円となっております。予算額と4月を超えて実際に公共単価が決まって積算した分との差が大変大きかったということでございます。

こういったことがないように今後も努めてまいります、令和8年度はまだ公共単価のあれも出てないんで、今後また気をつけながらこういったところ予算の計上とかお願いしてまいります。

#### **野下泰弘委員**

ありがとうございます。

そうすると、当初あった元町に関しては積算的には大分高くしてしまったけれども、答弁のあった浅井に関しては、ほぼほぼ予定どおり——予算自体は少し高く取るもんなん、ということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、当初予算のほうの19ページかな。これはもう浅井アパートの13棟が今年また外壁等改修工事入れるということで、順々に改修が入っているんですけど、この13棟に関しては外壁等って記載があるんですが、かなり高額な7,868万円の予算が取ってあるということで、やはり何かしら内容が違うと思うんです。そこの内容の違いを教えてください。

#### **山下範史建設課住宅係長**

今回、外壁等ということで「等」ってつけさせてもらっているんですけども、配水管のほうの改修も含んでおります。その部分が変わってきます。

#### **藤田昌隆委員長**

野下泰弘委員

藤田昌隆委員長

暫時休憩します。

~~~~~

藤田昌隆委員長

山下範史建設課住宅係長

野下泰弘委員

山下範史建設課住宅係長

野下泰弘委員

で、今年は13棟のどこをされるのかももう一度棟に分けて教えていただければ。

山下範史建設課住宅係長

野下泰弘委員

– 79 –

していくっていう認識でよかったですか。

山下範史建設課住宅係長

外壁の改修と併せて排水管のほうも行う予定で考えております。

野下泰弘委員

書き方にもよるんですけど、外壁等に排水を入れるっていうのは非常に分かりにくいと思うんです。

去年は外壁だけだった、その前は多分一緒に記載があったのかなと、今、資料確認できないんですけど、これって分けたほうがいいと思うんですが、まとめる意味があるんですか。外壁では全然ないと思うんですけど。

藤田昌隆委員長

答えられますか。

そうしたら、沼野部長、教えてください。

沼野猛建設部長

この記載に当たっては、発注する単位で記載していると。

つまりこういう単位で発注をしていっているっていうことで、その工事の発注のものとの予算書が発生をするような形で記載させていただいているということです。

藤川博一建設部次長兼建設課長

これは、「等」ば入れとっぎいかんと思うんで、「外壁・排水管工事」ですか、名前を誰が見ても分かるように変えていきたいと思います。すいません。

野下泰弘委員

今後、記載の変更をお願いしたいと思うのと、今回、工事ということで、一括に外壁等が入札にかかってしまうという認識でよかったですか。

藤川博一建設部次長兼建設課長

外壁の改修をするときはどうしても配水管も扱うことになりますんで、発注は一緒にやったほうが管理費も抑えられるということで同時発注させていただきたいと思っております。

野下泰弘委員

非常に難しいと思うんですけど、会社ごとに担当というか、排水だったら排水関係のほうに来ると思うんですけど、これで本当に安くなるのかが疑問で、もちろん大きい会社だったら頭を取って喜ぶと思うんですけど、鳥栖の業者がこれを喜ぶかって言ったらちょっと疑問なんですけど、これで間違いなく行政として安く収まるのかを確認させていただいてよろしいですか。

沼野猛建設部長

工事を複数に分けると、確かに中小零細企業も育成するっていう公共事業の目的がございますのでそういったことも大切だと思うんですけども、一方で同じ箇所の工事を同じ年度に複数の会社が入るといふ工事の監理が非常に複雑になってきて、例えば何らかの事故だとかいろんな課題が起きたときにどっちの問題になるのかが非常に不明確になるので、非常に狭いエリアのときは一本の工事発注をすることがよくあります。

今回も同じ浅井アパートということですので、非常に限られた敷地の中での工事になります。

それを複数に分けると、どうしても工期が間延びして住民に負担かかるだとかっていうのもありますので、そこは1本の工事にまとめさせていただいているということだと思います。

野下泰弘委員

了解しました。ありがとうございました。

和田晴美委員

私からも質問させていただきます。関連から始めさせていただきます。

資料の2ページ、4ページのところに住宅使用料だとか、4ページのほうは国庫補助金などの起債等々の説明がありました。

となってくると、このアパートの改修工事の金額がすごくかさんできて、聞きたいことは、住民の皆さんの使用料だとかの御負担が上がる、賃借料などが上がるというようなことはあるのかなのか、あるのであれば、詳細について御答弁いただきたいと思います。

藤川博一建設部次長兼建設課長

ガスと給湯設備の改修については、多少家賃に影響がございます。

和田晴美委員

それでは、大規模な外壁だとか配管のほうは影響しないってということですね。

それと、続けて一緒に答えてほしいのが、その給湯器などで幾らぐらい、計算方法についてなどをもう御検討されているのであれば、そういった内容も含めて御答弁をお願いいたします。

藤川博一建設部次長兼建設課長

家賃については、1,000円から4,000円で幅がありますけれども、住んでいらっしゃる方の収入に応じて応分で負担をいただくということなんで、それぞれ違ってまいります。

藤田昌隆委員

藤川次長、質問の意味分かりましたか。

藤川博一建設部次長兼建設課長

後で勉強して御報告いたします。すいません。大規模な外壁とかの工事のほうは家賃には

影響いたしません。

和田晴美委員

それでは、計算方法について1,000円から4,000円幅の考え方について、外壁については大丈夫です。お待ちしておりますのでお願いいたします。

続きましてあと二つ、三つほどお願いします。

15ページに道路工事等々の御説明の分など付いておりますけれども、図のところで気になりますのが、物件等移転補償とありますが、例えば商業施設だからそういうのに対して補償しているなど、具体的に飲食店とか住居とかそういった分で、補償金額の内訳が分かりましたらお願いできますでしょうか。

藤川博一建設部次長兼建設課長

個人さんの金額になるんで、なかなかその辺は……。申し訳ございません。

今回、対象の物件になっているのは工場、工場というか倉庫ですね。あと、倉庫の附帯施設、クレーン等いろいろあります。それと、個人さんのお宅でございます。この地区が準工業地区なんで住宅とそういった工場とか倉庫みたいなのが、今、混在しています。

和田晴美委員

個人情報で公開できない分は了承いたしました。

個人と倉庫関係ということでお答えのほう分かりました。ありがとうございます。

私が分からないところがありまして、19ページの節12委託料の中に木造住宅耐震診断委託料とありますが、これは個人宅だと思うんですけど、個人宅でのこの診断って個々人がするものと思っていたんですけども、このように行政でするものなんですか。

藤川博一建設部次長兼建設課長

補助の制度がございまして、耐震の診断をされるときは1件当たり12万円を限度額ということで補助をさせていただいております。

関連して、節の18のところの木造住宅耐震改修補助金、こちらの診断の結果うまい具合に延長すれば、ちゃんと耐震をされた場合は115万円を実際工事されたときに補助させてもらうというところでやっております。

和田晴美委員

もう少し詳しく聞いて聞きたいんですけども、木造っていろいろな古いのがありますよね。どう考えても耐震強度ないよねって分かるようなものまでこういった助成金をつけていくものなのか、助成金の使い方についてもう少し詳しく聞かせていただけないでしょうか。

藤川博一建設部次長兼建設課長

こういった耐震に関しては、昭和56年度の耐震基準を境に大きな差がございます。どう見

てもというのは、どちらかというと解体補助金のほうで対象になります。

昭和56年でもまだお住まいでやるような住宅もありますんで、見た目で補助金を出す出さない、そういったことはやっておりません。申込みがあれば、診断していただけるのであれば補助させていただいております。

和田晴美委員

助成金なので、調べてもどうしようもないっていうような結果が出たら、先ほどの説明に強度を増すような改修工事につながらないものですから、質問をさせていただきました。

次に、22ページ、もしくは27ページに関連することであると思いますが、舗装についての質問をさせていただきます。

本川川防災調整池多目的広場の調整及び有効活用に関する要望というのが地域から出て、うちの会派からも出させていただいたかと思います。

前回の回答といたしまして、佐賀県と多目的広場の一部補正などについては協議をしているというような考えを聞かせていただいておりますので、令和8年度を見る限り、県の予算がないのかなというふうに思っております、その後の進捗について、そして弥生が丘というふうに伺っておりますけれども、その補正工事が行われる予定になっているかをお聞かせいただけますでしょうか。

実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長

本川川の防災調整池の多目的広場は一部地面のところがありますので、そこを地元として何か活用したいというような要望がございまして、それについての要望を受けまして、何か一部舗装をして地元のいろんな催しとかに活用できないかということで私どももその方向で話を進めております。

現在の状況としましては、調整池自体が佐賀県が管理をしている調整池でございますので県の許可をもらわないと工事ができませんので、今、県とそういった協議を行っております。

今後どういった工事をしていくっていうような内容について県に説明をして許可をいただきたいというふうに考えております。

一応、今のところ前向きには捉えていただいているというふうに思っております。

県の許可を受けましたら市でも内部方針を決めまして、事業規模もどれぐらいになるのかというのがありますので必要に応じて予算の確保をしていきたいと考えております。

以上です。

和田晴美委員

最後になりますけれども、先ほどの答弁の前向きっていうのは、令和8年道に計画が進みそうなレベルの前向きなのか、要は今回の当初予算には残念ながら入っていないということ

なので、スピード感っていうかそれを知りたいので、お答えできるようであればお答えいただけますでしょうか。

実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長

具体的には申せませんが、我々としてもできるだけ早く県のほうから許可をもらって進めていきたいと考えております。

以上です。

下田辰也委員

28ページの維持管理課の中で、平田・養父線で、前回お願いしておりました麓刑務所前から西のほうに予算をつけていただきまして、ありがとうございました。

ここに「主要な市道の路面状況に応じて計画的に修繕を行い」とありますが、維持管理課のほうでは、例えば、緊急性が高い箇所とか通学路とか交通量が多いところとか、そういうふうな感じでマニュアルか何かで決めて優先的に補修をされるのか、工事をされてあるのかお尋ねです。

実本和彦建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長

こういった大がかりな舗装の打換えとかっていうものは、私どものほうで計画を立てまして、その計画に基づいて国のほうから補助を頂いて工事を進めているというような状況です。

そのほか、場所によっては地元からいろんな要望等を頂いたり、壊れているというような通報もございますので、それについては、それとは別に補修ということで対応させていただいているような状況です。

以上です。

下田辰也委員

緊急性の度合いによって、また対応していくという形ですね。分かりました。

飛松妙子委員

当初の20ページなんですが、先ほど補正のところで、市道の占用料470万円増額になったということで、補正後は3,564万2,000円という結果になりました。

今回、当初予算で前年度3,097万8,000円の前年度と比較して298万7,000円プラスですよということで、3,396万5,000円の予算を立てられているんですが、補正で470万円プラスになったことで3,500万円になっているんですが今年度は3,396万5,000円ということで、トータルで比較すると減額になったように感じるんですが、この辺りのことはどのように予算を組立てられているのか御答弁をお願いします。

江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長

市道占用料につきましては、こちらのほうに記載させていただいています。九電さん、N

TTさん、鳥栖ガスさん、筑後ガスさん、これについては、1年更新となっておりますので、ここは実績額が加味しやすいというところなんですけれども、その他の部分と個人の部分については、5年間の更新になってきます。

また、1か月単位とかの占用、こういったものに対しても今年度実績を全て把握するのは加味するのはなかなか難しいと。

また、当初予算を編成する時期にもよりまして、全てが現状で出たところで計上しているところでもございませんので、そういったところも踏まえて、昨年と比較すると毎年更新をしている5年分のところについては298万7,000円ぐらい増えているというところで、トータルで見ると補正額まで見ると若干減額になるんですけれども、そこは来年度単年で1か月単位とか2か月単位で占用する場合とかございますので、その増額分についてはまた決算見込みの中で増額補正と対応したいというふうに考えております。

飛松妙子委員

ということは、補正の中で474万8,000円の部分は、プラスになった分はその他、個人のところで説明をいただかなかったので、増えたというところでの捉え方でよかったでしょうか。

江藤誠維持管理課長補佐兼管理係長

個人、その他以外の部分も毎年更新している分もありますけれども、それも含めての増額になりますので、全てがこれを来年度また計上できるかというところでもないというところから、その差が出ているというふうに考えております。

飛松妙子委員

この分に関しては、以上で大丈夫です。

次に、17ページの国土交通大学校13万9,000円というところで、これは令和6年度から予算が始まったと思うんですが、今回2週間の研修を受けますってことだったんですが、これまで2年間受けてきてどういう成果があったのか、また今回、金額を増額していただいているのは物価高騰も含めてなのか、それとも人数とかそういう部分が増えているのかその辺りの御説明をお願いします。

藤川博一建設部次長兼建設課長

具体的に言いますと、建築の技師のほうが行って勉強させていただいております。

ここで他の自治体との交流や建築に係るさらなる知識の習得、積算とかそういったところの注意点とかも聞いて業務に生かしております。

東京で2週間勉強してきますが、上がったのは旅費の改定が今回ありまして、市の旅費規程でしか予算とか認めてもらえないので、そこはきちんとしております。

恐らく増えたというのは、旅費の改定でホテル代をえらい上げてもらった、その分で

令和 8 年 3 月 4 日（水）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 野下泰弘

委員 古賀克則

委員 飛松妙子

委員 下田辰也

委員 和田晴美

委員 中山龍一

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長 鹿毛晃之

経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長 古沢修

商工観光課長補佐兼商工観光労政係長 廣重浩三

商工観光課企業立地係長兼産業団地推進室産業団地推進係総務主査 香月啓介

商工観光課参事兼産業団地推進室長補佐兼産業団地推進係長 能富繁和

農林課長 三橋秀成

農林課長補佐兼農政林務係長 脇弘人

農林課農地整備係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査 今村真一

農業委員会事務局長 庄山裕一

農業委員会事務局振興係長 舟越健策

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

農林課、農業委員会事務局審査

議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計

議案甲第15号鳥栖市火入れに関する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

報告（農業委員会事務局）

鳥栖市農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集結果

〔報告、質疑〕

商工観光課審査

議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

議案乙第7号令和7年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第13号令和8年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前 9 時 58 分開会

藤田昌隆委員長

それでは、本日の建設経済常任委員会を開きます。

~~~~~

藤田昌隆委員長

審査に入ります前に、鹿毛部長から一言御挨拶をお受けしたいと思います。

よろしくお願いします。

鹿毛晃之經濟部長

おはようございます。

本３月定例会で御審議をお願いいたします経済部に関する案件につきましては、補正予算に関する乙議案２件、当初予算に関する乙議案２件及び甲議案が１件でございます。

初めに、農林課と農業委員会所管分から御審議をお願いすることとし、そのあと、商工観光課所管分の御審議をお願いいたします。

それぞれ担当課長、局長より説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願い  
いたします。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

~~~~~

農林課、農業委員會事務局

議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

藤田昌隆委員長

これより、経済部関係議案の審査を始めます。

初めに、農林課及び農業委員会事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

庄山裕一農業委員会事務局長

それでは、議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）のうち、農業委員会事務局関係分について御説明をいたします。

補正予算説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入につきまして、款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金の補正のうち、説明欄1項目めの農業委員会交付金につきましては、農業委員会の事務に要した経費に対する県の交付金を補正するものでございます。

次に、説明欄3項目めの農地利用最適化交付金は、農業委員11名及び推進員15名が取り組んだ農地集積や遊休農地の解消等の活動、成果実績に対する県の交付金を補正するものでございます。

次に、資料3ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきまして、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会、節1報酬の補正につきましては、歳入で御説明いたしました農地利用最適化交付金が委員の活動に対する報酬に加算する交付金となるため併せて補正をするものです。

次に、節7報償費から節13使用料及び賃借料の減額は、決算見込みによる減額補正でございます。

以上、農業委員会事務局分の補正予算説明とさせていただきます。

三橋秀成農林課長

おはようございます。

続きまして、農林課関係分につきまして御説明いたします。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

委員会資料4ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項1分担金、目2災害復旧費分担金、節1農林水産施設災害復旧費分担金につきましては、令和7年発生災害復旧事業、水屋町水路災害復旧工事及び立石町農地災害復旧工事に係る分担金を補正するものでございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目7災害復旧費国庫補助金、節1農林水産施設災害復旧費国庫補助金につきましては、水屋町水路災害復旧工事に係る補助金を補正するものでございます。

5ページをお願いします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金及び節2林業費県補助金につきましては、県の補助金交付決定に伴う減額補正でございます。

6ページをお願いいたします。

款20繰入金、項1基金繰入金、目6森林環境譲与税基金繰入金、節1森林環境譲与税基金繰入金につきましては、森林経営管理事業の事業実績見込みにより減額するものでございます。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、基盤整備促進事業補助金返還金でございますが、幡崎町の民間開発におきまして、暗渠排水路整備、事業完了から1年が経過していない農地について、開発目的が農業振興でない場合については、補助金返還となりますことから、返還金を補正するものでございます。

7ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目3農林水産業債、節1農業債につきましては、鳥栖南部地区、轟木町、真木町、幸津町で行っております県営水利施設整備事業及び下野地区で行っております県営経営体育成基盤整備事業の令和7年度事業費実績見込みによる補正でございます。

続いて、歳出の主なものについて御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金の説明欄1項目め、鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金につきましては、令和7年度における有害鳥獣捕獲数に対する奨励金の負担金でございます。

10ページをお願いいたします。

目5農業生産基盤整備、節18負担金、補助及び交付金の3項目め、鳥栖南部地区で行っております県営水利施設整備事業負担金及び4項目め、下野地区で行っております県営経営体育成基盤整備事業負担金につきましては、令和7年度事業実績見込みによる補正でございます。

次の11ページの主要事項説明書をお願いいたします。

県営水利施設整備事業（鳥栖南部地区）につきましては、揚水機場、用水路及び農道の整備などを行っております。

令和7年度は用排水路の整備を行っております。

次の12ページをお願いいたします。

県営経営体育成基盤整備事業につきましても、揚水機場、用水路及び農道の整備などを行っており、令和7年度は管水路工、暗渠排水の整備などを行っております。

少しページ飛びまして、16ページをお願いいたします。

項2林業費、目3林道事業費、節12委託料につきましては、入札による減額及び設計変更に伴い減額するものでございます。

17ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費につきまし

ては、実績見込みにより減額補正するものでございます。

18ページをお願いいたします。

繰越明許費について御説明いたします。

まず一つ目の、地域農業水利施設ストックマネジメント事業につきましては、鳥栖市土地改良区が実施するポンプ補修工事につきまして、補修部品の納期に時間を要し年度内に完了しないため繰り越すものでございます。

二つ目の小規模土地改良事業につきましては、柚比町申請の水路補修工事につきまして、工事完了に必要な工期が年度内に確保できないため、繰り越すものでございます。

三つ目の経営体育成基盤整備事業につきましては、三島・江島地区の事業計画作成業務につきまして、地元や県との協議に時間を要し年度内に完了しないため、繰り越すものでございます。

四つ目の農林水産施設災害復旧事業につきましては、令和7年度に発生した農業用施設災害について、工事完了に必要な工期が年度内に確保できないため、繰り越すものでございます。

以上で、農林課関係分の補正予算説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

今、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

下田辰也委員

おはようございます。説明ありがとうございました。

ちょっと勉強不足で分からないんですけど、9ページの負担金、補助金の交付金に鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金とありますが、これはイノシシを400頭駆除して、その分の1頭当たりの2,500円というのは、駆除したお金ということなんですか。

三橋秀成農林課長

こちらの負担金につきましては、1頭当たり5,000円で、県2分の1、市2分の1の負担になっております。

今回は見込みで400頭としておりますけれども、報奨金としては1頭につき5,000円です。そのうち、市の負担分が半分の2,500円というふうな形になっております。

下田辰也委員

1頭当たり5,000円の補助が出るということなんんですけど、他自治体と一緒にぐらいの値段なんですか。

三橋秀成農林課長

この分につきましては、県の事業というふうなことでしておりますので、県内同じ金額で、事業自体も鳥栖三養基有害鳥獣駆除の広域協議会で行っておりますので、同じ金額になっております。

下田辰也委員

ありがとうございました。

そうしたら、この400頭というのは前年に比べるなら少ないほうですか、多いほうですか。

三橋秀成農林課長

令和6年度の実績が672頭でございました。

今年度の見込みは400頭となっておりますので、前年度よりはちょっと少ないようになっています。

下田辰也委員

今よく問題になっていますけれども、駆除をする方の高齢化とかそういう関係もあるということですか。

三橋秀成農林課長

ここ数年、多かった年の次の年が少ないというふうなサイクルでございます。直接の要因ってというのは、現在私も分かっていないっていうところが現状です。

ただ、聞くところによりますと、交互になっているというところで、捕れた次の年につきましては何らかの要因か原因かで個体数も少ないのか分かりませんが、そういうふうなサイクルで進んでいるところが現状です。

下田辰也委員

分かりました。ありがとうございました。

和田晴美委員

私も同じように9ページの節18の奨励金負担金について、御質問させていただきます。

捕獲頭数につきましては、昨年度と比べますと200頭ほど少ないということで御報告を受けております。

これは私も気になっておりまして、全国的に今年は非常に捕獲頭数が少ないけれども、地域で様々な被害が起こっていて、ちょっと問題になっているというふうに伺っております。

しかしながら、私はこれまで捕獲につきましては、被害地を調べて被害地近くでなるべく捕ってほしいというふうな要望を出させていただいておりましたけれども、これに関して、令和7年度にやってきたことの一部でもいいので御報告いただけるようであれば、お答えいただけますでしょうか。

脇弘人農林課長補佐兼農政林務係長

和田議員の御質問にお答えいたします。

直近で捕獲するのが一番効果的だという御意見でございまして、我々もできるだけ農業者様の声に応えて、できるだけ近くにわなとかの配慮はしております。

また、県もいろいろ研究をされているようなんですけれども、具体的にどのような取組かというのはまだ研究でございますので、日々情報を入れながら対応してまいりたいと思います。

和田晴美委員

ありがとうございます。

これまで鳥栖市においても有害鳥獣は捕獲頭数で解決をするという目標を持っていたと思うんですけれども、被害を受けている方は、もう諦めて情報が入ってこないようなこともあるかと思いますので、そういった諦めている方も含めて困っている方の情報を吸い上げて、それをこの捕獲対策に反映してほしいと思います。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

ほかに。

飛松妙子委員

3 ページの農業委員会報酬の減額について内容を説明していただけますでしょうか。

舟越健策農業委員会事務局振興係長

この分につきましては、農業委員会の定例会等で欠席があった分に対する減額でございます。

飛松妙子委員

欠席があったためということは、委員の定数はきちんと確保ができていらっしゃるってことでしょうか。

庄山裕一農業委員会事務局長

委員の定数は確保しておりますが、そのときに応じて欠席される委員の方がいらっしゃいますので、その分の欠席分が減額になっているということでございます。

飛松妙子委員

分かりました。ありがとうございます。

以上です。

和田晴美委員

2 ページ、3 ページにあります、農地利用最適化交付金に関する事で御質問させていただきます。

これは、農地の利用についての課題を解決するような事業というふうに伺っておりますが、令和7年度の課題とその解決策、そのような内容についてお答えいただけますでしょうか。

庄山裕一農業委員会事務局長

おっしゃいますとおり、農地利用最適化交付金につきましては、委員による農地の利用最適化の活動、いわゆる農地の集積だとか、遊休農地の解決、解消、それから、新規参入等への促進の取組についての活動でございますが、特に減少したってということはないとは思っておりますが、交付金につきましては、若干、活動の内容が評価されていないというところもありまして、今回の金額ということになっております。

和田晴美委員

もう少し掘り下げてお伺いさせていただきます。

まず、この質問を聞いている理由から御説明いたしますと、当初予算のほうで関係することがないかということでお尋ねさせていただいております。

ですので、活動の中で上がってきている現場での課題、どういうことを解決しなければいけないということと同様にその解決に向けて令和7年度に農業委員会で何かしらを行った、その内容等を教えていただければと思います。

庄山裕一農業委員会事務局長

取組といたしましては、先ほども言ったように、主な内容として農地の集積、それから、新規参入者の確保というところでございますが、それに向けて農業委員会としても委員の皆様は活動をお願いしているところでございまして、それに関しては、昨年及び今年度も同じような取組をさせていただいております。

以上です。

和田晴美委員

申し訳ございませんが、丁寧に御説明いただいているんですけども、現場の様子が見えるような内容をお答えいただけるようであればお願いします。

舟越健策農業委員会事務局振興係長

まず、農地の集積ということで申し上げた分については、農地を次期の担い手の方に移していくっていう活動で、その分についても農業委員さんたちが御相談に乗ったりされてますし、遊休農地の解消ということにつきましては、例えば農地のパトロール等を通して、遊休農地について見つけていただいたり、その分について使われていなかったらその分の利用意向調査をして、その利用意向調査をもとに新たな所有者だったり借手だったりを探すような活動、あと新規参入については、そういった話があったときには丁寧に乗っていただくということをしていただいているところです。

和田晴美委員

何度も繰り返しの質問をして大変恐縮なんですけれども、要は、次世代の担い手さんの課題がなかなか解決できないとか、反対に解決できたっていう内容を知ることによってどういう支援が要るのかとか予算関係についても考えていきたいと思っているので、先ほど御報告していただいた中で解決したっていうのをどういうふうにして問題が解決したかを御存じであれば、御存じないんであれば分からないという御答弁で大丈夫です。お答えいただけますでしょうか。

舟越健策農業委員会事務局振興係長

先ほどの遊休農地の解消とかそういった部分ですと、農地をもう手放したいとか、誰かに貸したいっていうことの申出があった場合にその農地があります地元の農業委員さんを中心に新たな担い手を見つけていただいています。具体的な数は申し訳ないんですけど、実際多数あっております。

新規参入につきましては、農業委員会サイドでそういった農業の振興の施策をしているわけではないんですけれども、農林課と一緒にあってそういうふうな就農の相談であったり、そういった場合がありましたら、農業委員会サイドとして、例えば、農地の先ほどと同じあっせんですね、御紹介とかっていうところに努めているところでございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

和田晴美委員

ありがとうございます。これに関する質問は以上で大丈夫です。

もう一つ聞きたいことがありましたので、そちらのほうに移らせていただきます。

18ページの地域農業水利施設ストックマネジメント事業についてなんですけれども、これはどのぐらいの時期に発注していたのか、事業の進め方でぎりぎり発注したんじゃないかなと思ひまして御質問させていただきたいと思います。

要点よく質問しますね。こちらの部品が要らなくなったっていうのが分かったのがいつなのかを質問させていただきます。

今村真一農林課農地整備係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査

この事業は、土地改良区を事業主体として工事をされておりまして、設計、積算、入札契約関係が令和7年の9月までに終わっております。

工事自体は農繁期以外ですする必要がありますので、そこから資材調達をされまして、工事としては3月頃から来年度の5月までに終わらせて、次期の農繁期に使用するような計画でされております。

以上です。

和田晴美委員

ありがとうございます。

まさしく農繁期なども気になりまして、間に合うのかっていうところで御質問させていただきましたが、ちょっと整理させてください。

設計が9月ぐらいに終わって、水稻であれば稲刈りなども間もなく終わる頃で、それを見計らって工事をするということですが、発注を9月か10月ぐらいにして、納品が2月か3月ぐらいにはできないっていうことなんですか。そんなに入手が困難なものなんですか。

その辺りを、私が常識的に知らないのでお尋ねさせていただきます。

今村真一農林課農地整備係長兼流域治水対策室流域治水対策係総務主査

正確なところを土地改良区に聞いておりませんが、今回の工事がポンプのオーバーホールの補修工事になっておりまして、一度取り外してその部品関係を調達する必要がありますので、10月から工事開始しながら部品関係を取り寄せる必要があると思いますので、そういったことで時間がかかるんじゃないかと思います。

以上です。

和田晴美委員

十分理解ができましたので、以上で終了です。

舟越健策農業委員会事務局振興係長

先ほど飛松議員から御質問のあった報酬の件で、誤った説明をしていましたので訂正をさせていただきます。

先ほどの報酬の減額の分で、18万7,000円の分を委員の報酬が減った分の説明を欠席と申し上げたんですけど、資料の2ページの農地利用最適化交付金のほうに同じ金額の18万7,000円のマイナスがあるんですけども、この分につきましては、委員の報酬に加算してのせる部分がございます、その分の交付決定の減額に伴う分が加算部分が同額減額になったものでございます。

おわびして訂正いたします。

飛松妙子委員

再度御説明をいただいて、加算の分がなくなったということですが、その加算というのはどういう内容だったのでしょうか。

舟越健策農業委員会事務局振興係長

この加算部分というのが、先ほどの歳入の農地利用最適化交付金という部分でございます、こちらにつきましては、先ほど来、和田議員の御質問からもあったように農地の集積と

か遊休農地の解消、あと新規参入の促進とか、そういった項目について農業委員及び農地利用最

適化推進委員の活動を活動記録募というもので整理して、その実績内容を県を通して国に報告しております。その分と国のほうの補助金の総額で割り振られる金額が結果として交付決定を受けた分がマイナスだったということでございます。

飛松妙子委員

分かりました。委員へも加算する場合としない場合っていう御説明はしていただいているってことでよろしかったでしょうか。

舟越健策農業委員会事務局振興係長

当然、委員の報酬につきましては非常勤特別職の報酬及び費用弁償に係る条例に基づく定額の月額等とありますけれども、その分で別の加算があるということでは御理解いただいておりますので、そこについては大丈夫だと認識しております。

飛松妙子委員

この加算の内容が人によって違うのかどうかっていうのもあるんですが、一人一人が存じあげた上でその活動をして報酬をきちんと頂けるっていうところをしっかりと委員さんのメンバーへ周知していただくことが大事かなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

中山龍一委員

御説明ありがとうございました。

勉強不足で幾つか教えていただきたいんですけども、まず、9 ページ目の補正のほうで、有害鳥獣の負担金を上げておりますけれども、これが当初になかったのは、補正でやらなきゃいけない理由だったりっていうのがあるのでしょうか。

同様にして、11ページ、12ページに関しても負担金という形で補正で上げていただいているんですけど、これも当初じゃなくて補正で上げるべき理由を教えてください。

三橋秀成農林課長

まず、9 ページの有害鳥獣の奨励金負担金につきましては、これは財政当局とも相談しながらなんですけれども、うちのほうの実績がある程度見込みが立った時点で予算要求というふうなことでさせていただいております。

11ページと12ページの県営事業の負担金につきましては、おおむね県の額が固まった後、市と協議を行うような形になっておりまして、県の事業は大体そういうふうなやり方をしてるのが多いかと思っています。

ですので、今回3月補正でさせていただいております。

以上です。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

中山龍一委員

イノシシなどに関しては、上限を設けずに取れただけ出すという形で、この形が望ましいと。県営水利施設整備事業であったりは、県の事業に関係しますのでこのタイミングですということご理解いたしました。

追加で質問になるんですけれども、16ページの橋梁点検等委託料のところになります。

こちらの減額の理由として、入札と設計変更という説明をいただいたかと理解しているんですけれども、設計変更っていうのは、多分この橋梁点検等の中に何かしら入っていると思うんですけど、こちらを御説明いただいてもよろしいでしょうか。

三橋秀成農林課長

設計変更につきましては、これはもともと頭野橋の今後工事をするための設計を行うようにしておりました。

頭野橋は普通の林道ですので、当初は仮の橋を造らないと工事ができないのではないかとという計画がございましたけれども、仮の橋を架けなくても工事施工ができることになりましたので、その分の設計変更での減額となっております。

中山龍一委員

なるほど、代わりの橋を設計する必要すらなくなったということですね。

あと、こちらも勉強不足で教えていただきたいんですけれども、18ページに令和7年度に発生した農業施設災害についてっていう説明があるんですけれども、なかなか調べても令和7年の災害が――8月に豪雨があって石積みが崩壊したみたいなやつは出てくるんですけれども、具体的にどういった施設が災害に遭ってっていうのを御教示いただけますでしょうか。

三橋秀成農林課長

この分の災害については、10月に局地的に雨が降った部分でございまして、水屋町の酒井東橋といって宝満川を渡って赤川のほうに行くのがあるんですけれども、その少し南側辺りの水屋町の水路が局地的な雨で壊れまして、その分の災害復旧になっております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

中山龍一委員

以上になります。どうもありがとうございました。

藤田昌隆委員長

じゃあ、私から一つ。

6 ページをお願いします。6 ページの基盤整備促進事業補助金返還金で179万4,000円。この金額は返還金ということで、永吉町だったと思うんですが、圃場整備したときに恐らく地区計画で今基山と一緒にやっているあれで、もう田んぼをやめたということでこの返還金が発生したと思うんですが、実際に土地の売買等はもう終了しているんですか。農業委員会含めて質問します。

三橋秀成農林課長

この補助金返還が発生しているところは、幡崎町です。県道から高速をくぐってすぐ右手、日恵寺とかあの辺りの南側っていうふうな言い方したらよろしいですか、あそこの農地になります。

地区計画ではなくて、地域未来投資促進法による農振除外及び農地転用を行うようにされておるところでございます。

藤田昌隆委員長

今、地域未来と言われましたが、どこがそのプランニング——福岡の業者ですか。

三橋秀成農林課長

福岡の業者で、実際の用地交渉だとかについては基山町の業者の方がされており、おおむね同意は取られてあるというふうなことです。

藤田昌隆委員長

暫時休憩します。

午前10時36分休憩

=====

午前10時41分再開

藤田昌隆委員長

再開いたします。

野下泰弘委員

14ページの栖の宿、毎年申し訳ないんですけど令和7年度の総括としてこういったところがよくて悪かったっていうところを教えてくださいと思います。

特に燃料費ですとか人件費、宿泊者数はどのようなものだったのか。また、キャンプ場、

テニスの利用等を総括として御報告いただければと思います。

次に、関連して商工なんですが、コンベンション補助金というのがあります、この栖の宿に関して、特に国体の時期とか多くの方が利用されたと思うんですが、鳥栖市のこのコンベンション補助金を活用してどれぐらいの金額がこの栖の宿に入っているかまで分かれば教えていただきたいと思います。

三橋秀成農林課長

令和7年度につきましては、利用者数としては前年度とほぼ変わらないぐらいを推移していると報告を受けておるところです。

ただ、令和6年度については、国スポがあったりとか、そういった面で利用者数については一時的に多い時期とかもございましたので、そのあたりについての利用者の減と収入の減っているのはあるのではないかというふうに思っておるところです。

あと、自主事業として、料理についてもランチだとか宴会だとかそういったところも充実するように取組をされております。

令和7年度につきましては、毎月のランチのメニューだとかを工夫したり、そういったところもやられておりますし、価格帯をもうちょっと安く気軽に手軽に食べられるメニューをというふうなところで、新たにカレーだとかうどんだとか今までなかったものを取り組まれたというふうな活動もされておるところでございます。

コンベンション補助金につきましては、商工観光課の所管になりますので、そこを利用して泊まれたという実績については把握しておりません。

以上でございます。

野下泰弘委員

そうしましたら、コンベンション補助金に関しては、商工のほうに確認したいと思います。

特に、一時期キャンプブームがあつてすごく売上げがよかったっていうところなんですけど、今年はどうだったのか分かれば教えてください。

三橋秀成農林課長

キャンプ場の利用については、比較的好評をいただいておりますけれども、一時期のキャンプブームだったり、コロナ禍の3密回避だったりというふうなところでのキャンプ場利用はある程度落ちついているのが現状です。

以前は、3密回避だとかで平日の利用が比較的多かったと聞いておりまして、土日だとか休みの日の利用については以前と変わらないぐらいの利用をいただいているというふうに聞いております。

以上です。

野下泰弘委員

ありがとうございます。

補正なんで、特に言うのもあれですけど、次の当初予算でお風呂場の床の予算とかがついていると思うんで、今後また指定管理の話もありますけど、キャンプ場に関して近隣にスノーピークとかが入ってくるわけですね。そこを意識したときに、今後、改修とかはやはり市の持ち物ということで予算をつけて市がやっていかないといけないと思うんです。

そこら辺、今後何か検討されていることがあれば、現状維持でやっていくのか、それとも近隣に大手が入ってくことで、今のキャンプ場には電源がないところとかもありますので、ある程度今の利用者のニーズに適応した形で改修等を行っていくのか、何かあれば教えてください。

三橋秀成農林課長

副委員長がおっしゃるとおり、吉野ヶ里の新しいキャンプ場だとか福岡の油山のところのキャンプ場だとか、そういったところで今のキャンパーのニーズに合ったというか、そういうふうに設備が充実しているところが周辺にもできております。

現状としては、新たに栖の宿のキャンプ場の何らかの設備、ハード面を増やす、充実させるというふうなところでの具体的なものっていうのは現在ございません。

以上です。

野下泰弘委員

栖の宿のキャンプ場はすごく景色もいいし、何より料金が安いっていうのすごく好評なんですけど、今後近隣にできるっていうことで、収入が減っていくことが考えられると思うんです。

そうした場合に安く電源を引っ張って車につなげるとか、そういったあまり費用的にかからないところであればぜひ検討していただきたいと思います。

予算を探すことができなかったんですが、農業体験っていうところが多分所管であると思うんですけども、その利用者と費用とかをもし計上されていたら教えてほしいなど。どれぐらいの方が農業体験に行っていて、特に市外の方が実は利用されているとか、そういったところが額面では分からないんですけども教えていただければと思います。

藤田昌隆委員長

それ、市村自然塾の話。自然塾とは違うっちゃろう。

野下泰弘委員

そうしたら、すいません、質問取り下げます。

藤田昌隆委員長

〔発言する者なし〕

藤田昌隆委員長

執行部の説明を求めます。

それでは、議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算のうち、農業委員会事務局分について御説明をいたします。

まず歳入につきまして、款16県支出金、項 2 県補助金、目 4 農林水産業費県補助金、節 1 農業費県補助金のうち主なものといたしまして、説明欄 1 項目めの農業委員会交付金は、農業委員会の事務に要する経費に対しての県からの交付金でございます。

次に、説明欄 3 項目めの農地利用最適化交付金は、農業委員 11 名及び推進委員 15 名による農地の集積や遊休農地の解消等の活動、成果に応じた手当となる県からの交付金でございます。

次に、資料の 4 ページをお願いいたします。

歳出につきまして、款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費のうち、節 1 報酬は農業委員11名と推進委員15名並びに会計年度任用職員 1 名の12か月分の報酬及び農地利用最適化交付金による加算分でございます。

次に、節 2 給料から節 4 共済費につきましては、事務局職員 5 名分の人件費です。

次に、資料 5 ページをお願いいたします。

節 8 旅費は職員、農業委員、推進委員の研修旅費及び定例委員会の出席費用等でございます。

以上、簡単ではございますが農業委員会事務局分の当初予算説明とさせていただきます。

続きまして、農林課関係分について御説明いたします。

7 ページをお願いいたします。

款13分担金及び負担金、項 1 分担金、目 1 農林水産業費分担金、節 1 農業費分担金につきましては、老朽農業用水路改修事業に伴う受益者の分担金でございます。

8 ページをお願いいたします。

款16県支出金、項 2 県補助金、目 4 農林水産業費県補助金、節 1 農業費県補助金のうち、説明欄 2 項目めの多面的機能支払補助金につきましては、農業者及び地域住民を含む組織が取り組む水路の泥上げや草刈り等の保全活動、植栽等による農村環境の質的向上を図る協働活動を支援するための補助金でございます。

次の、中山間地域等直接支払交付金につきましては、農業生産条件の不利な中山間地域などにおいて農用地を維持管理していくための取決めに締結した集落が農業生産活動を行う場合にその面積に応じて交付するものでございます。

5 項目めのさが園芸 8 8 8 整備支援事業費補助金につきましては、園芸施設の整備、機械等の導入に対する補助金でございます。

次の、経営所得安定対策等推進事業費補助金につきましては、鳥栖市農業再生協議会に對しまして、経営所得安定対策の推進や作付面積の確認に必要となる経費を助成する補助金でございます。

次の、農業次世代人材投資資金事業補助金につきましては、新規就農や就農後の経営確立を支援するための補助金でございます。

次の、基盤整備促進事業費補助金につきましては、老朽農業用水路改修工事に対する補助金でございます。

節 2 林業費県補助金につきましては、林道橋の補修工事に係る補助金でございます。

9 ページをお願いいたします。

項 3 委託金、目 3、農林水産業費県委託金、節 1 農業費委託金のうち、河内防災ダム管理委託金につきましては、河内ダムの維持管理に要します経費に対する県の委託金でございます。

10 ページをお願いいたします。

款19繰入金、項 1 基金繰入金、目 6 農林環境譲与税基金繰入金、節 1 森林環境譲与税基金繰入金につきましては、令和 8 年度に実施する森林経営管理事業の予算相当額を繰り入れるものでございます。

款21諸収入、項 4 受託事業収入、目 1 受託事業収入、節 3 農林水産業費受託収入の説明欄 1 項目め農地中間管理業務受託料につきましては、佐賀県農業公社から農地中間管理機構の農地貸借手続に係る窓口業務受託料でございます。

11ページをお願いいたします。

項6雑入、目4雑入、節4雑入の1項目め市民の森ネーミングライツ料につきましては、コカ・コーラボトラーズジャパンのネーミングライツ料でございます。

款22市債、項1市債、目4農林水産業債、節1農業債につきましては、老朽農業用水路改修事業に関する起債でございます。

12ページをお願いいたします。

続いて、歳出の主なものについて御説明いたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、農林課職員分の人件費でございます。

13ページをお願いいたします。

目3農業振興費のうち、節18負担金、補助及び交付金の5項目めのさが園芸888整備支援事業費補助金につきましては、次のページの主要事項説明書を御覧ください。

令和8年度は、バレイショ、キャベツ、長ネギなどの定植機や収穫機などの機械の購入費用につきまして助成するものでございます。

15ページをお願いいたします。

2項目めの農業次世代人材投資資金、3項目めの経営開始資金につきましては、50歳未満で一定の要件を満たす新規就農者に対し資金を交付するものでございます。

4項目めの中山間地域等直接支払交付金につきましては、農業生産条件の不利な中山間地域などにおいて農用地を維持管理していくための取組を締結した集落が農業生産活動等を行う場合にその面積に応じて交付するものでございます。

16ページをお願いします。

目5農業生産基盤整備費のうち、節14工事請負費につきましては、老朽化した既設農業用水路の改修工事を行うための費用でございます。藤木町、高田町、山浦町の工事を予定しております。

節18負担金、補助及び交付金、説明欄1項目のかんがい排水事業推進負担金につきましては、農業用水の安定供給を目的とした用水施設の維持管理費に対する負担金でございます。

17ページをお願いいたします。

説明欄最後の多面的機能支払補助金につきましては、農業者及び地域住民を含む組織が取り組みます水路の泥上げや草刈り、農道の路面維持等の基礎的保全活動や植栽による農業環境の良好な保全といった地域自然の質的向上を図る共同活動を支援する補助金でございます。

18ページをお願いいたします。

目6農地等保全管理費のうち、節1報酬から節4共済費につきましては、河内ダム管理の

ための会計年度任用職員及び河内河川プールの監視員の人件費でございます。

19ページをお願いいたします。

節12委託料 1 項目めの河内ダム施設管理等委託料につきましては、河内ダム管理システムの保守業務やダム堤体等の草刈り業務などの委託を行うものでございます。

3 項目めの橋梁点検委託料は、風に見える橋の点検診断を行うものでございます。

節14工事請負費につきましては、河川プール、風に見える橋をつなぐ遊歩道周辺の支障木の伐採などを行うものでございます。

20ページをお願いいたします。

目 7 米需給調整総合対策費、節18負担金、補助及び交付金の 1 項目め経営所得安定対策等推進事業費補助金につきましては、鳥栖市農業再生協議会に対しまして、経営所得安定対策の推進や作付面積の確認に必要となる費用を助成するものでございます。

目 8 農業研修施設費、節12委託料の栖の宿指定管理料につきましては、栖の宿の管理運営委託料でございます。

21ページをお願いいたします。

項 2 林業費、目 1 林業総務費の節 2 給料から節 4 共済費につきましては、林務担当職員 1 名分の人件費でございます。

続きまして、目 2 林業振興費のうち、節 1 報酬から節 4 共済費につきましては、森林経営管理制度の事業推進のための会計年度任用職員 1 名分の人件費でございます。

22ページをお願いいたします。

節12委託料、2 項目めの調査委託料につきましては、市と協定を締結した民有林の調査に要する費用でございます。

節24積立金、森林環境譲与税基金積立金につきましては、森林環境譲与税を基金に積み立てるものでございます。

23ページをお願いいたします。

目 3 林道事業費、節14工事請負費の橋梁補修工事費につきましては、頭野橋の補修工事に要する費用でございます。

24ページをお願いいたします。

目 4 治山事業費、節12委託料につきましては、市内各小学校に配布しております、市民の森ノベルティグッズの作成等に要する費用でございます。

節14工事請負費につきましては、市民の森内の遊歩道の改修等に要する費用でございます。

25ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項 1 農業水産施設災害復旧費、目 1 農林水産施設災害復旧費、節12委託

料につきましては、災害応急対応などに要する委託料でございます。

節14工事請負費につきましては、災害応急対応などに要する工事請負費でございます。

以上で、農林課関係分の予算説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

説明が終わりましたので質疑を行います。

下田辰也委員

ありがとうございました。

14ページのさが園芸888整備補助金の件で、県と市でタイアップして稼げる農業じゃないですけど、担い手を育成されておりますが、この19件というのは令和7年度に申請があった分の19件ですか。

三橋秀成農林課長

14ページの主要事項説明書にあります件数の上のほうの経営基盤強化対策の19件、その下のほうの新規就農者育成対策が1件、合わせて20件につきましては、令和8年度に補助金を交付する分の件数でございます。

下田辰也委員

そうしたら、この新規就農者というのは、ある程度の年齢制限等はあるんですか。

脇弘人農林課長補佐兼農政林務係長

こちらの新規就農につきまして、具体的に申しますと、下野町でイチゴのハウス栽培をされている方がいらっしゃいます。5年前に栽培を始められまして5年間は新規就農という扱いになっておりまして、その方が今回機械を導入したいということで補助するものでございます。

以上でございます。

下田辰也委員

分かりました。

そうしたら、この補助金を活用して、鳥栖市として何か広報活動を行ったりして若手の担い手とかを公募して参加してもらうような形をとってもらえるかどうかをお願いします。

三橋秀成農林課長

新規就農については、まず、県の出先機関である三神農業振興センターと鳥栖市と周辺の三神農業振興センターの所管する市や町が共同していろんな取組をやっているという活動をしておるところでございます。

具体的に言いますと、見学会だとか農業体験会だとかそういうふうなところを年に数回や

ったりだとか、あとはよく企業説明会みたいなのがありますけれども、そういったものに三神地域という形で参加してブースを設けて、特にこちらのほうでされているイチゴだとか、そういった施設園芸のPRなどを行って新規就農を募っているというところでございます。

下田辰也委員

私も中山間地域で農業をさせていただいておりますが、私もその地域では若いほうで、若い方がなかなかおられないで耕作放棄地をよく心配されておりますので、その辺はよろしくお願いいたします。

もう一点、15ページの負担金、補助金の黒丸の中山間地域等直接支払交付金の田代西部と牛原集落の内容は分かりますけれども、上の10アール当たりの2万1,000円の交付金とはどういうふうなことかお願いします。

三橋秀成農林課長

国が1反当たり2万1,000円ということで単価を決めています。

この2集落っていうのが田代西部集落と牛原集落になるんですけれども、こちらの中で協定でこの農地は取り組んでいきますというところの面積を掛けた分がこの交付金として交付されるという形になっております。

下田辰也委員

牛原と田代西部集落は10アール当たり2万1,000円の交付金が出るんですか。これはどういった関係で、中山間部という形ですか。

三橋秀成農林課長

急傾斜という条件がございまして、20分の1以上、例えば底辺が20メートルだったら高さが1メートルの条件に当てはまる農地ということになっています。

下田辰也委員

そうしたら、牛原地区は全部これに該当するんですか。

三橋秀成農林課長

牛原は全部ではなくて、高速をくぐった先の橋を渡って西側といいますか、北側といいますか、あの一帯というふうな形になります。（「高速の北側ですか」と呼ぶ者あり）はい。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

下田辰也委員

ありがとうございました。

藤田昌隆委員長

ほかに。

和田晴美委員

私も幾つか質問させていただきます。

まず、5ページから御質問とありますが、農業委員会の研修などの予算が上がっておりますけれども、参加した方から非常にためになったということでお話を聞かせていただくことがあります、それがきちんと農業委員会の運営のほうにつないでいるかっていうところが気になっておりますが、そこはよく分からないっていう前回の答弁だったので、こういうふうないろいろなところでこういった研修を受けたら、委員会活動の中にもブラッシュアップっていうか、バージョンアップできるようにしていただきたいと思っています。

熊本や東京まで行く中でこの予算で何人ぐらいを想定しているのか、まずそこからお尋ねさせていただきます。

庄山裕一農業委員会事務局長

まず、熊本市での九州農政局管内実務研修につきましては、市のほうから1名、これはみやき町、基山町それから上峰町と合同で1名ずつ派遣して研修に参加をしているところでございます。これは毎年、通常行っている研修への参加でございます。

それから、農業委員会の職員全国研究会につきましては、毎年1名が東京に出席をしております。

以上でございます。

和田晴美委員

1名ということで、人数的には各1人ということですね。

この研修が終わりましたら、委員会の中で行けなかった方も共有していただけるようお願いしたいと思います。

また、これにつきましては令和8年度の議会で報告があるかと思しますので、そこもしつかりと聞いて事業のほうにつなげていきたいと思しますので、御報告をお願いしたいと思います。

それでは続きまして、次の質問にさせていただきます。

歳出で17、18ページにあります多面的事業なんですけれども、これも前回、長期にわたる設備投資などしたらどうかという話をさせていただいていたかと思うんですけれども、令和8年度は令和7年度と比べて新たな取組などありましたらお答えいただけますでしょうか。

橋秀成農林課長

令和8年度での新たな取組については、長寿命化の事業ということを1件聞いているところでございます。

和田晴美委員

長寿命化が1件新たにある……、新たにじゃないんですか。継続？

三橋秀成農林課長

新たにではなくて継続して行っていくというふうなところでございます。

和田晴美委員

ありがとうございます。

中山間のほうなんですけれども、毎年草刈りなどして維持管理をして、また作付ができるようにしているかと思うんですけれども、これまで結構ずっとやっていますよね。

例えば一つの作付で5年以上とか経過しているものがあるのかと、なるべく廃地にならないようにしてほしい、廃地にならないかっていう心配を非常にしております。

その辺りの考え方を、どのような考えで令和8年度に取り組まれるのか御答弁できますか。

脇弘人農林課長補佐兼農政林務係長

まず、5年以上の作付ですけれども、中山間でございますので主に水稻になっております。裏作というのはなかなか取り組まれていないのが現状かと思えます。

また、ここが廃地にならないような取組については具体的なものはないんですけれども、新たに就農したいとかそういった方について、何とか誘導とか促しができないだろうかというのは思っているところでございます。

以上でございます。

和田晴美委員

解決に向けての考えがあるってということなんですけれども、他市町でもそのような思いがあるものの、作付がなかなかできなくて困っている方が新たな別の方に、特によそから来たというか、鳥栖でしていなかった方に譲るっていうのは非常にハードルが高く感じているということでそのあたりはもっと行政のほうがり込んで入ってこないと解決が難しいのかなと思っておりますので、大変かとは思いますが積極的に令和8年度は取り組んでいただければと思います。

私の思いをお話しさせていただくと、年々農業従事者の年齢が高くなってきています。なので、こういうのを決断する、話し合いをするっていうのももうぎりぎりの年齢じゃないかと思っておりますので、令和8年度はそういった点では積極的に取り組んでほしいと思っておりますので、お願いいたします。

それに関して、13ページのスタートアップ事業の予算がついておりますが、これまでもいろいろな農業関係を見てまいりますと、これは恐らくきっかけづくりであって、スタートアップ事業を導入してそこからほかの事業につなげていくものだと思っておりますけれども、そういったスタートアップをきっかけといたしまして、スタートアップを受けている人の考

えもあるかと思いますが、その考えをつなげるような計画があるのか、具体的にありましたら御説明をお願いいたします。

三橋秀成農林課長

このスタートアップ協議会の負担金については、まずこの三神地域の千代田町になるんですが、イチゴのトレーニングファームが開設してまして、まずそちらで1年または2年研修をしてもらうと。

それで、その出先がまた重要になってくるんですけども、農地とかを持たない方とかも興味を持たれて就農したいということでトレーニングファームに行きたいということがありますので、その出口のほうも農業振興センターと一緒に整備していこうという形になっております。

鳥栖市においてもそういった園芸関係の新規就農者にも提供できるような形で――園芸団地というふうな言い方を県ではしているんですけども、そういったところを将来的には整備していければと考えておるんですが、園芸団地っていうのがどうしてもまとまった農地を準備しないとイケないというようなこともありますので、ちょっと荒れているこの1区画だけとかいうふうなことではできないので、今、園芸団地構想については県と農業振興センターとともに構想をつくっていきたいということで協議を進めているところでございます。

和田晴美委員

御説明ありがとうございます。

思った以上にいい計画につながるのではないかなと思って、ちょっと安心というか、よかったと思っておりますが、具体的な候補地なども見えてきた状態、今それがどの状態まで進んでるかをお伺いしたいんですが、候補地が出ているぐらいの進行状態なのかを教えてくださいませんか。

三橋秀成農林課長

園芸団地につきましては、農地を提供していただく方との調整等もありますので、こちらとしても候補地というふうな考えはございますけれども、それがすぐにでも準備できるかどうかという段階までにはまだ至っていないところです。

以上です。

和田晴美委員

ありがとうございました。

先ほどの繰り返しとなりますけれども、相手のスピードもあると思うんですけど、あまりにも配慮し過ぎてしまうとその計画が潰れるんじゃないかなと思っておりますので、こちらについても積極的に、私も応援したいと思っておりますのでお願いいたします。

最後の質問となりますが、13ページの有害鳥獣に関するドバト等の対策について、猟友会さんに委託する分は全く問題ないというか、それについてではなくて、猟友会さんがドバトの捕獲をやるのであれば、これは多分捕獲だと思うんですけども、捕獲はほとんど鳥に効果はないんですよ。

しかしながら、以前一般質問でもさせていただいたように人間って怖いって習慣づける効果としてはあるというふうに伺っております。

それと必ず併用しないといけないのが、ネットで入って来ないようにする支援を合わせると有効なので、そういった支援が同時進行で行われているのか御質問させてください。情報提供でも構いません、何らかありましたら教えてください。

脇弘人農林課長補佐兼農政林務係長

まず、鳥栖市の対応でございますが、今まだ猟友会の弾代とか、そういった物資に関する資金的支援でございますけれども、ほかの市町のほうで、ネットではないんですが、テグスとかそういった対策もしているという情報は得ておりますので、今後そういった先進的なところについての情報を入れていきたいと考えておるところでございます。

和田晴美委員

これからするってところで、被害要望が出てからこれをやっている対策だとは思いうんですけども、困っているっていう情報が来ましたら皆さんができる対策を御紹介いただければ効果が上がっていいかなというふうに思っております。

なぜかといいますと、鳥栖支部の猟友会さんはイノシシのほうにも携わっていただいておりますので、非常にタイトな状態でやっているとします。そんな中でイノシシについても非常に今、対策が難しいというふうに間接的に耳に入っています。

ならば、効果的な方法をすることで猟友会さんの時間の余裕をつくることで、新しい従事者の育成にも余裕が出ることで時間の使い方が変わってくるので、鳥栖市の対策についても効果的にして、時間と経費に余裕を持たせて、新規の担い手さんの育成などにつなげたいと思ひまして御質問させていただきました。

私のほうからは以上でございます。

藤田昌隆委員長

少し言わせてくれん。11ページの市民の森のネーミングライツ料220万円。

まず、これは上がったんですか。上がってない。ネーミングライツ料はずっとそのままですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

額に変更はない。分かりました。

そうしたら、24ページに委託料として85万円とか市民の森管理委託とか下草刈りとか遊歩

道の改修とか、これからいったらコカ・コーラさんが出している220万円の倍以上の管理費とかそういうのがかかっているんですね。

まず、このネーミングライツっていうか、これに関しての期間、公募の方法はどういう形でやっているんですか。

三橋秀成農林課長

平成20年に公募いたしまして、当時、コカ・コーラウエストジャパンとネーミングライツ契約を締結しているところでございます。

それ以降につきましては、1年ごとの更新をさせていただいておりますので、途中の段階で公募とかいうようなことは行っておりません。

藤田昌隆委員長

それと、委託料332万9,000円とかはどこに委託しているんですか。

三橋秀成農林課長

委託料につきましては、幾つかございますけれども、市民の森ノベルティ作成については県内産の木を使つての何らかの木製グッズを製作するようにしておりますので、令和7年度につきましては、諸富家具にお願いしておるところです。イベントにつきましては、市民活動ネットワークに委託しているところでございます。

その下の管理委託料につきましては、地元であったり、浄化槽だったら鳥栖環境開発総合センターだったりに委託をしているところでございます。

藤田昌隆委員長

私が言いたいのは、これだけ市のお金を出している割には市民の森の上まで行って眺めてみたり、これは観光資源の一つっっちゃうか、そのはずなんですよ本当は。

農林課で担当してやっているんですが、経費から考えたら220万円をアップしても市からの持ち出しをしなくていいぐらいのものをネーミングライツ料としたらどうかなとずっと思っていたんです。

このネーミングライツをしたのは、十何年前にこの発案があつて、手を挙げたのがコカ・コーラさん、前のウエストジャパンだったんですけど、このときもどこかの某会社が手を挙げてしたいということやったけれども、コカ・コーラに決まっとったというあれもあるんです。

そういうことで、値上げの一つの理由として維持管理費が非常に高くなったということでネーミングライツ料の見直しをもうそろそろやるべきじゃないかな。だんだんと管理委託料やいろんなものも値上がりしているんで、今がいい時期かなと思います。

しかも、きちんと鳥栖市内とかの企業に応募の依頼をかけてしたらいかがでしょうか。提

案も含めてですが、その辺はいかがでしょうか。

三橋秀成農林課長

委員長おっしゃるとおり、維持管理費だとか委託料につきましては相当な額がかかっているところでございます。

コカ・コーラボトラーズジャパンさんとも組んで、令和8年度はコカ・コーラボトラーズジャパンさんが秋頃に市民の森でイベントも開催をされる予定です。

そういったところで、このネーミングライツ料以外にもコカ・コーラさんはそういった様々なところで水源涵養林といいますか、皆さんの大事な水を守っていくのは山を守っていかないといけないというふうな取組を積極的に行われている企業でございます。

このネーミングライツ料につきましても、御指摘のとおり当初から変わらないというふうなところもございますので、まずは内部で今後の方向性だとかそういったところを考えさせていただきたいと思います。

藤田昌隆委員長

答弁ありがとうございます。

私が言いたいのは、もっと市民に行ってもらいたいし、ただ市民の森、コカ・コーラと入ってるだけじゃないかなという感じがしますし、今イベントをされているって言いましてけれども、あそこがイベントでにぎわっているのを見たこともないし。だからもう少しその辺も市も一緒になって考えてやるべきだと思うんです。

コカ・コーラさんの広告媒体じゃないので、その辺を認知した上で動いてほしいと思います。ぜひ検討をお願いいたします。

以上です。

野下泰弘委員

同じところで、ノベルティとこのイベントの費用割合を教えてくださいてもよろしいですか。

三橋秀成農林課長

こちらの85万円の内訳につきましては、先ほど言いました木製のグッズ製作が50万円、イベントの委託料が35万円でございます。

野下泰弘委員

委員長も言われたとおり、このイベントはなかなか認知がされていないと思うんですけど、こういった目的で何をされていて、ここまで言うのもあれですけど、こういった効果が出ているのか教えていただいてもよろしいですか。

三橋秀成農林課長

年度によって内容は多少変わりますが、まず木育に関する活動ということで、小さいお子さんも参加されますので、市民の森の行ける範囲、入り口から入って中を散策していただいて、なぜこういった森が整備されないといけないんだよというふうな御説明をさせていただきます。

それと、昨年につきましては、栖の宿に行って小さな木製の椅子の工作とかを行っていたりしておるところでございます。

野下泰弘委員

このイベントの集客というか、どれぐらい集まっているものなのでしょうか。

木育に関しては、この市民活動ネットワークはフレスポのほうでも結構な頻度でやられていると思うんですけど、参加人数等を教えていただければと思います。

脇弘人農林課長補佐兼農政林務係長

イベントにつきましては、NPO法人とす市民活動ネットワークに委託をしてやっておりますけれども、昨年は20名強ぐらいの参加だったと記憶しております。

以上でございます。

野下泰弘委員

そうすると、もちろんお金ではないんですけど、35万円に対して20名っていうと単純計算で1人当たり1万円以上のお金がかかったっていうことになってしまうんですね。

委員長が言われたように、やっぱり多くの方に市民の森を知っていただきたいという意味で、このイベントは毎年違うとは言われてましたが、ノベルティを削ってでもこの85万円を丸々何かしらのイベントに使ってもらって、ここで毎年同じようなこんなイベントがあっているんだよって、今であればネスティバルの人形とかも手あまりになっていると思いますし、そういったものを活用するとか、市民の森全体で何かできるイベントというふうに消化していてもいいのかなと思います。

私は、市民の森にはそんなに頻繁には行きませんが、子供たちに活用していただきたいと思っていますので、今後のイベントの検討、またノベルティの検討、委員長言われたようにコカ・コーラでなくても、去年であればまつり鳥栖でのレッドブルとか、これだけのお金を出してイベントをさせてくれるっていうのであれば、ほかの業者も多く集まると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

何か答弁を求めますか。

〔発言する者なし〕

いいですか。

中山龍一委員

今度、麓地区のほうの共乾施設の集約化の話が出ていると思うんですけども、それこそ令和8年度とかその翌年度とかに動き出すものと理解していますけれども、今回の予算の中でそ

れに関連するものが見当たらなかったもので、市としてどのように関わっていくのかについて、あれば教えてください。

三橋秀成農林課長

今、鳥栖市と基山町にあります共同乾燥施設——共乾につきましては、どの施設も老朽化していることから再編していこうということを考えられております。

現在、再編の準備委員会が月1回程度で農協の本所を事務局として進められているところです。

内容につきましては、集約したときのどういった設備だとか場所だとか、事業費等の検討を二十数回にわたりこれまでやってこられているところです。

現在の状況としましては、令和9年の米の稼働を目指した準備を進められているところでございます。

状況としては以上です。

中山龍一委員

令和9年からの稼働というところで、今年度くらいに建設が始まるという理解でよろしいですか。

三橋秀成農林課長

今回のこの再編につきましては、国庫補助事業の採択を目指されております。

この採択を受けて、令和9年の米の稼働を目指すためには令和8年度の入札や工事着手などが必要になってきます。

約1年ちょっと、年度またがりますけど、そういった工事期間というのは必要になってくるかと思っておるところです。

以上です。

中山龍一委員

国庫補助の部分で、いつやれるかが分からないというところは理解いたしました。

もし、国庫補助が決まって、ある程度方針が立ってきたら市として何かしらそこに対しての追加の補助であったりっていうのは、お考えとしてあるんでしょうか。

三橋秀成農林課長

現在、国庫補助事業に採択をしていただくように準備を進められておりますけれども、補助をもらえると仮定して、マックスが66.7%、3分の2が補助というふうな事業でございます。

この66.7%のうち50%を超える分の半分ですので、16.7%で、そのうちのまた半分を県、市町が負担すれば国も出しますよというふうな事業になっております。

県、市町が負担するというふうなところの負担割合についてが、まだ明確に示されていないというふうな状況でございます。

ですので、今回のマックスをもらうような形でいろいろ成果目標だとかポイントを取っていかないとマックス取れないんですけれども、そういった準備をされているところでございますので、それと併せて県からもこの補助の負担割合についてどうなっていくかというところは聞き取りを行って情報共有を求めているところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

関連で質問していいかな。

国が3分の2、66.7%、これはまだ確定じゃないですよ。

三橋秀成農林課長

先ほど言いましたように、最大ですので確定ではございません。

ですので、先ほど少し触れましたけれども、共乾施設を今後運営していくに当たり、いろんな成果目標を――今まではこうだったけれどもこういうふうに効率がよくなりますだとか、耕作面積がこれだけ増えますだとか、新たな品質に取り組んで収量を上げますだとか、幾つか例を挙げましたけれども、そういったところにどれだけ取り組めていくかっていうところがポイント加算になっていって、それが満たされた場合には、マックス3分の2の補助が受けられるという事業の仕組みになっているところです。

藤田昌隆委員長

J Aと今度の2月14日に総会があるんです。前もしたんですが、今回も議長をやって、前回は大荒れだったんですが、今の国会がきちんと開かれた場合でしょうけど、3分の2、県が8%、市が8%っていうふうに言われましたけど、県と鳥栖市が8%、8%をきちんと出すというところまで含めてこの話の全体の話が成立するのか、国は3分の2出します、例えば県が16%全部出しますって言ったらそれでいいのか、必ず16%は要するのか、そこを教えてください。

三橋秀成農林課長

委員長がおっしゃったとおり、こういった制度の説明については3月の中旬から下旬にか

けまして、各機械利用組合、共乾施設の総会に農協のほうが出向きまして説明をされるというふうなところで聞いておるところです。

この事業は、もともとは令和6年度補正の段階では60%の補助でありましたんで、その分の上乗せ補償というふうな、かさ上げと言われてはいますが、その分については今回の国の令和7年度補正で新たにそういったスキームをとられたところなんです。

ですので、先ほど言いました加算のポイント等とかがあまり取れなかった場合は、その前の6割というふうなところに該当してくるんじゃないかなというふうに考えております。

藤田昌隆委員長

ということは、60%って言っていたのが、6.7%上積みになったということと、共乾の動きとして、前回、ああいう総会の場で市に対してお願いしてるとか言ったんやけど、実際には何も動いてないでしょう。市に対して補助金の要請が市長に向かってあったとか、そこはどうですか。

三橋秀成農林課長

私も昨年の4月からこの準備委員会にオブザーバーとして出席させていただいております。

その中で、各利用組合から出席されてある準備委員会の委員さんの声には、委員長おっしゃるとおり市や町から補助をお願いできればというふうなお話も上がっておりまして、首長だったり、議長だったりに要望書を提出しようというふうな話は上がっておるところでございますが、今年度、物価高騰だとか人件費アップとかそういうふうなところで事業費の見直し検討を半年近くかけられて、なかなか事業費が固まらなかったというふうなところがありまして、まずはその事業費が固まって、どういった施設というふうなところも固まらないとなかなか要望はできないんじゃないかというふうな考えをお持ちでありました。

これが先ほど言いました国庫補助事業に乗らないことにはなかなか先に進まないというふうなことでございますので、まずは農協としては国庫補助事業の事業申請、承認をただけのような段階になってから実際に県にそういった形で書類を出す、もしくは、承認をもらったその辺りのタイミングを計っていますというふうなことを準備委員会では皆さんに報告されておるところでございます。

ですので今、要望書というような形で提出されたというふうなところはございません。

藤田昌隆委員長

分かりました。

ほかに。

中山龍一委員

ありがとうございました。それはまた補正のときに議論、審議のほうをさせていただけれ

ばと思っております。

全体を通しての部分で、こちらは要望なんですけれども、この間のイランの攻撃しかり、また国際情勢が大変きな臭くなってまいりました。

令和の米騒動という形でお米が取れなくなって、農家さんの収益を上げるっていう目線でのこの農業振興というものが今までの流れかと思うんですけれども、これから先は市民の食をどう守っていくのかっていう目線でも考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

今回の当初予算に関しては、今までの流れの継続っていう形で見ているんですけれども、例えばですが、今度共乾施設ができるのであれば、市民の方々に直売ができるようになったりとか——農協さんとの関係が非常にありますので簡単にはいかないとは重々承知してはいるんですけれども、ただ単純に1か所に集めてそれを全国に分配するという形ではなく、鳥栖で作ったもの、あるいは周辺の市町で作ったものを人口が集まる鳥栖市で食べられるような、田舎のほうに都会から移り住んできた人たちが都会と同じ値段で食べるようなことがないように、そういった施策であったりというのも一緒に考えさせていただければと思っております。こちらは要望になります。

以上です。

飛松妙子委員

すみません、戻るんですけど、市民の森の件なんですけど、これまでに整備事業をずっと取り組んできていただきましたが、何年か前に図を出していただいているんです。市民の森の全体図と今年度はここを整備しますとかの状況と、これまで取り組んできた分で整備状況はどうなっているのかを図面を出していただければと思います。

ちょこちょこ修理する部分とかはあると思うんですけど、今後大きく何か整備するとかいうのがあれば、そこも含めて出していただければと思います。

あと、先ほどからイベントの話が出ていましたが、バスのイベントのときに栖の宿、市民の森まで来ますよね。バスの無料のイベントのときにも何かイベントされてありますよね——されてなかったですか。もし、されていないのであれば何かそういうのも使ってイベントをするとかいうところも含めて考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

先ほどの整備状況の図面についてはどうでしょうか。皆さんも初めての方もいらっしゃるんで。

鹿毛晃之経済部長

今、飛松委員からありました資料につきましては本委員会中に準備をしたいと思います。

飛松妙子委員

藤田昌隆委員長

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。

議案甲第10号鳥栖市火入れに関する条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

それでは、続きまして議案甲第10号鳥栖市火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

三橋秀成農林課長

委員会資料26ページをお願いいたします。

議案甲第15号鳥栖市火入れに関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明いたします。

まず、この鳥栖市火入れに関する条例とは、鳥栖市内の森林等におきまして、火入れにし許可のしるしなどの事項を定めたものでございます。

この条例の改正につきましては、鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部改正により、林野火災注意報・警報発令の運用が開始されたため、条例の一部を改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、火入れの許可の期間でありまして林野火災に関する注意報及び林野火災に関する警報が発令された際には、火入れを行ってはならないとしております。

また、火入れ中には速やかに消化しなければならないというふうにしております。

また、異常乾燥注意報を乾燥注意報に改め、その他文言の修正を行っております。

この条例の施行日は令和8年4月1日でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

藤田昌隆委員長

何か質問がありますか。

野下泰弘委員

市として林野火災警報ができた、火入れをしちゃ駄目だよってところですけど、この条例ができることによってどういったことをしていくのか、もちろんその周知ですとか、例えばLINEを使って何かしら流すとか、そういったところまでもう決まっているんですか。

三橋秀成農林課長

周知につきましては、ホームページとか市の広報媒体を使って周知をさせていきたいと思っております。

まず、この火入れっていうのが申請をしないとできませんので、火入れの申請をされて私どもが許可した場合についても、こういった通報や警報が発令されるというふうなことであれば、すぐさまそういった申請者に対して連絡をしたいというふうに考えております。

野下泰弘委員

LINEの活用というふうに言われたんですが、現時点で携帯とかをお持ちの方はもう入ってきている人もいると思うんです。

そこにあってLINEで入れる必要があるのかなって、くどくないかなと思うんですけど、そこら辺どうなんですか。消防の組合と協議の上にまとめるとか、そういったところはできないのかなと思って。

三橋秀成農林課長

多分、皆さんのアプリで、あんあんだとかそういうふうなので鳥栖・三養基消防組合からの御連絡ですと、火入れ火災注意報が発令されましたというふうな情報は入ってあると思われます。

私が先ほど市の広報媒体でのSNSっていうのは、この条例が始まったということをそういった形で広報させていただきたいというふうな趣旨で申し上げました。

実際は先ほど言いましたように、火入れに関する条例に基づく許可っていうのが出された場合についての取決めをしている条例ですので、申請をされて私どもが許可を出している期間においてこういった発令がされた場合については、その方がアプリとか入れてなくてとか、まだお気づきになられていない場合もありますので、電話等で御連絡したいというふうに考えております。

野下泰弘委員

そうすると、警報とかいきなり入ってくるわけじゃないですか。申請を出された方が、もう警報が出たんで消してくださいって多分連絡すると思うんです。その消す手法っていうのはあるんですか。実際にはかなり厳しいと思うんですけど。

三橋秀成農林課長

鳥栖市でこの条例をつくって大分長い期間あるんですけれども、今のところこの火入れの許可っていう実績が正直ございませんで、周辺の情報を聞くとところによると、湯布院、大分のほうだとか、あと北九州だとか、そういったところでされているというふうな情報を入れているところがございます。

ただ、おっしゃるとおり、火入れをしているときにすぐ消火する方法というところまでは把握していないところがございます。

脇弘人農林課長補佐兼農政林務係長

補足いたします。

この火入れの許可は、もし現場に火を入れる場合は監督者自ら積極的に情報を取っていかなくちゃならないと、常にアンテナを張っておかなければならないということになっております。だからこちらから発信がなくても、火入れ管理者については常にその情報を入れるようになっております。

この林野火災注意報については、今、鳥栖地域で出ておりますけれども、消防署から発信をされております。

その期間中に我々のほうに火入れをしたいという申請があった場合、許可をするのかしないのかというふうな判断になります。そういうふうな流れになっております。

また、火入れの実態につきましては、申請の実績がございません。

また、この条例改正については全国的にやっておりますして、三神地区についても火入れの実態はないということが状況でございます。

以上でございます。

野下泰弘委員

全国的にやられているということで、申請書類の変更とかも多分必要になると思うんですけど、そこに消火の際の対応とか準備するものとか、そこまで全国的にするなら普通だったらあると思うんですけど、ないんですか。過去に例がないっていうのはあると思うんですけど。

脇弘人農林課長補佐兼農政林務係長

申請書についての様式についての変更は示されておられません。

今回、林野火災注意報、林野火災警報を加筆する、改めるというような流れになっております。

以上でございます。

三橋秀成農林課長

この火入れの条例で、「火入者は、バケツ、スコップ、ナタ、消火器等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない」というふうなことでござりますので、先ほど課長補佐が申し上げましたとおり、そういったことに何でもすぐ対応できるような形で準備を火入れ従事者はしておかなければならないようになっておるところです。

以上です。

野下泰弘委員

答弁の中で申請が今までないってということだったんですけど、実際に野焼きとかしているわけじゃないですか。そこは申請は要らないんですか。

三橋秀成農林課長

野焼きについては、この条例とは別に消防の火災予防条例に準じた何らかの手続、申請だとか届出なのかは分かりませんが、それが必要になります。

今回の火入れに関する条例について該当するものとしては、この森林法に基づいてこの火入れ条例というのはつくっているところです。

林業をする際の開墾準備だったり、造林のための地ごしらえだったり、害虫駆除の場合の手続になっておりますので、一般的に野焼きっていうのはこの条例の対象ではないことになっております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

林野という感じからいったら林と野原よね。森林に対しての火入れなら分かるんですけど、林野って言ったら野原かなと、そこの定義からきちんとせないかんし。

今、申請がないということやけど、市民がよく使うのは野原を焼くとき、例えば、神山ため池の土手を燃やすというときには消防署にこうしますよ、地元の消防団が何人かおるけん待機しておきますという電話だけで済むということで、それぐらいこの条例の対象者っちゃうか、違うわけよね。

どっちかというとな般市民は野焼き、森林を営んでいる人だったらそれはもちろん大きな対応もしておると思うんですけど、だからこの林野という定義からここに入れてもらって、野原とは違いますよと、そこはどうですか。

三橋秀成農林課長

鳥栖・三養基消防事務組合の条例が施行された際には、ホームページに新たにこういった形で施行しましたというふうなことを掲載されてあります。

この中に林野火災注意報、林野火災警報の違い、注意報のときは努力義務ですよ、警報のときは火の使用制限にも義務が課されますよというふうなことで記載がされております。山

林、原野等において火入れをしないことだとか規制の内容も書かれてあるところです。

鳥栖市のこの火入れ条例につきましても、そういった分かりづらいところの御指摘がありますので、そういったところを含めて広報等をさせていただければと思います。

藤田昌隆委員長

今ホームページに載っていると言われるけど、こういうことに関してホームページを開くというのはほとんどおらんと思うんよね。

だから例えば、市報とかで条例改正しました、これはこういう意味です、普通の野焼きに対してはこういう準備とか申請を行ってください、申請の紙とかこういうふうに記入してくださいというのをもう少し、これだけ山火事があっているんで、それがあるからこれが出てきたと思うんやけど、その辺が、一般市民も対象とするやつとこれちょっとずれてるなというふうに強く感じるんで、もしするなら、この条例も改正案であって定義から書いて普通の市民対象に、野焼きとかのときはこういう書類でこういう申請を出してくださいとか、こういう準備をしてくださいというのを——一番いいのは市報ですよ。そういう意味で、ぜひ対応してもらいたいなと。これは要望でございます。

以上です。

野下泰弘委員

第1条の目的に森林って書いてあるけど、森林に隣接する農地の場合ってどうなるんですか。

三橋秀成農林課長

森林法において森林の周囲1キロメートルという形になっておりますので、周囲1キロメートルであれば農地も含めたところの範囲内ということになってきます。

野下泰弘委員

そうすると、森林から周囲1キロメートルで今まで野焼きをしていた農地っていうものは1か所もないっていう認識でよかったでしょうか。

三橋秀成農林課長

この森林法の申請が必要なのは、林業に関する地ごしらえや開墾準備、害虫防除、森林法に係るものになってきます。

ですので、先ほどから委員長、副委員長がおっしゃっているような野焼きだとかというのは、鳥栖・三養基消防事務組合において火災予防条例だったかと思うんですけど、その手続を踏んでいただかないといけないというふうに認識しております。

以上でございます。

野下泰弘委員

薦があっており、募集委員に達しておりませんので、欠員分について募集を延長したことを御報告させていただきます。

以上、報告とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

これに対して何か御意見はありますか。

和田晴美委員

新しい委員もおりますので、農業委員と農地利用最適化推進委員さんの役割について御説明いただけますでしょうか。

舟越健策農業委員会事務局振興係長

各々の役割なんですけれども、まず農業委員さんにつきましては、先ほど来出ています農地の集積とか農地のあっせんとか農地のパトロール、遊休農地の発生防止の解消とか新規就農、企業参入促進、そういったところプラス、定例会のほうで農地の利用についての審議等をしていただいているところです。

農地利用最適化推進委員につきましては、先ほどの審議以外の部分の役割をしていただいているところです。

野下泰弘委員

農業委員が募集人数11人で12人きていて、下が1人足りないのはどうされるのかなと。

舟越健策農業委員会事務局振興係長

先ほど事務局長が御説明しましたとおり、農業委員につきましては、募集人員11名につきまして12人きておりますので、今後、鳥栖市農業委員会委員候補者評価委員会を開催しまして、評価を進めて11名の定数の範囲内になるようにしていくようになります。

農地利用最適化推進委員につきましては、先ほど事務局長が御報告しましたとおり、1名足りておりませんので、定員を満たすように努めるために募集期間の延長をしているところでございます。

それと合わせて、基里地区のほうで1名足りていないという状況になっておりますので、地元のほうにそういった推薦についての働きかけを並行して行っているところです。

以上です。

野下泰弘委員

農業委員の選び方、選定委員会なんか言われたじゃないですか。その選任というのはどうなっているんですか。

舟越健策農業委員会事務局振興係長

鳥栖市農業委員会委員候補者評価委員会につきましては、設置要綱を市で定めてありまし

午後 0 時 11 分休憩

午後 1 時 9 分再開

藤田昌隆委員長

再開いたします。



商工観光課

議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

議案乙第7号令和7年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

藤田昌隆委員長

これより、商工観光課関係議案の審査を始めます。

議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

3月補正予算中、一般会計、商工観光課関係分の主なものについて御説明をいたします。

委員会資料19ページをお願いをいたします。

歳入でございます。いずれも決算見込みに伴う補正となっております。

次のページ、20ページをお願いいたします。

こちら決算見込みに伴う補正でございますが、下段款19寄附金につきましては、ふるさと寄附金の減額補正となっております。

しかしながら、実績を申し上げますと、昨年度決算額が約 2 億 5,500 万円、今年度は 3 億 6,000 万円の寄附金の決算見込みでございまして、比較いたしますと約 1 億円の寄附金の増額となっております。

次のページ、22ページをお願いいたします。

歳出です。いずれも決算見込みに伴います減額補正となっております。

次のページ、23ページをお願いいたします。

こちらでも決算見込みに伴います減額補正でございますが、歳入で申し上げましたが、目3観光費、節7報償費につきましては、ふるさと納税に係る謝礼品代の決算見込みに伴う減額補正でございます。

次のページ、24ページをお願いいたします。

いずれも決算見込みに伴う減額補正となっております。

次のページ、25ページをお願いいたします。

マンホールカードの納品、こちらのほうがサガン鳥栖のマンホールカードを作る予定としておりますけれども納品が4月になりますので繰り越すものでございます。

以上、一般会計の説明を終わります。

藤田昌隆委員長

補正の特会までお願いします。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

そうしましたら、続けてですけれども、産業団地造成特別会計について御説明をいたします。

資料は26ページとなります。歳入です。いずれも決算見込みに伴う補正でございます。

次のページ、27ページをお願いいたします。

ガス管、それから配水管、電柱設置に係る土地の使用料収入の決算見込みでございます。

次のページ、28ページをお願いいたします。歳出です。

いずれも決算見込みに伴う減額補正でございますが、後ほど継続費の補正と合わせて御説明をいたしたいと思います。

次のページ、29ページをお願いいたします。

地方債利子の決算見込みに伴う減額補正でございます。

次のページ、30ページをお願いいたします。

今回、造成工事が完了いたしました。

それから、事業の進捗に合わせまして令和4年4月に設定をいたしました継続費を補正をいたします。設定年度は変更なしで、令和4年度から令和8年度まで。令和4年4月当初、継続費61億2,700万円を設定をいたしましたけれども、今回、32億4,411万円に補正をいたします。

次のページ、31ページをお願いいたします。

総事業費を比較いたしますと、当初約92億円の見込みでございましたけれども、現時点で

約60億円の見込みといたしております。

その増減の主なものといたしまして、1、アサヒビール株式会社のオーダーメード使用に伴う委託料等の増加が約1億円。2、オーダーメード使用による造成費の減少が約28億円。3、土地売却収入による償還金利子の減少が約5億円。合わせて約32億円の減額となっております。

以上、説明を終わります。

藤田昌隆委員長

説明が終わりました。何か質問ある方はどうぞ。

ありませんか。

和田晴美委員

特別会計の30ページから31ページにかけての御説明なんですけれども、オーダーメードをすることによって、このように大きな金額の変動があったことがよく分からないので詳しく教えていただけないでしょうか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

まず、減額となった主な要因の中で、アサヒビール株式会社のオーダーメードというふうに申し上げましたけれども、当初4月に組んだときはアサヒビールとの売買契約とかは締結の前でございまして、令和4年4月に造成費確保を全体事業費92億円で組みました。その中の継続費、先ほど申し上げたとおり61億2,700万円を継続費として組んだわけでございます。

それでその後、アサヒビール株式会社の売買契約を締結をいたしまして、締結の条件といたしましてアサヒビール株式会社のオーダーメードに伴う造成費、それとアサヒビール株式会社が指定する業者への発注という条件のもとに契約を行って造成工事を行ったんですけれども、そこで減額となった主な理由の中の……、利子は分かりますよね。早めに収入が入るのでそれだけ早くお返ししたので、当初見積もっていた金額よりも金利がつかせませんでした。工事請負費の減額の大きい要因は盛土です——土。盛土高が私どもが当初設計しておった盛土高よりも低く抑えられておりまして、私たちが設計をした当初の設計では、52万立米使用する盛土でございましたけれども、アサヒビール株式会社で必要のないところは土は盛らなくていいというオーダーメードでございましたので、34万立米に収まっております。

それと、私どもの設計では全体にペーパードレーンという地盤改良工法を用いることとしておりました。

ペーパードレーンを簡単に言うと、軟弱地盤の水を早めに抜く工事でございます、これは日本でも何件かしか施工業者がいないと聞いておりますけれども、地中何十メートル下に紙のろ紙みたいなものを埋めまして、それを伝って水が地上に出てきます。

それによって地盤が早く締まるというか、盛土が早く安定するっていう工法を用いて地盤の改良を27ヘクタール全体に及ぶように行うようにしておったんですけれども、アサヒビール株式会社は必要なところだけでよいと。

地盤改良が必要なところだけでいいということで、御自分の敷地の中の3工区を除いた一、二工区の部分の指定の場所だけをこのペーパードレーン工法で地盤改良ということを行っておられます。この地盤改良も主な減額の要因です。盛土で大体……。

能富繁和商工観光課参事兼産業団地推進室長補佐兼産業団地推進係長

おおよその金額にはなりますけれども、先ほど課長が説明したように盛土が減った部分で、お金にすると約8億円程度減っております。

先ほど申し上げたドレーンについて減らしたことで、そちらでも7億円程度減っております。そういったことが減額となった大きな要因にはなります。

あとはもう、アサヒのオーダーメイドの設計によって様々な部分が変更されていますけれども、そういったものの積み重ねによって最終的には二十数億円減額というふうになっております。

藤田昌隆委員長

ちょっと聞いていい。

立米の単位は、例えば4トントラック1杯分とかそういう単位でいくと。そういう単位の測り方は違うと。

能富繁和商工観光課参事兼産業団地推進室長補佐兼産業団地推進係長

すいません、ダンプの台数には換算していないんですけれども、10トンダンプですと1回に積める量が大体5立米程度になりますので、それで5立米で割っていただくと台数が出てくるかと思います。

藤田昌隆委員長

じゃあ、割ってよ。

能富繁和商工観光課参事兼産業団地推進室長補佐兼産業団地推進係長

34万立米なので、5で割ると6万8,000台になります。

藤田昌隆委員長

それで、先ほどの紙を埋めてっていうその方法は日本でも非常に少ないということやけど、その技術はどこでもできる技術？なぜかという、鳥栖市内のいろんな建築とかあるやん。それで一番大事なのは土台、基礎よね。

だから、そういうものを使えば簡単に短い時間に地面を固められたりすれば期間も短くなるし、工事単価も安くなるっていうことだったらこの技術を鳥栖やいろんなところに持ち込

めんかなと一瞬思ったけんやった。そこは何か感じたことはありますか。

能富繁和商工観光課参事兼産業団地推進室長補佐兼産業団地推進係長

ドレーンについては、それを専門にやっている業者が日本に数少ないっていうのは先ほど申し上げたんですけども、市内の業者が元請になってそちらの業者に下請に入っていたいてっていう形でならば施工できないことはないかと思います。

ただ今回、当初発注したときにはアサヒビールが操業を急いでおりましたので、短い期間で造成を終わらせないといけないという条件がありました。

その条件に間に合わせられるというか、そういったスピード感で行えるのはやっぱり大きな企業でないと難しかったのかなというふうには思っています。

藤田昌隆委員長

それと、最初に基礎をつくる場合に一番業者がもうかるのは盛土だと。

要するに、泥、土が一番もうかりますよという話を聞いたんやけど、盛土の価格の変化はあると。

能富繁和商工観光課参事兼産業団地推進室長補佐兼産業団地推進係長

盛土自体の単価としてはそこまで上がっていないかとは思いますが、実際はダンプの手配だったり年々厳しいという声は聞きますので、それに応じて実際のやり取りの金額っていうのはもしかしたら高くなっているかもしれないですけども、そこまで私どもで把握はしておりません。

藤田昌隆委員長

そうですか。分かりました。

ほかに。

野下泰弘委員

22ページの空き店舗、これは2件枠を取っていて、今回はゼロだったっていう認識でよろしいですか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

そのとおりでございます。

野下泰弘委員

そうしますと、これが活用されなかったのは、たしかこれは1年以上空き店舗にならないとこれが活用できないんですけど、令和7年度に単純にその要件に満たす業者やら店舗がなかった、または知らなかった等もあると思うんですけど、来なかった要因は何かありますか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

確かめてというか、確実なところではございませんけれども、今でも商店街の中で空いて

下田辰也委員

ちょっと勉強不足なんですけど、25ページの繰越明許費の中のマンホールカードというのは、初めての試みですか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

本市で初めての試みになります。

下田辰也委員

普通のこのくらいのカードを配って観光を目的にされるんですか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

デザインマンホールを造りまして、サガン鳥栖と協働でサガン鳥栖のマスコットのウイントスくん和鳥栖スタジアムを背景としたデザインマンホールを作成をいたしております。

それを中央公園に12月に設置をしておるわけなんですけれども、そのデザインマンホールのカードは新鳥栖駅で配布をする予定としております。

そう申しますのが、マンホールカードマニアと言われる方々が一定程度おられるようでして、流れとしては、まず、マンホールカードの取得をされに新鳥栖駅観光案内所に行かれる。

そして、そこでカードの中に経度と緯度が載っているんですが、その経度と緯度をもとに現地に行かれる。そして、スマホで写真を撮られる。それをSNSなりに投稿されるというようなことが大いに見受けられておりまして、初の試みですけれども、しております。

下田辰也委員

ありがとうございました。

和田晴美委員

私からは、20ページのふるさと納税の報告に関する質問をさせていただきます。

先ほどの報告の中で、収益自身が1億円増になっているというふうに伺っておりますけれども、すごくよかったと思っておりますが、ぜひとも令和8年度にまた伸び代をぐっと上げたいということで、これの分析をされているのであれば詳細に教えていただけないでしょうか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

伸びた要因としましては、昨年度が落ち込んでおったんですけれども、まず、返礼品とかの発送の委託業者――中間事業者というんですが、その業者を変更いたしました。

そうしましたところと、あと、本市で人気のあった返礼品が市内の工場での生産ではなくなったということで落ち込んでおったんですが、ほかの返礼品を――具体的に言うとアイリスオーヤマの炭酸水ですとか、パック御飯ですとか、鳥栖のお米とかそういったものも取り入れまして、今年度は特にお米の人気も高うございましたもんですから、そういったところ

令和 8 年度一般会計当初予算中、商工観光課関係分の主なものについて御説明をいたします。

委員会資料は、当初の分の30ページをお願いをいたします。歳入です。

上から二つ目、款18寄附金につきましては、ふるさと寄附金の見込額でございます。

款19繰入金につきましては、ふるさと「とす」応援寄附金基金からの繰入金でございます。

次のページ、31ページをお願いをいたします。

款21諸収入につきましては、市内の中小事業者向けの貸付け制度に伴う各金融機関への預託金の元金収入でございます。

次の次、33ページをお願いをいたします。歳出です。

款 5 労働費、節20貸付金につきましては、労働者向けの融資の原資として労働金庫に預託するものでございます。

款 7 商工費、目 1 商工総務費に関しましては、経済部長及び商工観光課職員の人件費が主なものとなっております。

次のページ、34ページをお願いをいたします。

節12委託料につきましては、市内工業団地の管理委託料及びサンメッセの 1 階に設置しております創業支援相談業務の委託料が主なものとなっております。

次のページ、35ページをお願いをいたします。

節20貸付金につきましては、佐賀東信用組合融資預託金及び市小口資金融資預託金、こちらは市内の中小事業者の運転資金や設備資金の円滑化を図るため市内の各金融機関へ預託するものでございます。

節21補償、補填及び賠償金につきましては、市小口資金融資制度に伴い、中小事業者への融資に係る保証料を市で負担し、支援するものとなっております。

節27繰出金は、産業団地造成特別会計への繰出金でございます。

次のページ、36ページをお願いをいたします。

企業立地等奨励金について申し上げます。

市内に事業所等の新設、増設などを行った進出企業に対する奨励金でございます。

企業立地奨励金は、事業所等の増設や新設によりまして、最初に固定資産税を賦課した年度の翌年度から、簡単に言いますと、初年度にその新設増設に伴って納税をしていただいた固定資産税の翌年度から 3 年間交付することとしております。

今回、企業立地奨励金が 9 社、うち 5 社に対しましては、雇用奨励金を交付するものでございます。

まず、企業立地奨励金についてでございますけれども、1 番の福岡情報ビジネスセンター

が今回3年目で最後でございます。IT企業でございます。2番目のアイティエス、こちら
も3年目となっております、IT企業でございます。3番目の東洋新薬、こちらが2年目
でございます、製造業でございます。4番目のテクノネットワーク、こちらが2年目でご
さいまして、IT企業でございます。5番目の寶結株式会社、こちらが2年目ございまし
て、IT企業でございます。レッドホースコーポレーション、こちらが1年目ございまし
て、事務系の企業となっております。ちなみに、ふるさと納税の中間事業者でございます。
アイリスオーヤマ、こちらは1年目、製造業でございます。北原ウェルテック、こちら1
年目、製造業でございます。久光製薬、こちら1年目、これは研究施設でございます。

次に、雇用奨励金についてでございますけれども、事業所等の新設や増設に伴いまして、
新規に市民を雇用した人数に対して1人当たり20万円を交付するものでございます。

今回、情報ビジネスセンターが市民3人を雇用されて、60万円。テクノネットワークが市
民1人を雇用され、20万円。レッドホースコーポレーションが市民11人を雇用され、220万円。
アイリスオーヤマが市民21人を雇用され、420万円。久光製薬が市民18人を雇用され、360万
円となっております。

次のページ、37ページをお願いいたします。

節1報酬に関しましては、四阿屋遊泳場などの監視員及びふるさと納税業務に従事をいた
します会計年度任用職員の人件費でございます。

次のページ、38ページをお願いいたします。

ふるさと「とす」応援寄附金事業について申し上げます。

まず、歳入の見込みといたしまして3億5,000万円。

歳出といたしまして、謝礼品代が1億1,620万円、謝礼品等の管理委託料が2,194万8,000円、
報酬それから通信運搬費、手数料などの事務経費が4,033万6,000円となっております。

次のページ、39ページをお願いいたします。

節12委託料、上から二つ目にデザインマンホール作成と出てきておりますけれども、先ほ
どもちらっと御紹介をいたしましたが、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、今
年度はサガン鳥栖のデザインマンホールを作成をいたしました。

新年度につきましては、本市をホームタウンといたしますSAGA久光スプリングスのデ
ザインマンホールの製作を予定をいたしております。

次のページ、40ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金に関しましては、新鳥栖駅観光案内事業補助金、観光イベン
ト推進補助金、観光コンベンション事業補助金などの鳥栖市の観光協会への補助金が主なも
のでございます。

次のページ、41ページをお願いいたします。

観光イベント推進補助金の内訳といたしまして、鳥栖山笠、まつり鳥栖、長崎街道まつりなどの観光イベントの開催などに対するものとなっております。

以上、一般会計の説明を終わります。

藤田昌隆委員長

それでは、質疑に入ります。

ありませんか。

和田晴美委員

また幾つかありますけれども、36ページの企業立地等の補助金の雇用奨励金で、1人20万円ということですが、この詳細について、採用した時点で渡しているものなのか、一定期間の条件があって、それが満了した時点でこういうものを支給しているのか、そういった内容についてお聞かせいただけますか。

なぜかという、この20万円は一企業としてはありがたいお金なんですけれども、ちゃんと有効に使うには、一定の試用期間がどこの会社でもありますので、やはり本格的に採用されてから渡すべきじゃないかなと思っておりますので、ちょっと質問させてください。

香月啓介商工観光課企業立地係長兼産業団地推進室産業団地推進係総務主査

雇用奨励金に関しましては、まず鳥栖市と企業で進出協定というのを締結をいたします。

進出協定から、まず、操業開始をされまして操業開始から1年経過した日までに新たに鳥栖市民を雇用された場合もしくは市外から鳥栖市に転入された方を対象に交付をしております。期間はそれぞれの企業によって違いまして、なので、進出協定を締結して、操業開始の日から1年の間です。実際に操業を始められて1年はたった状態で、その時点で雇用されていらっしゃる数になります。なので、一定程度期間を終えた時点で判断をしております。

和田晴美委員

ありがとうございました。

開業してから1年以内に鳥栖の住民もしくは鳥栖に転入する方が雇用されていれば、会社としては条件を満たすと。

今度はその雇用された方が……、ちょっと言い方が悪いんですけども、2か月で辞めたとかっていうのがあると、この活用の本来の役割を果たさないと思って。やっぱり1年以上勤めたとかそういう長い雇用期間があってから、こういった20万円という金額であれば渡すべきじゃないかなと思ひまして、そういった条件がないかお聞かせいただけますでしょうか。

香月啓介商工観光課企業立地係長兼産業団地推進室産業団地推進係総務主査

その期間のところなんですけれども、雇用されて1年経過日が基準日なんですけれども、

そこから申請まで長いところで1年ぐらいあるんですけども、申請日までに辞めた方に対しては交付しておりませんので、そこは企業によって1年経過日から申請日っていうのが年度をまたぐ関係で変わってくるんですけども、一定期間、申請まで継続して雇入れをされている方に対して交付をしております。

和田晴美委員

そうしましたら、この1,080万円がちゃんと——これって追いかけて調べる予定なんですか。

例えば2年経過してもその方が働いているかどうかとか、いろいろな事情が双方にありはするもののどうしてもこの金額を価値あるものにしたいという点で、それが活用されているかっていう部分は気にかけてほしいという意味でお尋ねしたいと思います。

香月啓介商工観光課企業立地係長兼産業団地推進室産業団地推進係総務主査

交付した後の2年目、3年目に辞められているとか、そこまでの確認は実際は行っておりません。

あくまでも、どこかで基準日っていいですか、設けないといけないかと思っておりますので、対象となって申請があるまでの期間は必ず勤めておいてくださいというふうなところで今、広報しているような状態です。

和田晴美委員

この件につきましては、以上で大丈夫です。

39ページのマンホールの件なんですけれども、これは2回目ですよ。1回目のときは正直驚きまして、そんなに効果が出るものかと思いましたが、結論から言うと非常に効果があると実感しております。

といいますのも、鳥栖に来たっていう方とお話しをしたら、何と海外の方がわざわざこれの写真を撮るために自転車でまわったということを聞いて、こんなに吸引力があるものかと思いました。

なので、次はスプリングスにするというふうに計画になっているということですよね。これは何個で、どのあたりにつけるかを教えてほしいんです。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

マンホールの製作個数は1つでございまして、と申しますのが、先ほど補正の中でちょっと説明しましたが、マンホールカードの作成を前提としておりますが、前提に緯度と経度の座標がつくって申し上げましたが、1つの座標しか載せることができませんので、複数載せる仕様にはなっておりません。

ですので、1つを作ってその1つを目がけて行かれるっていうことを期待をしておるわけ

なんですが、設置場所につきましてはまだ未定でございまして、そこはスプリングスのほうとも話をして今後決めてまいりたいと思います。

和田晴美委員

そうしたら、1個で、場所についてはスプリングさんと協議をするっていう流れで決めていくということによろしいんですね。ありがとうございます。

それでは、ふるさと納税に関して御質問させていただきたいと思いますが、すいません、ふるさと納税の前に35ページの市小口資金融資に関してなんですけれども、これは前の御説明で運転資金と設備資金の2つですよ。これは、当初予算ではどのぐらいの配分で考えているか教えていただけないでしょうか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

配分的には、運転資金で使われるのか設備資金で使われるのかっていうのは、借りられる方がお決めになることなんですけれども、見込みとしては運転資金が7割、設備資金が3割ではなかろうかというふうに推測をしております。

和田晴美委員

運転資金が7割、設備投資が3割ぐらいということで分かりました。やっぱり設備投資をすることで大分潤ってきますし、税金もちょこちょこ入って来たりしますので、どのぐらいかなと思って聞かせていただきました。ここはもう質問だけで止めさせていただきます。

次に、ふるさと納税に関してなんですけれども、ふるさと納税の委託料に関しては、これは歳入設定のほうは一応見込み——令和7年度と同じ金額ぐらいだと思うんですけれども、同じであれば、上昇しているのになぜ増やされないのか教えていただきたいと思います。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

増やしたい目標は持っておりますけれども、総務省の基準で返礼品とかを決める必要がございますし、経費の割合ももう決まっておって、経費の割合を超過したりしますと2年間から3年間の停止というような厳しい処分が待ち受けています——みやき町がそうですけどね。

ですので、そのあたりを遵守した上での話ですが、返礼品の基準が10月から厳しく変わることが決まっております。

というのが、本市のように返礼品の主なものが工場の製造品の場合に、鳥栖で製造した付加価値、それと原材料費、そういったパーセンテージをちゃんと証明をして返礼品に登録をしなさいという総務省からの通知がございまして、そこで私どもがちょっと悩んでおるといいうか、課題と思っているのが、原材料の構成とかは企業にとっては秘密のところなんですよね。原価の部分にとっては原価です。

ですので、その証明を提出させろというふうになっておるわけなんですけれども、それで提出

を拒まれる製造業の方がおられるんじゃないかというふうに予想をしております、その分ちょっと伸び悩むんじゃないかなというふうな心配をしております。

私が冒頭申し上げたとおり、増やす目標は持っておりますけれども、条件が本市にとっては厳しいというふうに考えております。

以上です。

藤田昌隆委員長

関連でいい。アサヒビールはどうなるわけ。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

関連での御質問にお答えをいたしますけれども、アサヒビールは、令和11年1月の操業開始を目指して来月4月9日に工場着工に入られますが、そこで製造されるビールについても同じく原価の証明が必要となってまいりますので、そこは今後アサヒビールと調整が必要になってまいります。条件は一緒です。

和田晴美委員

続けて質問させていただきます。

先ほどの御説明の証明する原価、それも非常に厳しいというか、個人経営の方でも難しいようなレベルのものを提示するのは難しいと思いますが、付加価値の証明っていうのはどういうことをどう証明しなくちゃ……、これも難しいんじゃないかと思っておりますが。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

簡単に言いますと、一般の小売価格が100円といたしましたら、そのうち原材料費が30円です、70円がもうけですということを明らかにするっていうことです。

和田晴美委員

御説明ありがとうございます。

分かりました。一応前向きに増額するようになっていうことで。

ふるさと納税を活用するっていうのが本市の中で行われておりまして、増えたり減ったり——増える分はまだいいとして、もし減った場合に見込みっていうか、当てになる財源として考えて計画が進んで、どのように困るかを心配して、なるべく上がると、もっと上げるもっと上げるっていうような考えは一緒です。そういう部分で心配しておりましたので、質問させていただいたところでした。

私からは以上です。

下田辰也委員

40ページの負担金、補助交付金の中に新鳥栖駅の観光案内事業補助金として880万円ほど上がっておりますが、これの具体的な内容が分かればお聞きしたいです。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

新鳥栖駅の観光案内事業補助金の御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、新鳥栖駅の新幹線の改札を出て在来線に向かいますファミリーマートの対面のほうに観光案内所がございます。

そちらへの補助金となっておりますけれども、事業の内容が、9時から18時まで開いております。年中無休です。

人員は5人雇っておって、金銭を取り扱う、物を売ったりするものですから、2人のシフト制となっております。2人のシフト制で9時から18時、年中無休と。

事業の内容は、市内それから県内、九州内の観光情報等の提供、それからいろんなところから観光パンフレットが送ってこられたりするわけなんですけれども、その観光パンフレット、ポスターの掲示、配布、それとあと、新鳥栖駅構内への観光情報の掲示——新幹線の改札を入れたらスプリングスのユニホームとか、以前は緒方孝市選手のユニホームだとかを飾ったりとかしておったんですけれども、そういったもの。

それと、物産品の展示、販売。水田屋さんのお菓子であったりとか、そういったものを販売をしたりということと、あとレンタサイクルの貸出しを行っております。ちなみに令和6年度の実績で観光案内所の利用者数が4万3,500人、レンタサイクルは217台の貸出し等を行っております。

概要については以上でございます。

下田辰也委員

そうしたら、この880万円というのは人件費ですか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

先ほどの2人シフト制で、5人の人件費になります。

下田辰也委員

分かりました。ありがとうございました。

飛松妙子委員

30ページのふるさと「とす」応援寄附金の、前年度が1億7,900万円の繰越しで今年度が1億2,200万円の繰越しってことなんですが、この繰越しは前年度のみなのか、それか前々年度も含めての繰越しと思っていいのか。

もう一つは、繰り越す場合の寄附者の思いの事業ごとがあったと思うんですが、その事業が翌年度使われないというところで、それが繰越しになっていくってところなのか教えていただけますか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

まず、今年度に掲載しております繰出金……（「繰出金？」と呼ぶ者あり）繰出金ですよ。ね。（「繰入金」と呼ぶ者あり）

すいません、一般会計からすると繰入金ですね。

繰入金につきましては、前年度の経費を除いた寄附額、基金に積立てた金額と同額を歳入に入れまして、その寄附者の使途に分けて歳出を組んでおります。

飛松妙子委員

ということは、昨年度の令和7年度分が繰入金として1億2,265万7,000円で、前年度の1億7,995万9,000円は今年度全て使っているってことでよかったのでしょうか。

廣重浩三商工観光課長補佐兼商工観光労政係長

この繰入金は、令和6年度に入ったものになります。（「毎年そうなるのかどうかを聞きたいんです」と呼ぶ者あり）

令和5年度の分は全ては使っておりません。市長におまかせの分で幾らか余っております。

そちらのほうは、また来年、令和8年度、もしくはそれ以降に使っていただくような形になります。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

できれば使い切ったほうがいいと思うんですけど、その事業によっては使い切れなかったりとか繰り越したりとかがあると思いますので、今後、当初でできるのかどうか分かりませんけれども、そういう資料を出していただければと思います。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

基金をつくらせていただいて、基金を積んで、その充てた実績が出てくるっていうのが今年度の決算になりますので、決算の際はそういった資料の御提示を差し上げたいと思います。よろしゅうございますか。

飛松妙子委員

はい、ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

今回は出さなくていいですね。

飛松妙子委員

大丈夫です。

藤田昌隆委員長

ちょっと気になった言葉が出たんやけど、市長おまかせって言われましたよね。

今の発言の中で市長おまかせの部分があるというお話をされたと思うんですけど、聞き違

いかな。その市長おまかせというのをどういうものか説明してくれん。市長が勝手に自分でいいように使っていいものか、それが市長おまかせじゃないでしょう。だからどういう使い道があるとか、どういう規範があるとか、そういうのをぜひ。市長おまかせだったら言葉自体がおかしい。そんな市長おまかせなんかあるはずがないと思います。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

通常は寄附者の方が使途を決めておるところに、これというところで指定をされて寄附をされますけれども、指定をされない方でその財源について——言い方からしますと予算組みについては市長におまかせしますと。予算組みはですね。

ただ、その決定は議会にお諮りした上でのことになりますので、寄附者の方への分かりやすい説明としてそのように廣重は申し上げたものですが、委員長の言われるとおり、市長が勝手に使っていいというものではございません。よろしいですね。

藤田昌隆委員長

だから、その市長おまかせという言葉自体をこういう委員会の場では発言を控えていただくよう、これはお願いでございます。

そもそもないっちゃけん、市長おまかせとかいうあれは。

ということでお願いします。以上です。

飛松妙子委員

次は37ページの四阿屋の遊泳場の監視、御手洗の滝駐車場整理等の部分ですが、昨年、あずまやが新しくできまして全員で行かせていただきました。

そのときに、特に駐車場整理をされている方々が熱中症にならないかなってとても心配しましたので、そのあたりの環境整備等を何か考えていらっしゃるか教えていただいてよろしいでしょうか。

廣重浩三商工観光課長補佐兼商工観光労政係長

今年度については、テントを増設する予算を要求しております。

飛松妙子委員

テントをしていただくってことなんですけど、外だからテントも暑いなと思うんですが、何か熱中症対策になるような取組をもう一步お願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

あともう一点、35ページの下から5行目の創業支援事業補助金20万7,000円なんですけど、昨年、創業された方の話なんですけど、本人は創業したと思っていたんですけど、実際は、自宅でちょっとパン教室とかをして収入があったっていうところもあって、結局その創業支援補助金を受けられなかったっていう。鳥栖ビズさんとかにも相談に行って、いろいろ勉強しなが

ら御指導いただきながら補助金もらえるよってことで申請までしたんだけど、結局駄目だったっていう経緯があってですね。なので、その創業支援の……（「規定とか？」と呼ぶ者あり）そうですね。その緩和っていうのがもうちょっとあってもいいのかなという気がして。

自宅でパン教室をこじんまりとされている。でも、今度はパン屋さんとして出店したいっていったときにちょっと事業的にも規模的にも大きくなるもんですから、その辺の支援ができることによって——個人でされてらっしゃる女性の方だったんですけど、創業しやすく、今後そういう女性の方が進出したいと思ったときにも、子育てが一段落して何かしたいなと思った方々にとっても創業がしやすくなるのではないかなと思うんですが、そのあたりのことをちょっと考えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

この資料の中に記載をしております創業支援事業補助金の内容なんですが、創業するからということでのそれに対する、創業に当たっての補助金ということではございませんで、創業するに当たって資金が必要となつてまいりますので、資金を借りるときの保証料を補助するというスキームになってございます。

飛松議員がおっしゃっているのは、新規に女性の方がそういった個人事業主で創業される際にそういった保証料の補助とかではなくて、何らかの純粋な事業費の補助みたいなものがないかということによろしいですか。

飛松妙子委員

いや、おっしゃるとおり金利の部分だとか、補償金だとかそういう部分です。実際受けられなかったというのがそういう部分なんです。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

そのあたりは、受けられなかった原因が何になっているのかを確認して、検討すべきならば検討してまいります。

飛松妙子委員

多くの方が鳥栖で創業をできるように緩和できるところは緩和していただきたいと思いますので、創業される方でできなかった方へのアンケートとかは取っていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかに。

和田晴美委員

35ページから39ページにわたって四阿屋に関する経費がございすけれども、今回お話す

るのは、飛松議員も言われたようにあそこは整備がきちんとされていて、遠くからもたくさん来られてあります。

今回は2個考えがありまして、一つは駐車場なんですけれども、駐車場は、今、無料になっているけれども、整理の人たちの経費を計上されているので、少しでもいいのでシーズン中だけでも有料にしてはどうかと。

この話を提案する背景としては、多くなればなるほど地域の方たちが困っているっていうような御意見が出ておりまして、その経費の一部を利用していただければしていただくほど何か地域に関する、活性化する費用として一部お渡しできれば幾分か——例えばごみを捨てていくとかそういうことなので、自主的に清掃活動をされてあるんで、そういう活動費に持っていっていただけるのも一つの解決策かなと思います。

その反面、土地が鳥栖市のじゃないのかなとか、舗装されていないので砂利だとか舗装をした上で有料になるとある程度——あのままでもいいとは思いますが、舗装を含めた整備をしていただくっていうのも利用者にとっては納得のいくお支払いの方法なのかなと思うので、そういう考えがないかというのが一点と、あともう一つが、来た人が食べたり飲んだりっていうところがあの辺りにないので、キッチンカーがたまに一、二台いるのは見かけられるんですけれども、もう少し積極的にスペースを整備していただいてキッチンカーが業をなすような環境を整えてほしいと思います。

駐車場の問題と来てくださった方がそこでもう少し飲んで食べてというような、消費税が落ちるような政策ができないかという部分でお尋ねさせていただけないでしょうか。

廣重浩三商工観光課長補佐兼商工観光労政係長

四阿屋遊泳場の駐車場に関しては、今、無料化になっていますので、有料化っていうのも検討していかなければいけないなということを感じております。

あと、キッチンカーとかの面もちょっと検討していかないといけないかなと思っております。あと、舗装のほうもいろいろなものを含めてちょっと検討を……

藤田昌隆委員長

ちょっと待って。きついきつい。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

担当係長はそのような希望を持っているということですが、担当課としては、まず有料化をした場合にどういう料金を徴収するのか、有料化するんであれば舗装をしなくちゃいけないかなというふうに認識をしています。

ただ、あそこの場所で自動料金とかっていうと犯罪というか、その料金を取られたりとかいうことは大いに懸念されますので、今の状況では人が徴収する必要があるのかなとか、現

金でなければいいのかなとか、そういったこともろもろ含めて有料化するには課題が大きいと思っています。

なお、有料化するためには公の施設として駐車場を条例化する必要があります。駅駐車場とか条例化して料金を取っていますよね、新鳥栖駅にしても鳥栖駅の東側にしても。

四阿屋遊泳場駐車場ということで、条例化がなじむのかどうか、そこも含めて我々の中で検討が必要と思っていますので、一飛びに有料化っていうふうにはまいらないかというふうには内部でも思っています。それと、駐車場の土地は鳥栖市の土地になっております。

有料化については、すぐは難しいということをお分かりいただければと思います。

あと、キッチンカーにつきましては、そういったお声は数々いただいておりますので、そういった何か食べたり飲んだりとかするものについては、別途検討が必要かなと思っています。出店みたいなものが出ておりますけれども、以前委員長からも高いというようなことも伺っておいりましたので、そのあたりの競争が働くような感じも期待できるかなっていうのは聞いていて思いましたので、その辺りも含めて研究させていただければと思います。

和田晴美委員

ありがとうございます。思った以上に思いが一致しておりました。

また、同時に近くの勝尾城とかの整備が入っていますので、道路も決してきれいとは言えない、危ないようなところもありますので、そこでちょっと——これは難しいと返ってくると思ってこの質問をさせていただいていたので、検討の中に入れてほしいというのは、その勝尾城の整備と一緒に含めてやれないのかなと。なぜかというと勝尾城の計画の中に四阿屋がちょっと入っているわけですね。

だから、一緒にすることでその利用が夏だけではなくてほかのシーズンとかに利用できるのであれば先ほどの有料化で自動化にするのかとか、私のイメージとしては、ハードルが低い考え方的には、民間ではあるんですけども、だざいふ遊園地などが年末に非常に多くて、一時的な有料駐車場をして料金を取っていたので、すみませんが、民間の考えでおいりましたのでさっきの説明からすると条例をつくったり整備しなければいけないというところで、ハードルをもうちょっと上げなければいけないというふうに思っておりましたが、イメージ的にはそのような季節的に特設される駐車場であってでもいいのかなと思っておりましたので前向きに、具体的に大変かもしれませんが、これからもっと四阿屋だとか栖の宿だとかあの一帯の自然観光を盛り上げるためにはこういったことを考えていかなければいけないんじゃないかと思いましたので、要望と提案をさせていただきました。

野下泰弘委員

四阿屋で確認なんですけど、キッチンカーが何台かあるって、来ていたのを見ていっし

観光的な要素として、トイレってかなり重要だというふうに認識をしておりますので、年次計画的に取り組んでいけたらというふうに思っておりますので、十分認識をしております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。ぜひともよろしく願いいたします。以上です。

野下泰弘委員

ふるさと納税に関連したところなんですけど、課が違うので申し訳ないんですが、今回、ふるさと納税の料金を減額ということにされましたが、出ていくお金っていうのがすごく気になっていて、ふるさと納税でどれぐらい出ていくのか、もちろんその出ていったお金をこのふるさと納税で回収しろとかそういう質問ではないんですけど、来年度どれぐらい予定されているのか分かれば。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

これは税務課の範疇になるんでしょうけれども、市民が市外にどれだけふるさと納税するかっていうのとの比較をおっしゃってあるんだと思いますが、来年度の数字については分かりかねますけれども、令和7年度で言いますと、恐らく同じぐらいの3億円幾らと申しましたけれども、同じぐらいかと思います。

というのが、令和6年度の実績で1億円ほど市民の方が市外に納税された額がございましたもんですから、そうではなかろうかというふうに思っております。

じゃあ、マイナスじゃないかっておっしゃられるかもしれませんが、我々の担当ではございませんけれども、企業版ふるさと納税ということを総合政策課でもやっております、そこで8億円なりの一まだあったかもしれませんが—そういったお金も企業版ふるさと納税で入っておりますので、そういうものを加味しますとふるさと納税全体ではプラスではないかなというふうに思っております。

以上です。

野下泰弘委員

ありがとうございます。もう少しふるさと納税で。

委員長から、市長っていうところの寄附項目でありましたけど、サガン鳥栖がなかったとか久光もないっていうような話もある中で、令和8年度で増える予定っていうのはあるんですか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

野下議員からもそういった御指摘もありまして、令和7年度の7月からサガン鳥栖支援とスプリングス支援を2つ、5項目から7項目に用途を追加をいたしておりますので、そこは状況に応じて必要であれば追加をしてまいりたいというふうに考えております。

野下泰弘委員

ぜひ、地域の支援団体と言いますか、例えば子ども食堂とかいったところにもお金が回ると

うな仕組みを構築してもらえればと思います。

別件になりますが、コンベンション補助金というものを宿泊に関しての予算が組まれているんです。40ページの210万円になります。

申し訳ないんですけど、こちらの昨年度の利用率と栖の宿でこれが幾らぐらい使われたっていうのを教えていただいてもよろしいでしょうか。

廣重浩三商工観光課長補佐兼商工観光労政係長

令和6年度に関しては、件数が5件で、補助金としては150万円補助しております。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

令和6年度の実績については先ほど申し上げたとおりでございますが、栖の宿の実績については6年度はございませんで、7年度に西日本選手権野球大会がございましたときに、栖の宿の利用実績、3日間利用されて延べ109人の利用実績がございます。参考までに申し上げます。

野下泰弘委員

令和7年度はまだ出ていないという認識ですかね。この補助金が僕としては非常に使いにくいついていうのがあって、団体が申し込むときに請求書と交換に現金というか、振り込みというような記載があると思うんですけど、大会を運営したときに例えばチームごとに申請とか、そういうことってできないのかなと。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

領収書等は付けていただく必要はございませんで、各チームごとの宿泊利用されたときの証明書を寄せ集めていただければ結構ですから、チームごとに証明を取られて一括で申請していただくとか、そういったことで条件を満たすっていうことであれば可能でございますので、そこは御相談していただければ。

野下泰弘委員

それは、チームで50人以上というなかなか難しいんですけど、各チームで申請じゃなく大会の運営側が申請を出さないといけないということですよ。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

延べ50人以上の宿泊っていうのが条件になっておりますので、そこを超えるようであればチームでも結構ですし、そのチームを取りまとめてその大会の主催者が延べ50人以上になるように各チームからその証明をホテルに泊まったときに証明をもらえばいいんですから、そ

れを集めていただければ、50人以上になればよろしいかと思います。

野下泰弘委員

すごく分かるんですけど、大会運営側が取りまとめて領収書をもらって返金をするっていうのは運営側からすると非常に手間だと感じるんです。

各チーム、各団体がそれぞれ宿泊地を取と思うんですけど、そこから直接申請可能って、できるんですけど、その時の50人以上っていうのは非常に厳しいなって考えています。

令和8年度にも鳥栖で野球の大会があります。頭が仕切るぐらいの組織運営をされていればいいと思うんですけど、野球チームにしても各チーム、絶対50人いないと思うんです。そこが直接やれるようなことっていうのはできないのかなと思って。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

いや、先ほど申し上げたとおり直接もできますけれども、そこで一まとまりで50人以上の宿泊者がなければ条件としてはクリアしないわけですから、そこはある一定取りまとめたいただく必要がございますが、おっしゃられてあるような懸念は、主催者側が請求をする際にそれぞれ各チームのほうに口座を振り分けていただくとか、そういうことで個別に振り込みが可能になりますから、そういったことも御相談していただければ、より使いやすいんじゃないかというふうに思います。

野下泰弘委員

おっしゃることはすごく分かるんですけど、そこに人員を配置するっていうのが難しい。

例えば、僕が携わっている空手の全国大会とかを鳥栖でやっているときはほとんど個人、チームといっても二、三人で来るわけですよ。そこを取りまとめるだけの組織力が運営側がないっていう大会が多くて、野球は結構でかいんであると思うんですけど、また今後相談させていただければと思いますし、50人から100人っていう最初の枠があると思うんですけど、僕だったら野球の3チームまとめてここが一括して出場するんで申請します、その3チーム合わせた数が50人だったら1人当たり1,000円来るわけですね。

でも、ここが6チームまとまって出してしまうと100人になってしまうっていう場合は、1人当たり500円になってしまうわけです。

そのちょっとしたずれはあるんですけど、そういった1人当たりっていうふうにはできないのかなっていうのも御相談としてお聞かせ願えますか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

お気持ちは分かりますけれども、それこそこちらの検討とかも考えますと、ある程度の枠でさせていただいたほうが説明もしやすいし、分かりやすいというふうに思っております。

ただ、その人数の分け方が50から100が一くくりでよろしいのかとか、そういうのはまた別

域における騒音や振動、そういったものの調査委託料でございます。

地盤変動影響調査につきましても、必要に応じまして造成工事、こちらによる影響を調査するための委託料でございます。

水質調査委託料につきましては、造成工事に伴います周辺地域における地下水、井戸水の調査委託料となっております。

節14工事請負費につきましては、新産業集積エリア整備事業における整備が残っております公園緑地の工事費、それから、仮設道路の撤去のための工事費でございます。

節21補償、補填及び賠償金に関しましては、造成工事の影響を受けた建物等が認められた場合にその損失を補償するものでございます。

次のページ、45ページをお願いいたします。

先ほど御説明をいたしました内容の主要事項説明書でございます。

次のページ、46ページをお願いいたします。

款2公債費につきましては、地方債利子と一時借入金の利子の償還金でございます。

以上、説明を終わります。

藤田昌隆委員長

説明が終わりました。

質問のある方は挙手の上、よろしくお願いします。

和田晴美委員

一点御質問させていただきます。

44ページの節12番委託料の中の草刈り委託料1,700万円。ちょっと大きいなと思って、何回かするのか回数を教えていただけますでしょうか。

能富繁和商工観光課参事兼産業団地推進室長補佐兼産業団地推進係長

これは、場所としては昨年度と今年度整備した公園緑地部分の草刈りになっていまして、昨年度分については、年間で5回、今年度分については4回、整備、草刈りをするように計画をしております。

藤田昌隆委員長

関連でちょっとお伺いします。

草刈りが5回とかありましたけど、最初の頃は篠原さんのところのあれが草刈りをされたと思うんですが、金額的にはどうですか、上がっているんですか、下がっているんですか。

能富繁和商工観光課参事兼産業団地推進室長補佐兼産業団地推進係長

正確な数値はちょっと記憶しておりませんが、人件費が上がっておりますので、その分上がっているかと思います。

藤田昌隆委員長

上がっている。分かりました。

ほかに。

古賀克則委員

45ページのアサヒビール鳥栖工場のところの部分で、緑地公園ってあの周りのことですか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

県道沿いとあさひ新町側沿いとの周りといえは周りの部分になります。

古賀克則委員

ありがとうございます。

その分は今、県と一緒にやっているわけですね。鳥栖市だけがやっているんですか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

県道の道路敷については県が、正確に言うと佐賀県東部土木事務所が行っておりますが、道路境界から敷地内については鳥栖市で行っております。よろしいですか。

古賀克則委員

はい、ありがとうございます。

その分が長期にわたって今後ずっと鳥栖市のほうが管理していくわけですね。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

緑地公園につきましては、鳥栖市のほうで管理を行ってまいります。

古賀克則委員

その部分で、公園化っちゅう形でよく地域の人から声を聞くんですけど、遊具とかはつくんですかっちゅう話があるんですが、どんなですか。

古沢修経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長

周辺の方々からもそういったお声はいただいております、先ほど公園の整備というふうに申し上げましたが、旭地区には複合的な遊具を置いた施設公園がないというようなお声もあったもんですから、地元の幸津町、あさひ新町、下野町の方々に選んでいただいた複合遊具を置くようにしております。

藤田昌隆委員長

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

以上です。

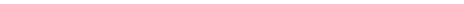
飛松妙子委員

同じところを聞こうと思っていたので。

44ページのこの2,800万円の部分が複合遊具を設置する費用と考えてよろしいでしょうか。

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。



藤田昌隆委員長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これもちまして本日の委員会を散会いたします。

午後 2 時45分散会

令和 8 年 3 月 6 日（金）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 野下泰弘

委員 古賀克則

委員 飛松妙子

委員 下田辰也

委員 和田晴美

委員 中山龍一

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長 鹿毛晃之

経済部次長兼商工観光課長兼産業団地推進室長 古沢修

商工観光課長補佐兼商工観光労政係長 廣重浩三

農林課長 三橋秀成

農業委員会事務局長 庄山裕一

建設部長 沼野猛

建設部次長兼建設課長 藤川博一

建設課長補佐兼庶務係長 下川広輝

建設部次長兼維持管理課長兼流域治水対策室長 実本和彦

都市整備課長 樋本太郎

国道・交通政策課長兼スマートインターチェンジ推進室長 杉本修吉

上下水道局長 平塚俊範

上下水道局管理課長 犬丸章宏

上下水道局参事兼管理課長補佐兼総務係長 秋山政樹

上下水道局次長兼水道課長 日吉和裕

上下水道局下水道課長 桑形伸

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

現地視察

浄水場（原古賀町）

山浦P Aスマート I C（仮称）（山浦町）

議案審査

議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

議案乙第7号令和7年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

議案乙第8号令和7年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）

議案乙第9号令和7年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第4号）

議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第13号令和8年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算

議案乙第14号令和8年度鳥栖市水道事業会計予算

議案乙第15号令和8年度鳥栖市下水道事業会計予算

議案甲第15号鳥栖市火入れに関する条例の一部を改正する条例

議案甲第16号鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例

議案甲第17号鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例

議案甲第18号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

建設経済常任委員会行政視察の件

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午後 1 時 10 分

現地視察

浄水場（原古賀町）

山浦P AスマートIC（仮称）（山浦町）

至 午後 2 時 40 分

ss

午後 3 時 9 分開会

藤田昌隆委員長

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

~~~~~

## 自由討議

藤田昌隆委員長

自由討議におきましては、6月定例議会で実施したいと思っております。

理由としては、新人議員の方が3名いらっしゃるんで、もう少し分かった上で自由討議に移りたいと思います。

よろしくお願いします。

~~~~~

総括

藤田昌隆委員長

これより、総括を行います。

それでは、和田議員、よろしくお願いします。

和田晴美委員

私からは、数点総括を述べさせていただきます。

1点目は、四阿屋に関することで、質問のときにもいろいろと伺いながら聞きますと、まず駐車場の整備に関して、やはり地域の方も観光の方が来るとほぼ毎日のようにごみの清掃活動をしたりなど、いろいろな御協力を得て四阿屋周辺の観光が整っているということが分かりました。

そこで提案といたしましては、今、無料でしている駐車場を整備して有料にすることで、一部清掃活動に回していただくっていうのも考えかなと思っております。

今度は観光で来ていただいている方からの要望といたしましては、あの辺りにキッチンカーなどで、そこで長時間遊べるような環境整備をしていただく、また、課は違いますが、少し離れたところの勝尾城の整備をやろうかというふうになっておりますので、そこも総合的に含んだところで考えていただくと道路とパーキングがうまくいって、皆さんがより利用しやすく、また、滞在時間が長くなることによって、四阿屋そして勝尾城でもいろいろ学んで観光も楽しんでいただけるっていう場所にならないかと思っておりますので、そういったところを含めて御検討を今後もしていただければと思います。

2つ目といたしましては、農業委員会のほうで、5ページの6-1-1-8、もしくは、6-1-1から11、13、18のところでは農業委員会に関する活動などを含めた予算がありましたけれども、この農業関係に関しましては農地の問題や後継者の問題など幾つも抱えております。

それに産業誘致に農地が活用されるなど広きにわたって課題があるというふうに認識しております。

そういうものを考えてみますと、きちんと農地の整備をする、後継者もちゃんとできるような、要は――すいません、ちょっと言い直します。

今、農業に従事されている方がもう70歳も軽く超えております。

そうなってくると、今のうちにきちんと後継者につなぐにはどうしたらいいかというのを考えていくと、この活動の中に幾つも解決をしなければいけないことがあるかと思えます。

いろいろな研修も幅広くやっているってことなんですけれども、そういうふうに研修をすることで解決が少しでも早くいくようにしていただきたいと思えます。

令和8年度で考えている研修の中でもこの問題が解決できるような研修などをやっていただいて、少しでも早く問題解決につながるようにしてほしいと思っております。

あと、委員長からもありましたけれども、新鳥栖駅前の今後の開発を進める中で、現在は鳥栖市から私有地の活用についていろいろと言うことができないっていうことでしたけれども、周辺はせっかくのいい土地なので有効に使ってほしいので、駐車場ばかりできるとかで

はなくて、もっとこちらのほうの都市開発の計画に沿った土地利用を進めていただけるように計画を立ててほしいと思っています。

新しくパーキングを造っている方も新しく造ったのに開発が変わって、せっかく駐車場を作ったけれども駐車場じゃないほうがよかったなとか、やっぱりホテルがよかったな、ほかの施設のほうがよかったなっていうこともあるかと思いますので、委員長も言いましたけれども、あの周辺の土地利用についてはなるべく早くお示しができるように令和８年度もしっかりとやっていただければと思います。

以上でございます。

藤田昌隆委員

中山議員。

中山龍一委員

まずは、本日も雨の中ありがとうございました。

今回の委員会で令和８年度の当初予算であったり、補正予算であったりというところで、まず予算編成のほどお疲れさまでございました。ありがとうございました。

やはりこの予算、そしてお金の使い道を決めていくというところで費用対効果が非常に求められるというふうに思っております。

やったことはしっかりとPRもしていただいて、この建設経済常任委員会は鳥栖の土台をつくる大事なものだと思っております。

道に始まり、水道、そして産業、皆さんの食、食業であったり、農業、皆さんの食料を作る、本当に鳥栖の土台をつくる大切な委員会だと思っております。

ここをしっかりと、費用対効果の高い取組と一緒にやっていって、やったことはしっかりとPRをして市民の方にも理解をしていただいて、皆さんに我々も含めて質実剛健な市にしていきたいというふうに考えております。

今日も浄水場を見せていただきました。

先進的な機材を入れて、そしてテロ対策も含めてしっかりと取り組んでいらっしゃるというところで、これも知ろうと思わないとなかなか知らないところなんですけれども、そういうところでもしっかりとやっていく、やったことに関しては理解を求めながら料金をしっかりと徴収していく、こういったこの積み重ねこそが鳥栖市の未来をつくっていくと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いします。

以上になります。

藤田昌隆委員

続いて、飛松議員。

飛松妙子委員

雨の中、現地視察大変にありがとうございました。

空家等対策補助金について、補正でも令和8年度でも予算が載っておりますが、令和7年度に関しては活用がなかったということで御報告もいただきました。

令和8年度はしっかりと取組を進めていくってことですので、本当に期待をしたいと思っております。各課またいでしっかりと取り組んでいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

あともう一点は、市民の森の整備状況の資料を提出いただきありがとうございます。

年度をかけてどういうふうに整備をしていただいたかというのが分かる資料を頂きました。

その上で、いろんなところでいろんな整備をしていただいているんですが、各課が持っている担当が市民の森だったり四阿屋だったりいろいろしていると思います。

その中で、トイレだったりとか柵だったりとかいろんな環境整備をしていただいているんですが、御手洗の滝の手前にある駐車場のトイレのところが整備をしないととても入れるような状態じゃないってことも御指摘させていただきましたが、そういった意味では、周りのところも含めていろんなことを環境整備できると、いろんな方々が行きやすくなるのではないかと思いますので、担当課が違ったりするかもしれませんが、そこはもう併せて情報を共有しながら観光の面とか市民の方の利便性だとかを含めて考えていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

藤田昌隆委員

下田議員。

下田辰也委員

今日の視察研修、雨の中ありがとうございました。

まず、視察研修の感想といたしまして、初めて浄水場に入りまして市民の生活を支える水道水の安定供給の重要性と施設の維持管理や今後の更新の必要性について説明を受けてまいりました。水道は重要なライフラインでありますし、災害時も含めた安定供給の確保が重要であると改めて感じました。

また山浦パーキングにつきましては、令和8年度も調査費用で予算を上げていただいておりますので、高速道路へのアクセス向上に物流や地域活性化効果が期待される事業だと思っております。

私たちも一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、一步でも前に進めればと思っております。

令和7年度の補正予算、令和8年度の当初予算と初めて参加させていただきました、まだまだ勉強不足な点がありますが、今後また皆様と一緒に勉強してよりよい鳥栖市をつくっていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

終わります。

藤田昌隆委員

古賀議員。

古賀克則委員

今日の視察、本当にお疲れさまでした。

新幹線のトンネルの水があんなに出ているっちゅうのを知らなくて大変勉強になりました。

子供たちを連れて御手洗の滝とか栖の宿とかに合宿みたいな感じでよく行くんですけど、御手洗の滝の駐車場なんかは両脇に車がずらっと止まって、トイレも子供たちは嫌だっちゅうような感じで、そういったところで、もう少し環境の整備とかうまくできないかなと思っていた部分も多々ありました。

あと、話は変わるんですけど、経営体の育成基盤整備の関係で、県と地元の人と協議に時間を物すごく要するとかそういう部分や中座も若干あったんで、これももう少し、どういう問題があっているのかなとか何でうまくいけないのかなとか、そういう部分もちよっと知りたい部分もあったんですけど、まだまだ私も勉強中でうまく言うことができないんですけど、今後しっかり勉強していきながら何とか鳥栖市を発展させていきたいと考えてますんで、よろしくをお願いします。

以上です。

藤田昌隆委員

それでは、最後に野下議員。

野下泰弘委員

私からは、地域公共交通というところで、乗り合いタクシー、本年度も予算をとっていただき実証実験していただけるということで非常にありがたいというふうに感じております。

本年度、1年を通してやっていただきたいこととして、タクシーの利用者と乗り合いタクシーの利用者の違いを明確にデータとして残していただきたいと思います。

現状、高齢者福祉乗車券を使用して360円という価格設定とはなりますが、この乗り合いタクシーがそもそもなぜできたのか、交通弱者のためっていうところで、免許を返納しやすい環境、また70歳以上の方とか非課税世帯の方はもっと料金は下げれるのではないかと思います。ぜひ、近隣自治体の例を含めて令和8年度はしっかりとしたデータの収集の上、検証までいってほしいと思います。

ぜひ、費用対効果のあるイベントを開催していただきたいですし、今佐賀県がネスティバルというイベントをしています。

今年U-15の練習拠点としてネストヴィレッジっていうものを開設する予定なんですけど、鳥栖市においてこのネストっていう言葉のブランディング化っていうのはまだまだしていないように感じますので、各課におきましては、ぜひこのネストっていう言葉を鳥栖市民が身近に感じられるような言葉にしていきたいと思います。

藤田昌隆委員

一緒になって一つでも問題解決をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

藤田昌隆委員長

藤田昌隆委員長

本件中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。

よって、本年中建設経済常任委員会に付託された関係分は原案のとおり可決をされました。

議案乙第7号令和7年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

続きまして、議案乙第7号令和7年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）についてお諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案乙第8号令和7年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）

続きまして、議案乙第8号令和7年度鳥栖水道事業会計補正予算（第2号）についてお諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案乙第9号令和7年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第4号）

続きまして、議案乙第9号令和7年度鳥栖下水道事業会計補正予算（第4号）についてお諮りいたします。

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第14号令和8年度鳥栖市水道事業会計予算についてお諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 議案乙第15号令和8年度鳥栖市下水道事業会計予算

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第15号令和8年度鳥栖市下水道事業会計予算についてお諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

議案甲第15号鳥栖市火入れに関する条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

続きまして、議案甲第15号鳥栖市火入れに関する条例の一部を改正する条例についてお諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案甲第16号鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例

続きまして、議案甲第16号鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例について、お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案甲第17号鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例

続きまして、議案甲第17号鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例についてお諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案甲第18号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例

続きまして、議案甲第18号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例についてお諮りをいたします。



藤田昌隆委員長

以上で、全ての日程が終了いたしました。

これをもって、建設経済常任委員会を閉会いたします。

午後 3 時30分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 藤 田 昌 隆

